

同(渡辺三郎君紹介)(第四二九九号)

同(渡辺惣藏君紹介)(第四三〇〇号)

旧満蒙開拓青少年義勇軍関係者の待遇改善等に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第四一七二号)

各種障害年金制度改善に関する請願外二件(川保健二郎君紹介)(第四一七七号)

大腿四頭筋短縮症患者救済に関する請願(小林信一君紹介)(第四一七八号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族の範囲拡大に関する請願(田代文久君紹介)(第四一四九号)

保育所の父母負担軽減に関する請願(広沢直樹君紹介)(第四一七八号)

国立病院・療養所の医療改善等に関する請願(寺前巖君紹介)(第四二五二号)

医療保険制度の確立に関する請願(紺野与次郎君紹介)(第四二五六号)

健康保険法改正反対に関する請願(石母田達君紹介)(第四二五七号)

保育予算増額等に関する請願(津川武一君紹介)(第四二五八号)

同(伏木和雄君紹介)(第四二五六号)

同(平田藤吉君紹介)(第四二六〇号)

同(中島武敏君紹介)(第四二六一号)

は本委員会に付託された。

一五号)の撤回許可に関する件

労働関係の基本施策に関する件

本日の会議に付した案件
建設労働者の雇用の改善等に関する法律案(内閣提出第二五五号)
建設労働法案(川保健二郎君外九名提出、衆法第一五号)
賃金の支払の確保等に関する法律案(内閣提出第二六六号)
建設労働法案(川保健二郎君外九名提出、衆法第一六号)

そこで、どうしてこういう問題が起きるのだろうか、その論議をこの委員会でやつた結果、労働省の方で、附帯決議論議のあれで、それじゃ一応立てかえ払い制度を提案しましよう、つくりましよう、それから出かせきといふのは、おおよそ建設業務に携わっているから建設労働関係法を出しましよう、労災関係はさらにシビアに強制業務ができるようやりましよう、こういったことでおくづつた労務提供のような状態、これが非常に多い。

そこで、どうしてこういう問題が起きるのだろうか、その論議をこの委員会でやつた結果、労働省の方で、附帯決議論議のあれで、それじゃ一応立てかえ払い制度を提案しましよう、つくりましてから出かせきといふのは、おおよそ建設業務に携わっているから建設労働関係法を出しましよう、労災関係はさらにシビアに強制業務ができるようやりましよう、こういったことでおくづつた労務提供のような状態、これが非常に多い。

そこで、どうしてこういう問題が起きるのだろうか、その論議をこの委員会でやつた結果、労働省の方で、附帯決議論議のあれで、それじゃ一応立てかえ払い制度を提案しましよう、つくりましてから出かせきといふのは、おおよそ建設業務に携わっているから建設労働関係法を出しましよう、労災関係はさらにシビアに強制業務ができるようやりましよう、こういったことでおくづつた労務提供のような状態、これが非常に多い。

○熊谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の建設労働者の雇用の改善等に関する法律案及び川保健二郎君外九名提出の建設労働法案の両案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川保健二郎君。

○川保健二郎君 昨年、いまでは一昨年ですか、ようやく雇用保険法というものが成立を見たわけです。が、雇用保険法をめぐる論議がここ数年あらゆる分野で論議されてまいりました。昭和二十一年ですか、日本に初めて失業保険制度ができ上がったものを名実ともに改正する雇用保険法の審議をめぐって、いろいろと附帯決議あるいは各関係委員からの質問等がありまして、その結果、出かせぎ現場における、特に下請業というもののからくる資金不払い、单なる不況というのじやなくて、下請制度という制度かスタイルか知らぬけれども、そういうものからくる資金不払い、大臣と私とのやりとりもあつたが、朝間に起きてみたら、出かせぎを初めとして七人ばかり埋めになつた。それから同じように先々月、同じ山形で幹線工事で六人がガス中毒で死んだ。そのことをこの前、基準局長からいろいろと聞いたのですが、コンプレッサーがばかになつていて、その結果、出かせぎを初めとして七人ばかり埋めになつたといふのだから、これは死ぬ方があたりません。

○中川説明員 建設省といたしましては、施工業者大林組の監督者といたしまして十分関係がござります。

○川保健二郎君 さういう手配もしておる、こういうふうなことを私からまず御報告申し上げておきます。

○川保健二郎君 建設省は、これに関係がありますかね。

○中川説明員 建設省といたしましては、施工業者大林組の監督者といたしまして十分関係がござります。

○川保健二郎君 さういうふうなことを私はございません。

○中川説明員 さういうふうなことを私はございません。

○川保健二郎君 さういうふうなことを私はございません。

一気にこの国会に提案されました。ところが、やはり労働災害、賃金不払い、それから、いま論議しようとする建設労働法も、すべて土建屋の下請ということからくる共通性があるよう気がしてしまったんですよ。

そこで、論議に入る前に、きのう労災法の一部改正が委員会を通りましたけれども、安直にこういうよつとほんどの知識もない労働者をかき集めて仕事をするという工事がこのごろ余りにも多い。きょうあたり新聞で皆さんのにとまつたと思うのだが、九人が生き埋めということなんですね。これがきのうの発生です。ところが私、ざつとすると、二、三カ月前でしたか、冬、正月明けでしたか、千葉のゴルフ場がかけ崩れで出かせぎを初めとして七人ばかり埋めになつた。それから同じように先々月、同じ山形で幹線工事で六人がガス中毒で死んだ。そのことをこの前、基準局長からいろいろと聞いたのですが、コンプレッサーがばかになつていて、その結果、出かせぎを初めとして七人ばかり埋めになつたといふのだから、これは死ぬ方があたりません。

ますけれども、事前に一度警告もし、そして今日、災害対策本部を設置して、そこには東北労災病院から高圧治療タンクの準備などもして、労働省としては出てからということで、非常に悪うござい

ます。それで、事前に一度警告もし、そして今日、災害対策本部を設置して、そこには東北労災病院から高圧治療タンクの準備などもして、労働省としては出てからということで、非常に悪うござい

とで、私は、非常に残念なことだと思っておりま

す。

労働省からは、事故が起つてからという意味

の四、五日前に監督署が行つて事故を起こさない

よつて指導しているというニュースも流れしており

ましたし、さらにまた事故が起つてからは、

山形労働基準局、山形労働基準監督署より現場に急行させまして、本省からは富田中央産業安全専門官を現地に派遣しまして、最上川水利事業労働

災害対策本部を設置して、そこには東北労災病院から高圧治療タンクの準備などもして、労働省と

しては出てからということで、非常に悪うござい

ます。それで、事前に一度警告もし、そして今日、

災害対策本部を設置して、そこには東北労災病院から高圧治療タンクの準備などもして、労働省と

しては出てからということで、非常に悪うござい

水利事業は八億四千六百四十万円、これが工事金額だというのです。ところが一番下の下請は、どのくらいの工事額で請け負ったのだろうか。これは建設省で調べていただけますか。それから、いまわかれれば聞きたいのですが、大林組の元請から何ば下請の重層が重なっておつたか。それから三つ目は、死亡した労務者の会社の籍を調べてみると、大林組と一番下の請負業者の名前は労務者は出ておるが、中間の請負業者の社員が一人もいない。これは、どういうわけだらうかと思うのだが、それをぜひ調べていただきたいと思うのです。

そこで、大臣に伺いますが、先ほど申し上げま

したように、賃金不払い、労災、そうして出かせ

き関係の業務は、ほとんど建設業務に携わってお

るので、名前は出かせぎ立法はおかしいのだが、

そういうような法律を提案したらどうかというこ

とで強く要求しておつたが、今回出てきた。

そこで、一昨年の雇用保険法をつくる際に、こ

ういう確認がされておるわけです。一つの項目で

「出かせぎ労働、建設労働等の不安定雇用の問題

について、専門の検討機関において、労働者の雇

用及び生活の安定、福祉の向上を図るための制度

並びに施策の確立についての検討を行い、速やか

にその具体化を図ること。」これを受けたのだと思

います。それで、審議会に諮つて建議を受けて法

案となつたと思うのです。

ところが御案内のように、この中身は出かせぎ

とか日雇いとか短期雇用者とかあるいは一人親方

とか、そういった者がこの法律では対象になつて

いない気がするのです。どつちかといつたら、定

時に、常に雇用されておる者の建設業務に携

わつておる法律規制をうたおうとしておる。これ

なんです。ところが、これならいまの基準法でも

やればできそなんです。ただ、さつき言ったよ

うに、下請の下請で、次の日になれば会社

はもぬけのからだつたという、こういうものをい

かにして抑えようかという苦勞のあれはわかるに

しても、この今回の法案は、せつかく一番大事な

建設労働関係法をつくるなら、やはり日雇い、出

かせぎ、季節労務者、一人親方、こういった者が

なぜ対象にならなかつたのだろうか。これは恐らく

作業の過程でいろいろと論議したと思うので

す。論議したと思うのだが、さしあつてこの程

度の法律にしようとか、それともやはりわ

れわれが長年叫んできた、法律の保護を受けてい

ます。こういつた日雇いあるいは出かせぎ労働

者の点が軽視されている、あるいは漏れていると

いうことでは決してございません。ただ、内容的

ない層の建設労働者の保障法をつくるべきだとい

う考え方をあきらめたのか、将来に残したのか、

その辺を少し聞かしてもらいたいのです。

○長谷川国務大臣 私は、国会というところで熱

心な御審議があつたものを、労働行政の中に一つ

一つ取り入れて、コンセンサスを得ながらやつて

いく、この姿が今度の法案でもあり、あるいは未

払い賃金の法案でもありますと思ってるわけであり

ます。そういう意味からしますと、今度の労働者

の建設雇用の問題の法律案につきましては、やは

り季節労働者あるいは日雇い労働者につきまして

は、常用労働者と異なつて非常に困難な問題があ

ります。それけれども、ただいま先生のおっしゃつたよ

うなことも含めて実はこの法律を出しておるわけ

でありまして、御懇意の点につきましては、職安

局長から詳細に御答弁をさせます。

○遠藤政府委員 ただいまお話しございましたよ

うに、出かせぎの問題が雇用保険法の審議の際に

非常に重視されまして、この対策をとる御要請

があつたわけござります。いま御指摘ございま

したように、建設業における労働の態様は、も

うろん常用労働者、そういった人たちもたくさん

おりますけれども、実際に建設業に、作業に従事

しておる労働者の中では、出かせぎ労働者、いわ

ゆる季節労働者、それから日雇い労働者が非常に

大きなウエートを占めております。今回の建設業

における雇用の改善に関する法律案の中でいろ

んな措置をとつておりますが、これは、むしろいま

御指摘になりました季節、出かせぎ労働者あるい

は日雇い労働者を対象にして、こういった人たち

が、この法律の明確化あるいは就労条件の確保、こ

ういったこと、あるいはこういった人たちの製造

企業における一般の常用労働者に比較して劣つてお

ります福社対策、こついつた面を何とか改善し、

向上させていこうという趣旨でこの法律案を作成

したわけでございまして、ただいま御指摘になり

ました、こういつた日雇いあるいは出かせぎ労働

者の点が軽視されている、あるいは漏れていると

いうことでは決してございません。ただ、内容的

ない層の建設労働者の保障法をつくるべきだとい

う考え方をあきらめたのか、将来に残したのか、

その辺を少し聞かしてもらいたいのです。

○長谷川国務大臣 私は、国会というところで熱

心な御審議があつたものを、労働行政の中に一つ

一つ取り入れて、コンセンサスを得ながらやつて

いく、この姿が今度の法案でもありますと思ってる

わけでありまして、御懇意の点につきましては、職安

局長から詳細に御答弁をさせます。

○遠藤政府委員 ただいまお話しございましたよ

うに、出かせぎの問題が雇用保険法の審議の際に

非常に重視されまして、この対策をとる御要請

があつたわけござります。いま御指摘ございま

したように、本来の救わなければならぬ最終目

的というか、そういつた日雇い労働、季節、出か

せぎ、一人親方等については、今後も検討を続

けていくという方向は確認していいんですね、どう

ですか。

○遠藤政府委員 御指摘のとおりでございま

して、こういつた季節、出かせぎ、日雇いの問題に

ついては、今後まだ解決されなければならない問

題がたくさんございます。こういつた点につきま

しては、関係審議会等々の御意見も聞きながら十

分改善の検討を進めてまいりたいと思っております。

○川俣委員 そうしますと、意見交換がしやすく

なるのですが、実は私の方で建設労働法——これ

は別に私の方でモデルケースというわけじやな

いが、第一段階として政府の方はまずこういう一

歩を踏んだという意味はわかるのですが、そこで

私は十年前、昭和三十九年に、実は私、責任者と

して港湾労働法の作成に当たつたわけございま

すが、これに対しても大臣はどういうふうに思われて

おるか、所見をひとつ簡単に披瀝していただきた

いのです。

それから、なぜ建設労働法という名前で提案し

たわけでございまして、ただいま御指摘になり

ました、こういつた日雇いあるいは出かせぎ労働

者の点が軽視されている、あるいは漏れていると

いうことでは決してございません。ただ、内容的

ない層の建設労働者の保障法をつくるべきだとい

う考え方をあきらめたのか、将来に残したのか、

その辺を少し聞かしてもらいたいのです。

○長谷川国務大臣 きのう私は、あなたが提案案

由を説明されるときには、ずっとあれを拝見いたし

ました。そして非常に革新的と申しますが、そ

ういう面も拝見しましたが、一方また、出かせぎや

らかれこれの問題は、実態の把握とか非常にむず

かしい問題のあることは、あなたの御承知のとお

りです。そうしますと、ときには現実と少し遊離

しています。すぐそこまで手が出ないという問題もあり

得る、私はこう思うのです。そこで、どうしても

私の方の法案で御審議をいただきながら、先ほど

局長も答えましたように、これは一日にして成る

ものにあらず、これをたたき台として漸次改善し

ていくところに、私は、建設労働者の雇用の安定

なり福社の向上があるのじやなからうか、こう思

いますので、ぜひひとつ御推進のほどをお願い申

し上げます。

○川俣委員 建設労働法にしなかつた理由

を……。

○遠藤政府委員 いま先生は、港湾労働法の例を

挙げて、建設労働問題についても建設労働法にな

ぜしないのか、こういう御指摘でございます。

これは十年、昭和三十九年に、実は私、責任者と

して港湾労働法の作成に当たつたわけございま

すが、これに対しても大臣はどういうふうに思われて

設労働問題について同じような立法措置をとるべきだという御意見が非常に各方面からあつたことも承知いたしております。ただ、港湾労働法のような考え方で日雇い労働者のいわゆる登録制度、手帳制度をとることが、建設業における雇用の実態から見て果たして適切であるかどうか、妥当であるかどうか、果たしてそれだけの効果が期待できるのか、そういう点を考えますと、必ずしも港湾労働法に右へならえして同じような立法措置をとることが、私は適当でないと考えてまいりまして、今まで港湾労働法のような形での建設業における労働問題の対策を考えなかつたわけでございます。

むしろ問題は、建設業における雇用の明確化、

労働条件の確保といったような観点からいたしまして、主として季節出かせぎ労働者に頼つております建設業における労働問題対策としては、雇用の面からアプローチすることが、いろいろむずかしい問題を含んだ建設業における労働問題のまず第一着手としては適当であろうか、こういうふうに考えております。

港湾労働法のような考え方で登録制度をとることにいたしましても、もし仮にこれをやるといいますと、港湾労働法の場合は、全国六大大港で一定の限定された業者に雇用される労働者で、労働者数もきわめて小範囲に限定されております。建設業の場合、全国で三十数万と言われる、いわゆる大企業から本当の一人親方に至る零細企業まで含まれた建設業の実態の中で、これに雇用される種々複雑な労働様態を一律的にとらえるということは、物理的にもきわめて不可能に近い状態であろうかと思います。そういう実態を踏まえながら、逐次雇用の実態を解明し、改善をしていくということが、現実的に立法措置をとる場合には適切妥当であろう、こういう考え方で今回の法律案の提案をいたしたわけでございます。これで十分だと申し上げているわけではございませんで、今後こういった実態に即しながら一歩一歩改善の方向に向かつて努力をしていきたい、かよろに考

えておるわけでございます。

○川俣委員 港湾労働法とこういったよつた勞働関係法との違いについては、これから論議がやらるべきだと思います。私も論議を持っています。

ただ、時間が限られておりますから、ちょっと伺いたいのですが、建設労働法という名前にしようとが改善法案にしようが底意はどこにあるかといつたら、やはりいまの基準法その他の法律じや規制できないものがある。それはなぜかといふと、土建業という重層下請というものを労働面からチェックするためには、こういう法律をつくるしかないので、その底意はお互にあるのだと思います。私にもあります。したがって、建設業法というのか向こうに一つの法律としてある。その建設業法に対する労働面からの法律規制をこの辺でやっておかなければならぬという面もあるのだと私は思うのだが、局長の方はどうですか。

○遠藤政府委員 この建設労働問題は、一昨年の雇用保険法の論議の際から御議論がございました。この点につきましては、雇用審議会の建設専門委員会、それと私どもの中央職業安定審議会の建設労働部会におきまして、労使公益それぞれの側からいろいろ御意見を伺つてまいつたわけでございます。その中で、いま御指摘のように、いわゆる建設労働問題について包括的な、現行の労働基準法によります建設労働問題に対するいろいろな監督規制措置、こういったものも含めた包括的な対策をとるべきではないかという御意見ももちろんございましたけれども、一方ではまた、こう

題として、現行法で監督規制面の不備な点は検討

課題として今後十分検討していきたい、こういうことでとりあえずただいま御審議願つております。

○川俣委員 審議会の建議は満場一致で決ましたことだと思います。ただ、こういう項目があります。

「労働者募集・労働者供給・中間控取等について監督指導を強化するとともに、これらの問題について今後も検討を進めること。」こういうようになりますから、当然いま局長がおっしゃったようなことがあります。ただ私らは、建設労働改善法案を出す以上は、もう少しいま私が言つた建議の面を浮き彫りにして法律規制をしたつてよかったです。この点につきましては、雇用審議会の建設専門委員会、それと私どもの中央職業安定審議会の建設労働部会におきまして、労使公益それぞれの側からいろいろ御意見を伺つてまいつたわけですが、この道路をつくることによって周囲の人々に利害関係が発生します。ビルを建てれば風が起きるという害がある。日当たりが悪くなるという害がある。しかし、あそこにはスーパーが建つと便利だという利がある等々、建設業法といつのは一体どこに力点が置かれてできたものなのだろうか、どうでしようか。

○中川説明員 先生御質問の点でございますが、建設業法はかなり多角的なねらいを持つてつくらいたものは現行労働基準法なり安全衛生法なり監督規制措置、こういったものも含めた包括的な対策をとるべきではないかという御意見ももちろんございましたけれども、一方ではまた、こう

そこで、建設省にもう一遍聞くのだが、許可基準が経営と営業と二つに分かれているのだが、この「経営の許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者」こういう者しか許可してはいけない。ところが「建設大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者」こういうように書いてある。ところが「いま日本の実態はどうなんでしょう。」口の方が多いのだろうか、「イ」の方が多いのだろうか、それが一つと、それからもう一つは、今度は営業の方にいくと「イ許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育による高等学校(旧中等学校令による実業学校)を含む。」これは田中土建は入るのかな。「卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令による大学を含む。)等々書いてある。ところが、

な職能に分かれおりまして、零細なものも從来かなりあるという意味から、その零細な建設業者もまた保護育成しなければいけない、こういう面がございます。

○川俣委員 そうなんですよ。その労働者の使い方まで建設業法というのは書いてある。建設業法というのは体をあらわして、建設屋、土建屋のためだけの法律かと言つたら、決してそうではない。労働者の使用法まで書いてある。だけれども、これは建設労働法と言えるものではない。そこが安定期長、労働者そのものの使用規制なら、建設業法にもちゃんと書いてある。

その考え方の基本は、土木建築事業といつのは、社会資本なり個人の不動産なり資産的なものになるわけでございますので、その施工が適正に行われることが担保されなければならないというねらいがまず第一でございます。そのため、建設業の業者を許可するという許可制度を柱に置いておるわけでございます。また一方、そうは言いましても、従来建設業の施工は、建設業者がいろいろ

方で保険料関係でやつておりますのは、労災保険の保険料と雇用保険の保険料と二通りございますが、労災保険の場合は、いま御指摘になりましたように、工事請負金額に対して労務費率を掛けて、労務費率によって保険料を徴収する、まさに元請の事業主から徴収する形になつております。雇用保険の場合は、保険料が使用者の負担とそれから労働者の負担と両方に分かれおりまして、折半負担という形になつておりますために、そういうふた工事請負金額に対して労務費率を掛けてそこから徴収するという形、これは私個人的見解としては、一つの望ましい行き方かと考えております。

数年前、労働保険の徴収一元化の措置をとりました際に、建設業のこいつた実態からいたしまして、雇用保険と労災保険の保険料の徴収方法を一つにしていこう、こういうことでいろいろと関係の向きと折衝いたしましたけれども、実態が御承知のような実態なだけに、一挙にそこまで持っていくことはなかなかむずかしいということで、とりあえず従来の方式を踏襲いたしたわけでござります。いま御提案になりましたような考え方も、一つの方法として十分検討に値するのではないかと私どもは考えております。

○川俣委員 建議にもあるとおり、そのとおりだと思います。やはり一元化というのは、いま現在はかなり混乱すると思うが、これは大いに検討に値するわけです。

それから、保険料を納めたり分担金を納める方は、下請の方が納めて上の方は保険料を納めるのですか、やはりこれをやらないといかぬと思いませんね。ただし、速かに出すというのだけれども、これは速かといつたつていろいろあるようですか、そこで、それを将来の検討課題にぜひ入れてもらいたいと思います。

それから、今回の法律で一番のメリットといふか特典といふか、結局雇い入れ通知書を発行するのですか、やはりこれをやらないといかぬと思いませんね。ただし、速かに出すというのだけれども、これは速かといつたつていろいろあるようですか、なら、その辺はどのように行行政指導をやるつもりなのかというのが一つ。

それから、だれにでも出させるか、「こうじょうよ
うに反論すると「労働省令で定める数未満である
場合は、この限りでない。」こうなつておる。そつ
するに、これは、また省令で逃げられるから、こ
の辺で確認しておきたいのは、一体「労働省令で
定める数未満」というのは、何人ぐらゐを指して
いるもののか。私があえてこういう質問をする
が漏れるのではないかと思うのだ。「労働省令で定
める数未満である場合は、」といふのは、せっかく
人、四十人、五十人あたりが多いんですよ。それ
が漏れるのではないかと思うのだ。「労働省令で定
める数未満である場合は、」といふのは、せっかく
の「書類の備付け等」でうたおうとしている雇用
管理責任者の氏名、雇い入れ期間、いわゆる建設
労働者を使う、それはどのくらい使うのか、何日
まで使うか。たとえば半年使うと、いうことであ
れば、半年使う雇用契約が自然とそこに実質的に
生まれてくるわけだからね。そうすると、その半
年間に、きょうは雨が降っているから寝ていろ、
こう言われた場合には、社会党が言う悪天候手当。
實際、悪天候手当は払われておるのです、そうい
う契約を結んだ場合は、だけれども、契約を結ん
でないと、全然日雇いの形ですから、雨が降れば
それつきり。失業保険の算定期間にも入らない、
労働日数に入らないのだから。ところが契約を結
ぶと、労務者から見ると例の六割を払ってもらえ
るので。

したがつてこの法律は、そういうものを非常に
うまくとらえて求心的なものと思うのですが、た
だし書きがどうも心配で、このただし書きのとこ
ろにわれわれが一番心配しておる日雇い、一人親
方、季節労務者等々が入つておるような気がする
ので、その辺どうなんでしょうかね。

○平賀説明員 履い入れ通知書の問題でございま
すが、雇い入れ通知書、雇用に関する文書という
のが法案の第七条にございますが、これは「速や
かに」という言葉を、御指摘のように使ってござ
います。この点につきましては、雇用契約を締結
した際に、その内容を明らかにするという性格の
ものでござりますので、その雇用契約締結の時点

でこういう文書の交付がなされることが一番望ましい、こういうふうに考えております。
なお、ただし書きにつきましては、それはその次の第八条に、特定の元方事業主に下請の雇用管理の状況を把握させる、そのときに、その規模を一定規模以上のものにするというただし書きがございますが、雇用に関する文書の交付は、小さな規模であつても、すべての場合にこういった文書の交付をするようにと、こういうことになつておるわけでござります。

○川俣委員 そういう考え方であれば、基本的な問題は以上で終わります。

時間ですが、せっかく一番メリットのところにきたので、もう一つ聞きたいのは、登録制までは港湾労働法のようにいかないという気持ちがわかるから、一步下がつたとしても、やっぱり手帳は出さした方がいいのではないかですか。せっかくここまで考へるなら、手帳を出して、手帳に名前とか使用期間とか管理責任者とか、そのときに、時間がないから次の委員が質問すると思うが、例の退職金、建退金、これが入る。いわゆる印紙を張るわけです。だから、労務者に手帳を持たせていくという方向はどうなんですかね。ここが一番聞きたいところなんです。

○平賀説明員 現在、出かせぎ労働者の方々につきましては、その出かせぎに出るときに安定所から手帳を出して、その手帳に雇用契約の内容、あるいは従来行政指導でやつておりました雇い入れ通知書等の状況、あるいは健康診断をやつた場合には、その経過等を記録するようになつております。今後、この法律案あるいはこの法律の制度ができましたときに、ただいまお答えしました雇用に関する文書その他が交付されました場合には、そういった手帳にそういう記録をとどめておく、そういう関連した措置をとることによりまして、従来の手帳制度の改善を図る、そういういた措置をとつてまいりたい、こう考えております。

○川俣委員 それじゃ一応各労務者に、できる限りというか方向としては、手帳を全部持たせるとい

出かせぎ労働者のように、

○平賀説明員 出かせぎ労働者に対しましては、少なくとも建設労務者にはできるだけ手帳を持つていくように指導してまいりたい、こう思つております。

○川俣委員 出かせぎの季節労務者以外の土建業に携わる労務者に一応全部手帳を持たせる、こういう方向でいいな。

○平賀説明員 出かせぎ労働者以外の労働者につきまして手帳を持たせるということとまでは、現在予定しておりませんけれども、しかしその場合にも、こういった雇用契約をはつきりするための文書の交付、その他で雇用の状況を明らかにするような措置はとつてまいりたいと思います。

○川俣委員 終わります。

○熊谷委員長 次に、島本虎三君。

○島本委員 建設労働者の雇用の改善等に関する法律案、いよいよこれがかかつたわけであります。しかし、この内容等を見まして、われわれとして幾多の疑問があります。と言うより、足りない点で不満を感じます。少なくとも基本的人格権を中心にしてりっぱな憲法がある。そのもとに国民の福祉充実、こういうようなものが行政の主目標になつて唱えられている。行政もそういうような状態になつてゐるのに、一つ取り残されている存在が、いまこの対象になつている建設労働者です。そういうようなことからして、劣悪な労働条件のもとで働いている労働者のこの状態を見る場合には、労働行政の立ちおくれだ、そう私ははつきり指摘せざるを得ないわけです。

それで、私の聞きたい主目的は、いまこの法案の中にある建設労働者の問題、それと今後の問題と思われる林業労働者の問題、この二つだけについて私は、主に聞いていきたいと思っているわけです。

ます、建設労働者の問題でありますけれども、これは一般労働者の福祉水準からはずいぶん立ちおくれているようであります。これは最たるものである。三百六十万有余の全建設労働者が恐らく

どうまみれでしょ。命がけでしょ。そして危険を顧みずに戦っているのに休みとて満足にならぬ。いや老後の保障があるのかと言つたら、それさえもない。賃金不払いは頻々である、こういうような中であります。したがつて、労働災害で年々二千人以上の建設労働者が死亡している、全産業の五〇%にも達している状況だ、こういうような点が労働省自身から報告されているわけです。そうすると、労働省自身は労働者の命を何と考えて行政指導しているのか。これは、もう恐るべき状態ではないか。もう退休二日というようなものを民間に取り入れてきているのは労働大臣なのだ。それも、もう着々として定着してきたというのも労働省の報告なんです。ところが日曜さえも、休まないで嘗々として勤めているのが建設労働者の実態だとすると、建設関係を含めた労働行政にはまことにふざめが多い。凹凸が多い、このことはもう前提条件としてはつきり言わざるを得ないと思います。これをこのままにしておいたら、犯罪に類するようなことが結局放置されることになりはせぬか、こういうようなことをおそれます。というのは、先般ようやく水俣のあのチッソ工場の元工場長と社長二人が起訴された。それも十万人の被害者が出ているのです。公害の問題ですが、これは三千五百人の人が認定を申請して、それがうち認定されたのが九百八十八名。百六十名ほどがもう死んでしまつておる。二十年間この問題があるのに、ようやく今回七名を対象にして起訴に踏み切られたというような状態であります。それほど行政の方はおくれておるわけであります。

建設労働者の場合も、まさにそのとおりであります。こういうようなことからして、ようやく戦後三十年になつて、国会の附帯決議、関係審議会の意見、こういうようなものを取り上げて、ようやく法案提出の段階になつた。しかし、その内容はどうも取り組む姿勢としてはどろい、物足りない、形式的である。こういうようなのが、私の受けた印象でした。いまいろいろ質問を聞いていても、その範囲を一步も出ないようであります。

それで私としては、以下二つの問題について、ちよつと前哨戦として聞いておきたいのです。
それは建設工事の場合、大体何段階にも分かれているいわゆる重層請負、こういうようなことを言われておるわけがありますが、しかし超高层ビル、こういうようなものの建築をやるのは大概大企業、大建設企業です。しかし大概やっておるのには、せいぜい設計と施工管理くらいのものが精いっぱい。あと全部危険な状態にさらされてやつておるのは、下請の下請の下請の人たち、そういうような状態でありますから、構造上の元方大手、これだけがごつそりもうけて、いつでも死ぬのは、下請の下請の下請のその下の手配師によつて集められてきておるような人が死んでいないと思つています。これをこのままにしておいたら、それと同時に、元方で実質的な指揮をする、しかしながら下請の労働者が実際は仕事をする、そして事故があると、犠牲者は下請労働者ばかりだ。こういうふうにして見る場合には、今度の場合にはそういうような関係をきちっとするのが、本法律案の最も重要な点でなかつたかと思うのですが、その点もあいまいなんだ。もし行政上政令が、これは三千五百人の人が認定を申請して、そのうち認定されたのが九百八十八名。百六十名ほどがもう死んでしまつておる。二十年間この問題があるのに、ようやく今回七名を対象にして起訴に踏み切られたというような状態であります。それほど行政の方はおくれておるわけであります。

建設労働者の場合も、まさにそのとおりであります。こういうようなことからして、ようやく戦後三十年になつて、国会の附帯決議、関係審議会の意見、こういうようなものを取り上げて、ようやく法案提出の段階になつた。しかし、その内容はどうも取り組む姿勢としてはどろい、物足りない、形式的である。こういうようなのが、私の受けた印象でした。いまいろいろ質問を聞いていても、その範囲を一步も出ないようであります。

○連藤政府委員 先ほどから御指摘がありましたように、この建設業の場合には、いわゆる一次、

三次、重層下請というのが工事の施行の際の実態として行われております。そういうことから、いわゆる現実に現場で作業をしておる労働者の人たちの雇用関係が、必ずしも明確じやないという問題が、従来から指摘されておつたわけでございます。

いまお話しのように、こういった建設業に従事いたします労働者の雇用関係を明確にすること、これが今回提案いたしておりますこの法律のまず第一前提、最大の眼目になつておりますが、これをいま御指摘のように、いわゆる元方と現場の労働者との雇用関係を直接的に結びつけるということがあります。これは大変問題がござります。現行法の中でも、たとえば労災保険あるいは災害防止の関係、こういった点で元方の責任を明らかにする法律はございます。雇用の関係につきましては、やはり直接雇用する者と雇用される者の間の雇用関係を明らかにする、これがやはり大切なことです。そこでございまして、下請関係請負契約に基づく労働者を、元請の方と雇用で結びつけるというこのにつきましては、逆にかえつて雇用関係を不明確にするおそれすらある、こういうことで、この法律におきましては、こういった雇用関係を法的に明確にさせると同時に、いま御指摘になりました、いわゆる元方の雇用の面についての責任といふことについても、これも当然指摘をいたしております。下請業者が雇用しております労働者に対する雇用管理面についての指導援助、こういった点を元方の責任として明確にしておる、こういうことで、いま御指摘になりました重層下請関係にあります末端の現実の作業をしております労働者についての元方の雇用面についての責任もあわせてここで明らかにしていく、こういう措置をとつておるわけでございます。そういう点で、私どもは、従来から先生方の御指摘の趣旨に十分沿つた措置をとつてきたと考えておるわけでござります。

○島本委員 それなら一步進めて行政指導の面で、今度は建設労働者の雇用の改善等に関するこの法律案の五条の雇用管理責任者の権限であります。これは、やはり手配師というものが現段階には存在するのでありますけれども、これは暴力事件を起こしたり、中間搾取をしたりする存在であります。法の網をくぐつて、まことにうまく存在するやからのようであります。いまだに港湾労働者の中には、そういう手配師なるものの存在を拒否することができないよう状態になつておるようです。そうすると、この暗い近代的な労働関係 この上で元方、大手の企業、こういうようなものがあぐらをかいて知らぬ顔の半兵衛を決め込んでおる。こういうようなことをそのままにしておくことは、逆に奨励することにもなるわけではありませんけれども、労働省のいわば労働者に対する行政の一つの怠慢のあらわれでやつておる。行政指導の面でこれをやらなければ依然として手配師の存在を許すことになるんじやないか、こういうように思うわけであります。これは雇用関係を残すことにもなります。これは雇用として排除を図るべきだ、こう思つておりますが、もしく行政指導の面でこれをやらなければ依然としてこの形骸を残すことにもなります。これは雇用管理責任者、こういうようなものの中に手配師は全然入り込めないような仕組み、また行政指導、こういうようなものを確立しております。

○連藤政府委員 この法律の先ほどから御指摘になりました大きな目的は、雇用関係を明確にするということ、それにはその前提として、建設業に従事しております労働者の相当大きな部分が、いわゆる季節出稼労働者であります。こういう人たちが、先ほど問題になりました、山形の事故の対象になつた労働者の方々の場合も、いわゆる安定期所なり、あるいは公共団体なり、そういう正常な経路を経て就労されてなかつた人たちがやはり中に含まれている。私どもは、こういった季節出稼労働者の方々の正常化ということを、まず大前提に取り上げているわけでございます。と同時に、雇い入れ通知書、そういう文書によつて雇用関係を明確にしていく、こういうことによりまして、この建設業における雇用の近代化を図つていきたい、こういうことで法制化を進

めておるわけでござります。

したがいまして、過去に指摘されておりましたような、いわゆる手配師といったような、労働者の採用募集に関して第三者者が介入することは、きついた募集あるいは第三者の介入につきましては、厳重に監督指導を進めていくつもりでござります。

○島本委員 ちょっと悪いけれども、今まで港湾労働法が施行されおりますが、依然として手配師がある。しかしあの際にも、厳重にこれは監督し指導することになつていただけじやありませんか。そっちの方をやれないで今度建設労働者の方だけやれる、こういう妙手はどういう仕組みになつてあるんですか、この際解説願いたいと思ひます。

○遠藤政府委員 昭和三十九年に港湾労働法ができました、それ以前の実態とそれ以後の実態は、私からここで御説明するまでもなく先生もう十分御承知だと思います。当時は、港湾労働に従事しておりました労働者の中の過半数、三分の二が日雇い労働者で、しかも、その日雇い労働者につきましては、いまお話のようないわゆる手配師等のルートを通じて雇用される者が大半だったわけでございます。港湾労働法が成立したことによりまして、日雇い労働者の登録制度が実施され、そういった手配師的なものが逐次排除されまして、しかも港湾労働の近代化が進められたことによって、今日常用化が進められ、いわゆる港湾に従事する日雇い労働者が全国で三千名を切れるような状態になつてきております。私どもは、こういった雇用についての第三者の介入というような実態は、この十年間にきわめて顕著にその効果を發揮してまいりまして、港湾労働の今日のような実態に至つてゐる、かように考えております。

建設業の実態は、先ほど御説明いたしましたよ

うに、全国的に見まして數十万の業者に雇用されおる日雇い、出かせぎの実態から見まして、港湾労働以上に非常にむずかしい問題ではございませんけれども、あえて私どもは、その実態にメスを入れるべく改善の方向に踏み切つたわけでござります。

先ほど冒頭に御指摘になりましたように、この法案についてはきわめて不十分だという御説でござりますけれども、私どもとしましては、現実に最大の努力をしてここまで大胆に踏み切つてしまつもりでございます。私どもは、これを手がかりにして、これから建設業における労働の実態を十分分解しながら改善の方針を立てまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○島本委員 さすがにあなたは、失対部長から労働教育の関係者として、また職安局長として経験が長いだけに、言葉だけは日本語になつてゐるけれども、何ら内容がないぢやないですか。この建設労働法によれば、手配師は全然存在する余地がない。しかしながら同じような日雇い労働者の状態で、昭和三十九年来これまで港湾労働法が施行されておりますが、依然として手配師が横行している。行政の指導は行い、そういうのは介在せないといふことは、いつもここで言われてゐるはずだ。しかしながら一方では、そつしながらも存在し、今度は新法ができるならば、この方面には介在しない、この一つの経路というか、行政努力をするから期待してくれではだめですよ。そういうようなのを、一つの機械的構造を解明してもいい試みに大臣、こういうよつた点はどうですか。大臣わかりますか、あなた、いまの局長の答弁で。

○遠藤政府委員 建設業の労働問題は、私から御説明するまでもなく先生の方が非常にむずかしい問題だということはもう十分御承知だと思いまして。私どもは、この建設労働問題に手をつけるにつきましては、建設省におきましての建設業に対

する行政指導、監督指導の面と私ども労働の面から行政対策と、これが二人三脚、両々相一致するのでなければ、これは、なかなか改善の方向に向かうことはむずかしいと思っております。

したがいまして、一昨年來の建設労働問題についての各界からの御提案につきましても、先ほど申し上げましたように、雇用審議会あるいは中央職業安定審議会等におきまして、建設省と二人三脚で共同しながらこの改善対策を検討いたしてまいりまして、その結論として、この法案を提出いたわけでございます。これは業界の近代化を建設省の側で進めていただと同時に、私どもは、この季節出かせぎ労働者の就労経路の正常化をまず出発点として、いま御指摘になりましたような手配師、そついた第三者的不當な介入を排除をするような方策を逐次進めていくて、先生の御希望に沿えるよう行政を進めてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○島本委員 依然としてわからない。わからないけれども、これだけやっているわけにもいきません。大臣わかりますか、あなたの局長の答弁でも、これだけやっているわけにもいきません。大臣わかりますか、あなた、いまの局長の答弁で。

○長谷川國務大臣 まあローマは一日にして成ら

ずして、私は、今度の法律案を役所の中で作業してみまして、これはやらなければならぬと思つたことは、私もあなたと同じように出かせぎ地帯です。そして、今まで重層下請でいつの間にやら賃金が不払いであつたり、そしてまた帰るときには何も持たずに帰ったというふうなことで、いつも陳情を受けるわけです。そうすると、その上へ上へと探しで幾らかでも賃金を補償させるという苦労をさせられている。皆さん御同様だと思います。

○長谷川國務大臣 まあローマは一日にして成らずして、これはやらなければならぬと思つたことは、私もあなたと同じように出かせぎ地帯です。そして、今まで重層下請でいつの間にやら賃金が不払いであつたり、そしてまた帰るときには何も持たずに帰ったというふうなことで、いつも陳情を受けるわけです。そうすると、その上へ上へと探しで幾らかでも賃金を補償させるという苦労をさせられている。皆さん御同様だと思います。

そういうことからしますと、今度の法律案でも、建設省の行政指導、近代的なことですからやつてくれと言うのですが、とにかく経営者はみんな私のところへ反対に来ましたよ。反対に来たことが見てもこれはいい法律だ。しかも、ちゃんと就職の経路をはつきりし、あるいは先ほどから局長が答弁したように、一歩一歩経路をはつきりすれば、これは、今までよりは前進する。

同時に、何といたしましても、労働省を一番事業者はこわがつてゐるでしょう。労働基準局を一番こわがつてゐるでしょう。それをやつてゐるから、災害はあるが、あるといつても年々減つている。とにかく災害で死ぬ者がようやく三千人を切つた。それでも山の中連休で二十二人も死ぬ者がいる。ということを思ひますと、ローマは一日にして成らず、そういうことでひとつお互いの御苦心、そしてまた、そういう中にこういう法律案を出していただいて、さらに、ここでやめたわけじやありませんから、それをまたもつとよくするように、お互にひとつ現状を見ながら努力してみようじやありませんか。それ以外手はないであります。そういう感じでこの際に皆さんにお願いします。

○島本委員 労働省、労働大臣に反対陳情がよけ

いだからこれはいい法律だ、その意味においては賛成。しかしながら、そういうような法律案なんかで日の目を見ないようなのがたくさん山ほどあるじゃないですか。環境庁がやっている環境保全に関する公害対策なんか、全部反対している。住民運動は、こういうものだけはやれ、やれと言つてきている。これなんかは最たるものですね。だから、これでもうやつたということだったら、もう少しきちと行政的な手続やそういうようなものをさしておいて、なつかつやつたと言うに足るような法律であつてほしいし、また、そうしなければならないと思う。

まずそれで、建設労働者のおくれでいる面にこの手配師の存在と私は言いましたが、それがなくなる、それを具体的に示してもらいますけれども、それから福祉の立ちおくれもあるでしょう。建設労働者の福祉、これは非常にくれていますよ。これは初めちょっとと言つたように、本当に週休二日なんて言つておられる段階じやない。有給休暇さえないでしょ。発注に波があるからだといふようなのもその背景じやないか、こうさえ思いますが、しかし公共事業でも予算が成立してからようやくかかる。そつすると、夏にかけて発注が行われる。雨が降ろうとやりか降ろうと工事は施行しなければならない。したがつて日曜も休まないでやる、こういうことになつてしまふのではないかと思ひます。その段階で労働者の人間性というものは、もうすでに無視されるような一つのレールが敷かれるわけであります。今度の場合には、そういうことに對してもきつと規制の手を入れないとだめなんじやないかと思うのですが、この点は考えてございましょうか。ことに言いたいのは冬季ですよ。冬季は建設業は休眠状態になる。積雪寒冷地帯、ことに北海道みたいなどろは冬はやれない。そういうような状態では、夏のほんの短期の間に決戦をやるというよくな状態になつてしまつます。したがつて、もうこういうよう工事量が波動的だということ、これが労働福祉の立ちおくれとイコールになつて結びつくということじやな

いかと思うのです。さらに重層下請を生んだ一つの大きな原因になつてゐるのじやないかと思うのです。したがつて、建設工事の工事量の平準化に取り組むことが一つの大変なポイントというふうできている。これなんかは最たるものですね。だから、これでもうやつたということだったら、もう少しきちと行政的な手続やそういうようなものをさしておいて、なつかつやつたと言うに足るような法律であつてほしいし、また、そうしなければならないと思う。

○中川説明員 先生御指摘の点多々ございますが、工事の発注の平準化の問題につきましては、もし平準化が非常に可能ならば、いい結果が出るに違ひないとは私も考えますけれども、気象の条件とかあるいは財政運営の条件、経済変動の条件とかいろいろな条件がございまして、なかなかむずかしい問題でございます。しかしながら、建設省の工事のうち大体二五年程度が単年度以外の二年度以上にまたがる工事となりまして、それが一つの安全弁をしておる。それから、そのほか単年度とすることございますが、できるだけその年の財政運営のポリシーに応じた水準の平準化が図られるようになりますが、できるだけその年の度にいたしておるわけでございます。

また、そのほかの施策といたしまして、建設事

業、これは土木、建築合わせまして受注量あるい

は工事着工量というものが大体統計的に把握でき

ますので、それに基づいた将来の労働需要なり資

材需要なりの天気予報というようなものを世の中

に出して、それを参考にしてもらうようにしたい

ということで、ただいま準備中でございます。

なお、それに基づいて関係の省庁等にお集

まりいただきて、連絡会議のようなものを持つよ

うにいま準備いたしております。

○中川説明員 発注の平準化につきまして申し上

げた点につきましては、五十年度、昨年度の予算執行につきましての建設事務次官の通達でそ

れに触れておりますが、今年度についても同様に

触れる予定でありますことを申し上げます。

○島本委員 それは予算面だけですか。

○中川説明員 発注の平準化について申します

ることは、先ほど来御指摘のとおりございまし

て、先般、昭和四十七年に御審議をいたしまし

た労働安全衛生法におきまして、構内下請の規

制でござりますとか注文者に対する規制であります

とか、その他建設業を念頭に置きました諸般の規制をやつておるところでございます。しかし十

分な災害防止の実効がなかなか上がらない。全般

的には非常に改善されましたか、その中で建設業

は必ずしも成績がよくないということで、ただいま

先生から労働組合の防災担当者の現場立ち入り

というようなことを考えてはどうか、こういう御

り民間工事も含んだものについて行う考え方でござります。

○島本委員 局長、職安法施行規則四条四項で労務供給業が認められておりますけれども、いわゆる新法ができたにしろ、労務供給業が認められておる限りにおいては、重層下請というようなものがあふえることはメカニズムによつて明らかにじやないですか。同時に、下請規制はしなければならない精神になつていいのですか。

○遠藤政府委員 いまお話しの重層下請と労供と

の関係でございますが、職業安定法四十四条では、労働者供給事業は禁止されております。いがなる場合にも労働者供給事業は禁止されております。

それで、それを受けまして四条四項では、こうい

うものは労働者供給事業ではないという枠がめ

てあるわけでございます。したがいまして、職業

安定法四十四条を受けた施行規則四条の各条項に該当する場合は、請負契約ということで、それは労働者供給事業ではないから通法に認められるといふことでござります。したがいまして、職業

安定法四十四条によりまして労働者供給事

業が禁止され、施行規則の四条による規制が強化

されることによりまして労働者供給事業はますば

とんどなくなつた。間々ございますが、これは御

指摘のありました都度、私どもは改善指導をいた

してまいつておりますが、こういった四条の各条

項に該当するものが、請負契約といふ形でいわゆる下請が行われております。それで、その下請の内容が、もしこの四条の条項に抵触するものであれば、これは当然、労働者供給事業として禁止さ

れることになります。したがいまして、そういう

点の適法に行われる下請契約については、禁止

する考え方方はございませんが、かといって、先ほ

ど来問題になつております建設業のいわゆる二

提案があつたわけでございます。

それで、これに関連いたしまして、実は現在すでに労災防止指導員制度というものがございまして、各産業を通じまして関係労使の方に御依頼申し上げまして、現場に入つていろいろ指導、援助をいただいておるところでございます。

ただ問題は、建設業におきましては、そういうことに精通された、しかも労働組合の方でそういうことに明るい方が必ずしもたくさんいらっしゃるわけじやございませんので、所期の成果が上がつております。

そこで実は、建設業におけるこういった問題を含めまして、災害防止につきましては、中央労働基準審議会の中で特に建設専門の委員会を設けまして、すでに八回ばかり審議をしていただいておりますが、その中の一つの項目として、今後十分御審議をちょうだいし、その結果によつてまた推進をしたい、こういうふうに考えております。

○島本委員 そうだとすると、どうでしようか、いわゆるこの安全衛生対策といふもの、これが私の方では何かいつでも頭から離れない。ことに建設労働者、こういうような場合には一番多いからでありますけれども、この建設労働者、出かせぎなんにはことに見られます。また山形にもまたきのう発生したようですが、まあ傾向を見ると、一つの事業主に継続して雇われておるというような形態ではないわけです。そして事業場もう軒々として、現場も軒々とする、こういうような形態であります。したがつて、事業主も責任を持つて労働教育というか安全衛生関係の教育をするといふ段階に至つておらない。これが実態じやないかと思うのです。

したがつて、この実態にももちろん問題があるのですが、直接責任を持つて実施するようにするのがありますけれども、事業主が悪いからと言つても話になりませんので、この際、労働者の身を守るために必要な安全衛生教育ぐらいは、もう個々の事業主任せではなくて、社会化というか国が直接責任を持つて実施するようにするのがありますじやないだろか、こういうように思うの

であります。業者任せにしたって、これは実効上がりません。相互に連絡をとつてやりますというのではなくならないし、こういうような教育はも災害はなくならないし、したがつて、これは国がやるべきだ。これは、せっかくできたのですから、この際どうですか、見解を聞かしてください。

○藤純政府委員 建設業の安全衛生については、特に教育をもつと徹底しなければならない、私どもも同感でございます。

ただ、業者任せではだめだという御指摘でござりますが、何といいましても、労働者の安全衛生という問題は、まず第一には事業主の責任でございまして、安全衛生法においても、事業主が雇入れ時等必要なときに安全衛生教育を行なうことが義務づけられておるわけでございます。特に建設業では、何と申しましても、現場に即して、各工事現場で現実的な労働安全衛生教育を行う方が行なわれることが望ましいというふうに思うわけでございます。

しかし、ただいま先生がいろいろ言われました点も、まことにごもっともでありまして、特に出かせぎ労働者等では、非常に出入りが激しいわけになりますが、さしあたつて、建設労働者の雇用でございまして、個々の業者の安全衛生教育では必ずしも徹底しないということも事実でございます。

そこで、先ほど申し上げました中央労働基準審議会に設けられております建設業の関係の専門委員会におきましては、いろいろな問題を審議していただいておりますが、特に安全衛生教育につきまして、たとえば安全衛生教育体系の確立でございますとかあるいは教育実施体制、特にいま御指摘のように、建設業全体の責任のもとで何らか教育ができるないかというような問題、それから教育の種類の拡大の問題、教育内容の充実の問題あるのは再教育の問題、それから学校教育で安全衛生教育をやつしていくというような方途が見出せないものかどうか、そんなようなことについて非常にありますけれども、私は十分成果を上げることができますか、大臣。四

その成果に期待をいたしております。御答申が得られましたら、またぜひ審議したいというふうに思つております。

○島本委員 そこをがつしりやらないとダメだと思つてあります。

ついでに、建設雇用改善計画の策定が第三条にあるようあります。今まで政府の方では、こいつの計画の策定なんというのは、言葉だけでは、さっぱり実効が上がつておらない。今までのこの建設労働者の場合には、同じにやはり計画の策定、こういふのがあるようあります。

労働大臣は、建設雇用改善計画なるものを策定する、こういうことになつておりますが、これは一般に政府のつくる計画というものは、今までえでして余り実効がないものである。今度の場合は、まさに錦上花を添えるようなりっぱな計画でなければならぬと思いますが、大臣、この点確たる自信がありますか。

○平賀説明員 最初に、計画の内容とその考え方について簡単に御説明申し上げます。

この計画は、関係行政機関と協議するとともに、中央職業安定審議会の御意見を伺つて定めることになりますが、さしあたつて、建設労働者の雇用の動向に関する事項として、労働力の需給の動向とかあるいは建設労働者の雇用状態等を明らかにすることといたしております。それから建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び福祉の増進を図るために講ずべき措置の具体的方向を示す、こういったことになるわけでございますが、この計画を推進いたしますについて、この法律案の第四条に盛られておりますように、施策の円滑な実施のため労働大臣が必要に応じて事業主等に勧告または要請を行う等、関係者に積極的に働きかけて対策の実効を期するよう図つていくことでござります。

○島本委員 今度やはり大臣の勧告、勧告権を持つ大臣の立場というのは、これは重要であります。この第四条による勧告、これは十分成果を上げることができますか、大臣。四

条の勧告はどなたにどういう成果が上がりますか。

○長谷川國務大臣 労働大臣の勧告または要請は、建設雇用改善計画の円滑な実施のため必要と認められた場合にあります。事業主またはその団体等に対するもののほか、発注者に対しても改善勧告をします。それからまた、建設業者の監督指導の面においても、発注者、関係行政機関と連絡をとつて、労働対策上必要なものはやる、一生懸命これはやります。たとえば先日も閣議で話をしましたと、それはやつてくれるんですね。私の方は、いまの景気浮揚の場合でも、早い話が、地方道などによけい人を使うように、あるいは出かせきがなかなか出られない時代だから、あなたの方からますと、それはやつてくれるんですね。私の方は、いまの景気浮揚の場合でも、早い話が、地方道などによけい人を使うように、あるいは出かせきがあればならないと思いますが、大臣、この点確たる自信があります。

この計画は、関係行政機関と協議するとともに、中央職業安定審議会の御意見を伺つて定めることになりますが、さしあたつて、建設労働者の雇用の動向に関する事項として、労働力の需給の動向とかあるいは建設労働者の雇用状態等を明らかにすることといたしております。それから建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び福祉の増進を図るために講ずべき措置の具体的方向を示す、こういったことになるわけでございますが、この計画を推進いたしますについて、この法律案の第四条に盛られておりますように、施策の円滑な実施のため労働大臣が必要に応じて事業主等に勧告または要請を行う等、関係者に積極的に働きかけて対策の実効を期するよう図つていくことでござります。

(委員長退席、住委員長代理着席)

したがつて、私の場合は、どうもなんですかねが、環境公害の問題も横に全部見ていく、労働の問題も横に全部見れる、そして省などと言わずにあります。

府でもいいから、この勧告権それから意見書、これを総理にかわってどんどんやれる、こういうような体制で臨むのでなければ、自分の権限の中に閉じこもつていたら勧告も死んでしまいます。

この点で、せっかく勧告というのがございます。大臣にその権限があるのであります。本条によつて明確になつてゐるのです。附則じやありません。ですから今度、これをどの場所でも生かして使うべきだ、こういうように思つたわけありますが、これを生かして使うか使わないか、書かれているところのことしか考へないと死んでしまいますから、ひとつもつと奮起してこの点を使うようにしてやつてもらいたい、このことを要請しますが、いかがですか。

○長谷川國務大臣 日本の行政は縦割り行政が多

うござりますけれども、労働省の場合には、相手は労働者でござりますから、各役所に全部関係あります。そういう意味からしますと、私は、横の線で大いに推進することができます。私は、横の線で大いに推進することができます。近代工業国家は、何といたしましても完全雇用をねらつてゐる、そういうことで私が就任以来、少しでしやばるくらいに実はこういう問題で今までも発言しておりますが、激励されたように、こういう法律案があればなおさら一生懸命やりたい、こう思つております。

○島本委員 したがつて、これが十分効果が上げられない場合は、大臣の勧告がとろいものであるということになりますから、十分その点考えて成績を上げるようにこれはやつてもらいたい。

それと次には、技能訓練の助成措置の重点的な利用、こういうようなことで少し聞いてみたいと思います。

遠藤職安局長の言によりますと、九十日の出かせぎの就労の陳情に対して、北海道のようなどころには神武の方、冬になつたら雪が降るし、その間事業は余りない、したがつて働きたかつたら本州の方に出てくるのが適当であつて、雪の降る中で雪の降らない仕事を求めるのはおかしい、こういうのが遠藤政夫職安局長の言であります。し

かし、それもまことに当たらないのであります。やろうと思えば、つくろうと思えばある。今度の場合は、北海道では冬の間は工事は全然ストップしてしまいます。したがつて、そういうようなどとになります。夏と同じよう労働者の仕事を確保する、これは、やはりなかなか至難じやないかとやうな節もござります。しかし本人の収入、こういうようなものも必要であるし、人間働くところに生きがいがありますから、そういうようなことを考える場合には、社会的にもやはりそういうよくな技能を生かさないことは損失だと思います。こ

ういうような冬の期間、技能訓練を大いにやつたらどうなのか、そして九十日にしてもらいたいというあの労働者の希望、こういうようなものに沿うようにして、その方面へ行政を向けたらどうなんだ、こういうように思つてあります。その場合には、この技能向上のための助成措置、こういうようなものを重点的に、いまのよつてして冬の間は全然仕事のない方に向けてやつてみたらどうか、こういうようなことも考えられないわけではありませんけれども、今度せつかくこの新法が出るならば、補完手段としてそういうようなことも十分考えて利用させたらどうか、こう思いますのが、どうですか。

○遠藤政府委員 建設労働者の技能の開発あるいは向上、こういった措置につきまして、今回の新しい法律案によります助成対象措置としていろいろ考えております。北海道のような積雪寒冷地帯、冬季間通常工事ができるようにといったような対策も逐次講じてまいつておりますが、御指摘のように、そう急になかなかうまくいくものではございません。したがつて、その冬季間工事ができなければ、仕事ができない、そういう期間を利用していくといった技能向上のための訓練を実施する、こういったことも助成の対象として確かに十分考究を値すると考えております。こういった点を十分考

慮しながら福祉対策あるいは技能開発向上対策の中身として取り入れてまいるように努力をしてみたい、かよつて考えております。

○島本委員 速記をとれないでしよう。あなたの場合は、後の言葉が子音になつて母音がないのです。○遠藤政府委員 そういう御趣旨のよつた方向で私どもも進めてまいりたいと思っております。

○島本委員 では次に、これはどうですか。先ほど川俣委員の質問に對して、私も聞いておつて、これははつきり確認した方がいい、こう思われる問題で、働く建設労働者の健康保険の点については、単なる一元化、簡素化、こういうようなことが考えられるということであつたようであります。具体的にはどうしようとする事になりますか。健康保険です。

○遠藤政府委員 健康保険について私、先ほど何も申し上げた記憶はございませんが、厚生省の所管でござりますので、ちょっと私から御答弁いたしかねます。

○島本委員 では建設労働者の健康保険については、どのようにして指導する予定ですか。

○平賀説明員 建設労働者の場合には、ほかの産業に比べて社会保険の加入等がおくれております。その場合でも、健康保険については各種の保

険を合わせてかなり加入率は高いと思つております。

○島本委員 それでも、その雇用状態の改善の中では最も高いランクの事柄として、健康保険初め各種

社会保険の適用の促進を指導してまいりたい、こ

う考えております。

○遠藤政府委員 これは厚生省所管の問題でござりますので、私どもからはお答えいたしかねます。

○島本委員 そうすると、この建設労働者の雇用の改善に関する法律案といつのは、厚生省の関係のものは、一切関係しない法律ですか。病気になつたり、それからいろいろな災害関係のものだととか、または健康保険であるとか、こういうようなものは、他省のものは全然関係しないですか。

○遠藤政府委員 雇用の改善の中には、災害の防

止とか教育の問題でござりますとか、そういった問題は含まれておりますけれども、健康保険法の適用プロバーの問題としては触れるわけにはまいりませんので触れておりません。

○島本委員 簡素化、一元化さしておいた方が一番いいんじやないかと考えられるのですが、そういう考え方ではないのですか。

○遠藤政府委員 先ほど申し上げましたように、

労災保険と雇用保険の一元化といつことは、すで

に数年前に実現いたしておりますが、その保険料の徴収方法なり、その細目についていろいろな問

題が依然として残つております。そういった点につきまして、私どもは、今後検討課題として、先

ほど御指摘になりましたような点を十分検討して

いう方は一元化し、簡素化するという方向でやつていくのがその趣旨じやないかと思うのでござりますが、そういうような方面には別に意を用いておらないのですか。

○遠藤政府委員 健康保険につきましては、先ほど申し上げましたように、私どもの方の所管ではございませんのでお答えいたしかねますが、現状

は、いわゆる政府管掌の健康保険、建設国保あるいは国民健康保険、こういったものでそれぞれ適用になつてゐるかと思います。こういうものは最近の動向としては建設国保が非常に拡大されて、これの適用対象になる人が多いとは聞いておりますが、これを一本化するというような方向があるのかどうか、私どもからお答えいたしかねます。

○島本委員 それはなぜお答えしかねるのですか。

○遠藤政府委員 健康保険につきましては、先ほど申し上げましたように、私どもの方の所管ではございませんのでお答えいたしかねます。

○島本委員 一元化と申しますのは、各種社会保険を全部一元化しろとおっしゃるわけでございましょうか、ちょっとお伺いいたします。

○島本委員 この建設労働者に対する、今度、いまでのよう登録制、これはやらないと言つて

いるようあります、手帳を持たせる。そうすると、病気になつた場合の健康保険は、国民健康保険なんというのはまちまちだと思います。そ

改善を進めていきたいと思っておりますが、他の社会保険全体を一元化し簡素化する、これは御指

捕のように望ましいことかもしれませんけれども、現実にはいろいろむずかしい技術的な問題あるいは法制上の問題等もござりますので、いままでにわからにそいつた方向が適當であるかどうかということをお答えいたしかねると思います。

○島本委員 登録制は、これは実施しない意向ですか。

○遠藤政府委員 先ほど川俣委員の御質問にお答えいたしましたように、建設労働につきましては、労働と同じような形での登録制をとるつもりは考えておりません。

○島本委員 なぜ登録制をとらないのですか。これは、りっぱな制度じやありませんか。登録して登録された人に対しても、行政指導をする、いいじやありませんか。建設労働者は今まで災害が一番多かつた。そういうような人に対しても今後度をとる。いいじやありませんか。何のためにこれないのでですか。制度が悪いからですか、それも人がいないからですか。

○連邦政府委員 登録制度とか、あるいは手帳度とかそういう制度を実施いたします場合に何を目的にどういった効果を上げるためにやるということだらうと思います。港湾労働法の場は、御承知のようく港湾労働の実態から見て非常に限られた範囲で、対象も限定される。そういうものに対して登録制度が実施されたことによって、この十年間に登録制度をとつた効果が現実あらわれてきております。先ほどお答えいたしましたように、建設労働の場合は、全国四十万にい建設業者と、その業者に使用される数百万の労働者、しかも、その労働者の実態が非常に区々ございまして、こういった人たちに対して、一何を目的に登録制度、それによつて何を担保しようとするのか、そういう点でいろいろ問題ございますし、仮に港湾労働と同じような登録制度とつておりますといたしました場合に、これは

○島本委員 見解を全然異にしますから、この点だけは平行線。これはもうやめたのじやありませんが、全然違いますから、いまの考えは……。

次に、林業労働者の問題で政府の姿勢をちょっと聞いておきたいと思うのであります。

建設労働者、それに対する建設労働法、確かにできました。しかし同じような屋外の厳しい状態にさらされている人、いわば雇用の不安定な状態、そして厳しい作業状態、こういうような分野の中に働いている労働者、そして白ろう病といふ職業病に冒されている人たち、これを根本的にやはり改善する必要があろうと思います。

そこで、この建設労働法をやつた後に当然、林業労働者、それらを対象にした根本的な振動機械の規制、振動工具に対する医学的な基準を設定してやつたり、これを指導してやる、こういうよろんな点も必要になるのじやないかと思ひます。ボス建設労働法、これも当然考えなければならぬ

理的にも非常にむずかしい問題が含まれております。そして、それだけの技術的な困難を克服して登録制度をとったことによって、果たしてどれだけの効果が期待できるのか。むしろいま御指摘になりました、例としてお挙げになりました災害を防止するということであれば、災害対策を強化する、そのためには必要な措置をとるということが効率的ではないか。私どもこの法律で予定いたしておりました雇用関係を明らかにする、就労経路を正常化する、就労条件を確保する、こういったことをつましましては、それぞれそれに必要な措置をとることで十分であろうかと思います。

冒頭に御指摘になりましたように、この法律がすべて一〇〇%完全なものだとは申し上げていいわけではございませんで、一応私どもとしては、建設労働の実態を踏まえた上で必要なものから逐次手をつけいくということで、まず出発点としてこういう法案を用意いたしたわけでございまして、今後実態に即して十分改善の措置を逐次拡大し充実させていきたい、かように考えておるわけでございます。

問題だと思います。この点に対しても、どのような考え方ですか。

で考えられないんですか、それだけのものを。もう一回、いまの答弁訂正しなさいよ。

で考えられないんですか。それだけのものを
う一回、いまの答弁訂正しなさいよ。

○遠藤政府委員 港湾労働法ができましたとき
に、建設労働法をやれというお話をございました。
十年にしてようやくこういった、非常に御不満はある
ようございますが、建設業における雇用の改善につ
いての立法措置をとつたわけでございま
す。それ以上に林業につきましては、先生御承知の
ように、林業における労働の実態が雇用関係によ
る下月准で、雇用関係があるのかないのかわから
ません。

○連藤政府委員 林業につきましては、私たちはま申し上げましたように、雇用関係があるのかないのかわからないという実態が現状でございまして、私どもは、こういった雇用の改善についての条件整備を図つていく、そのためには必要な施策を進めていくことが、まず先決であろうかと 思います。白ろう病とか林業に伴ういろいろな災害問題がございます。これは当然、安全衛生法な

業労働の実態であろうかと思ひます。私どもといたしましては、こういった林業の立ちおくれ、林業における就労の実態というものを、今後、改善措置を十分行政指導を進めていきながら、林業における雇用関係というものを明確にしていく、そういうことから入っていくべきで、法律をつくったからいきなりよくなるというものではないと田山さんもおっしゃっています。実態が伴わない法律といふものは、むろん空文に帰するのじやないか。先ほど計画をくつたてて空っぽじやないかとおっしゃったように、法律をつくったて、空文になってしまふ

だめだ。建設労働法ができて成果を上げたのなら、残っている部分に対してもそれを広げていく。

うな法律をつくっても意味がないと思います。私も
どもは、林業労働の実態を十分改善指導を加えて
いくことによって改善の措置を進めていく、こう
いうことがまず先決であろうかと思ひます。した
がいまして、ボスト建設労働法で林業労働法をつ
こつちは関係ないのだ。こういうよくなれればいいが
のまないに乗せる。ようく検討してもらいたい。
このことを強く要請しておきたいと思います。

○島本委員 賛成いたしかねるのですか。それとも具体的な法として林業労働法、これを制定をして、民有林労働者の共同雇用制度、それから白う病になつた人に対するいろいろな治療制度、ういうようなものを十分考えて、ボストン建設労対策、これはやはり次に考えておかなければなりません、こういうようなことになるじゃありませんか。これさえ、そんなもの考えないなんて、こんな職安局長がありますか。現実大きな問題となつてゐるのに、そんなことじやダメですよ。

それと同時に、登録制度の問題は、全然見解を異にしますから、その点に対しても、私は、あなたの方の答弁は納得しかねます。いまの林業労働者に対する、ボスト建設労働法対策、これも十分考慮されるべきだと思います。先ほど全然考える必要がないようなことを言っていた。あれは労働者に対する重大な侮辱ですよ。前言を取り消しなさい。

○遠藤政府委員 林業労働の問題につきましては、私は、重ねて申し上げておりますように、林業労働の実態に即してその雇用関係を明らかにする方向で施策を進めていく、その上に立つてこの立場が必要であるかどうかというこ

あります。したがって、いまお挙げになりました例が、一体その労働者がKという何者かわからぬ人物と雇用契約があるのか、あるいはそのKといふ人物が協和重機という会社のいわゆる職業安定法による募集人なのか、そこらあたりが私どもとしては承知いたしておりませんので、どういうことかお答えはいたしかねますけれども、問題は、そういったことが起らないように、要するに現場で働いている労働者とそれが一体だれに雇われているのか、その雇用関係を法律的に明確にしようというところに、この法律の一つの眼目があるわけでございます。

○田中(美)委員　どういう関係かわからぬからというのでなくして、こういう事例があるから、これをあなたは信頼しないにしても、いま仮定としてあなたの方では、これは調べてみなければどうそまごとかわからない、こう言うならそれでも結構ですけれども、事実いま私が調べてきたことは、この協和重機はKという人と請負関係だという形で、このKという人が労働者を雇つて、そして協和重機から金をもらつてこれを労働者に払つてある。これはその請求書なんです。ですから、協和重機が労働者にお金を払つたのじゃないですね。これはKという人の請求書なんです、協和重機に対しての。そういう関係にあるということ。

これは私の言うことが、現実と正しくないかどうか知らないけれども、こういう事例がたくさんあるということは、もう百も承知だと思うんです。さつき大臣がローマは一日にして成らずと言つていらつしやるのは、こういうことがいっぱいあるということですね。ですから、こういう場合は、今度のこの八条でもつて教えるのかということを聞いています。一般論で言つてあるわけです。わかりやすくするために事例を出して言つてあるんです。

○遠藤政府委員　具体的にお挙げになりました事例で、そのKという人が、いわゆる建設業法によ

る建設業者であるのかないのか、そのKと協和重機の現場で働いている労働者との間に雇用契約が存在するのかどうか、と同時に、その協和重機とKとの間で請負契約があつて、その請負契約の内容が職業安定法に抵触するのかどうか、そういう点を精査いたしませんと、いま御指摘になります。した点について正確なお答えはできないと思いますけれども、問題は、そいつた請負契約の内容が抵触するかしないかは別としまして、そのKに雇われておる、雇用契約を結んでおる労働者が、もしそれが正しいとすれば、適正なものであるとすれば、当然この八条なりこの法律の適用を受けたわけでござりますから、それによつて雇用関係が明らかにされるということになるだらうと思ひます。

○田中(美)委員　そうすると、人入れ稼業だけでも、この事業主になるわけですね。

○遠藤政府委員　私は、いまほどから再三申し上げておりますように、人入れ稼業であるのかどうか、それはその請負契約の内容が適法であるのかどうか、そういつたことにかかわると思います。

○田中(美)委員　私は、いまほどの例としてこういう場合と言つてゐるのですから、協和重機のこれについてどうとということを言つたのだから、事実と一緒に調べてこなければ共通の場で話はできないわけでしょう。こういう場合はどうなるのか、こう聞いておるわけですよ。これでも管理責任者を置かなければならないのかと聞いているのです。

○遠藤政府委員　もし完全な請負契約でなくて、それが職業安定法四十四条、施行規則四条に抵触するものであれば、それは請負業者ではございません。労働者供給事業になりますから、それは是正されなければならないと思います。

○田中(美)委員　そうすると職安局長、ちゃんとこれは正できますか。

○遠藤政府委員　いまおつしやった事例が抵触するものであるのかどうか、私にはわかりませんと申し上げておるわけです。

○平賀説明員　ただいま具体的な人の名前、会社の名前が出ておりまして、その事実関係がどうかというような御質問でございましたが、一般的に言いまして、こういうよくなれる関係、特に元請は三井建設という会社が出ておりましたが、かなり大きな事業所でございまして、その下の方に、実態を調べてみなければわからないような雇用が請負かあいまいである関係がある、また場合によつては、職業安定法に触れるような関係がある疑いがある、そういう場合があるかもしれません、しかしその場合でも、その元請が下の方の状況まではっきり把握して、そいつた法違反のない状態で雇用管理が行われるよう、そういうことを指導し、しかも、それを援助するといいますか、そういうことが必要であると思います。この規定は、そういう今まで元請が下の方の状況まで把握していない、そういうことを、その下の方の業況までしっかりと把握して適正な雇用管理が行われるように指導する責任といいますか、そういうことまで規定した、そういう意味では下の方の状況まで元請が正しくする、そういう効果があると、これを期待しているわけでござります。

○平賀説明員　ここで事業主がその被用者にたいするところに何か刺しゅうの入つた上つ張りのよなものを着て、人が見たらそこの建設の人だと思つけれども、実際にはその人があつちこつちのところ、会社に人を入れておるわけですね。組に入れているわけです。そういうのは、どこと一体雇用関係たくさん雇用関係を持つことができるのですか、この被用者といふのは。

○田中(美)委員　結局この法案では、中間の少し大きいところの下請というのは、ある程度のあれはあると思います。しかし一番問題の下と云うのは、これは結局いまの職安局長さん自身が、現状がもう野放しのようになつておると言われる。やみ手配師というのを御存じでしよう、大臣。こういうものがあふれているということは、もう天下に知られているわけです。名古屋でも毎日といふところへ行きますと、だつと私が知つておる手配師がいます。そして、そういう人たちが連れてつて、そういうのを見ています。また山谷にし

そついう人たちを、これでは救えないと云うことです。それをはつきりさせ得ないということです。

それで、もう一つ聞きたいわけですが、それ六条に被用者という言葉がありますね、この被用者というのは一体何なんですか。

○平賀説明員　事業主との間に雇用関係のある雇用労働者、こういうふうに言いかえても結構でございます。

○田中(美)委員　必ずこれは雇用関係がなければだめなんですか。

○平賀説明員　そういうふうに解説をしております。

○田中(美)委員　実際には何々建設という、こういうところに何か刺しゅうの入つた上つ張りのよなものを着て、人が見たらそこの建設の人だと

思つけれども、実際にはその人があつちこつちのところ、会社に人を入れておるわけですね。組に入っているわけです。そういうのは、どこと一体雇用関係たくさん雇用関係を持つことができるのですか、この被用者といふのは。

○平賀説明員　ここで事業主がその被用者にたいするところに何か刺しゅうの入つた上つ張りのよなものを着て、人が見たらそこの建設の人だと

思つけれども、実際にはその人があつちこつちのところ、会社に人を入れておるわけですね。組に入っているわけです。そういうのは、どこと一体雇用関係たくさん雇用関係を持つことができるのですか、この被用者といふのは。

○田中(美)委員　私はいまKさんという名前でおつしやられたので、仮にKさんという人が事業主であるとすれば、そのKさんとの間に雇用関係がなければいけないということでござります。

○田中(美)委員　私がいま言つているのは、そんなことを言つておるのじやないのです。この被用者といふのは、雇用関係がなければならぬといふのだとしたら、あつちこつちの雇用関係を持てる

のうのうだつたら、あつちこつちの雇用関係を持てるのかといふことです。三つも四つもの会社と雇用関係を持つれば被用者になれるのかといふことでござります。

○田中(美)委員　いまあなたが言つておるのは、一つの会社の雇用関係で、これは協和重機と雇用関係があると

いう一つだけいいのかといふことです。一つだけでなければ被用者でないのか。これは幾つも持つといふことができるわけですか。被用者——被用者といふ言葉が非常に現実と——現実はもう非

常に複雑なことはよく御存じだと思いますけれども、一体この人は被用者なのが被用者でないの

いまの既成の法律というものをきちっと施行する、机上ではなくて、現状に当てはめて使うということをやつていただきたいというふうに思いました。

次の質問に移ります。これは大成建設の問題です。この大きな建設会社は、結局、実際の現場で働く人というのはどんどん少なくなつて、それで社員や何かで実際には動かしているといふ、さつき私が言いましたように、現場の労働者がいなくとも、仕事は大成建設が大きいやるというふうな中の裏に、非常に大きな男女差別があるということを私は発見したわけです。これを厳重に調べていただきたいというふうに思うのですけれども、まず最初に、大成建設は、このところずっと社員として婦人を一人も雇っていない。そして臨時従業員という名前をつけた、しかし臨時ではないんですね、ちゃんととした雇用です。そういう形で、この人たちを雇員、現業員という形で雇っているわけです。このところをどういうふうに労働基準局長はお考えになるか、大臣はお考えになるか、この点ちょっと……。

〔住委員長代理退席、竹内(黎)委員長代理着席〕

○藤繩政府委員　企業がどういう形で労働者を雇用するかということは、原則として自由でございまして、労働基準法に一定の規制がある以外には、

それはそれぞれの企業の実態に応じて労使間で決められるべき性格のものであろうというふうに思います。

大成建設につきましては、昨日、先生からお話をありましたので、私ども現地から事情を聞きましめた限りにおきましては、大成建設名古屋支店においては、いまおっしゃるように、会社の身分形態が社員とそれから雇員、現業員と二つの形態がある。そして社員は本社採用であつて、事務職と技術職がある。雇員、現業員は支社採用であつて、オペレーター、機械工、現業員、これはまあ男子が多い。それから事務員、これはまあ女子がほとんどである。こういうような現実の職員構成に

なつておるという報告を受けております。

○田中(美)委員　私はいま言いましたのは、新しく人を採用するときですよ。採用するときに、もう労働組合も入っていないわけですよ。その人が社員には絶対に入れない。女は社員に絶対入れない、男だけだということですね。これは、いまの婦人問題推進本部においても、この問題というのは、まず国家公務員から直していき、そしてこうした事業は指導するということを言つておるわけですね。

から、いまの局長のお答えというのは、非常におかしいと思うのです。労使でなんというようなことはおかしいと思うのです。雇うときに差をつけ、差別をしている。まずそれを言つておるのです。雇つてからの差別のことは、後で話すわけですねども、雇う前にもう差別をしている。このことを御指導していただきたいと思うのですけれども、できるでどうでしょうか。

○藤繩政府委員　男女の差別の問題でござりますけれども、御承知のように、労働基準法四条では賃金について性別を理由にして差別をしてはならないという規定がござりますけれども、それ以外には男女ということでの差別禁止ということは明文の規制はないわけでござります。ただ、いまおつしやいましたように、一般的な社会通念といたしまして、特に最近の国際婦人年のいろいろな盛り上がりというようなこともございます。できるだけ男女がいわねなき差別がないようにやつていかなればならぬということは、またこれ当然なことだらうと思います。

いま採用のときのお話でございますが、先生御承知のように、採用されてからの賃金その他の条件、それから解雇というようなものは、これは労働条件でござりますけれども、採用自体は、これはまあ企業の自由であるというのが、今までの通説でございまして、そこまで行政指導で立ち入るというようなことは、いささかいかがかといふふうに思つわけでござります。

○田中(美)委員　ではもう局長、結構ですから大臣にお聞きします。

これは国際婦人年で日本の政府はメキシコの会議に行きましたが、賛成しておるわけですね。そういう中にはつきりと雇用の差別というのを言つておるわけです。局長は、それを御存じない

と思うのですけれども、大臣は關係でありますし、推進本部の本部長と、三木さんになつておられますし、そして新しくこの推進本部というのができているわけですね。そこで、いま日本の行動計画をつくっているわけですね。最終的には秋にできるとしても、いま骨子や概略が出来ているわけですね。その中にはつきりと、雇用の差別といふものが撤廃していくと、同じ政府の中から出でるわけですね。それに対して閣僚の一人として――こういう実態は、これは大成建設だけではないんですね。まだほかのところもあるわけですから、第一、受験さえもさせないわけですからね、第二、受験さえもさせないわけですね。それは性に対する差別ですね。社員には絶対に――受けたけれども落ちたというのじゃないんですからね。受験もさせていないわけですね。そういう点で大成建設にまず指導をしていただきたいと思うのです。

なぜ大成建設のことを厳しく言つかといいますと、名古屋にあります大成建設の支所に原美代子さんという経理をやつておる方があります。高校を出て十年もずっと経理をしてきてます。その間に結婚もし、子供も生まれておるわけです。この間は、かつては、十年以上前ですが、雇員から社員になつたりといふようなこともありますけれども、現在それも一切しない。そうして原さんが子供を産んで、そういう理由は向こうはつけられませんが、実際には通勤不可能な現場でおりませんが、実際には通勤不可能な現場に――現場の仕事と支所の仕事とは中身が違うわけですね。それを現場に配転をしたわけです。それで彼女は、建設会社といふのは現場もあるわけですから、一、二年でまた戻つてくるならばといふのです。それで、初めは会社に協力しようと思いまして、入つてからのいろいろな差別の問題について、局長が答えたように、私の方の法律上の問題として、やかましくも言える。一般論としては、才能の

だ企業に、おまえの方は雇員ではないかねではないか、社員を必ずそれと言ふことは、法律的規制も何もないということだけは御理解いただきたいと思います。

○田中(美)委員　法律に規制がなくても、いまの日本の政府が、現に婦人問題推進本部でこれを進めているわけですね。そうだったら、労働大臣として、これをやれ、この人を雇えとか、こうしなければいけないとかということは言えませんけれども、第一、受験さえもさせないわけですね。これは

証がないということですから、会社は非常に反感を買ったわけです。そうしましたら、今度は通勤可能なところの現場に移しているわけです。現場というのは仕事がなくなつたら動くわけです。ですから、これをもとへ戻すという保証もないわけです。これは明らかに、婦人をきつととした責任ある職場に置いていかないという大成建設の雇用からの差別の一環だというふうに私は見てゐるわけです。この点はどういうふうにお考えになるのしょうか。一級建築士として仕事を持つている人が、妊娠しますと、そのままその仕事ができなくなつたりといふことがしばしば起つてゐるわけです。

困難な事態もあるうかと思います。ただいま御指摘になりました問題につきましては、私どもの調べでは、この方は四十年四月一日に入社されまして、年齢二十九歳既婚、子供一人ということでございます。五十年八月一日付で現場に転出命令が出た。本人は、その前日に苦情処理委員会に申し立てをしたということでござります。この苦情処理委員会というのは、労働協約によるものであって、組合一、会社一で構成して、すでに十五回もやっていますが、結論が出ないと、いうことで、組合も苦情処理委員会の結果を待っているということでございますから、これは労使によるものであって、組合一、会社一で構成して、

○田中(美)委員 よろしくお願ひいたします。
○竹内(黎)委員長代理 次に、石母田達君。
○石母田委員 本会議まで二十分足らずの時間で
ござりますので、答弁の方もきわめて簡単にして
いただきたいと思います。
まず第一に、新聞やテレビで御承知のように、
昨日、山形県におきまして、西部幹線トンネル工
事現場でガス爆発事故が起きました。九人の方々
が死亡され、また重軽傷者も発生いたしました。
ちょうど私どもが労災の補償法案を審議中であり
ました。また、この人たちは、当然、いま審議さ
れている建設労働者の雇用改善の法律に該当され
る方であります。このことは、実態というものが、
ムーブの国づくり年譜に対する、法案の内容に対する

庄ポンプですか、そういうものなども持っていますが、いろいろ対策本部に本社の方からも人まで出して、こういうことが起らぬないようにいまから先のことを考えていいきたい、こう思つております。
○石母田委員 私どもの調べでは、下請は水安組というのが担当しているというふうに聞いております。しかし、その元請は大林組であります。この大林組が、ことしの三月、やはり栃木県の橋梁工事で出かせぎ者六人の死亡事故を出したというのに続いてのこうした悲惨な犠牲者を出しておるわけでござります。この元請業者が下請にやらして、下請が起こしたのだということじやなくして、元請の責任をきちんとこうしたときに追及していく、そして、たとえ大林組というような大手の建

REVIEW ARTICLE

そうすると、たまにあると雑用みたいな仕事を言つける。彼女はいまそれをやつてゐるわけです。これは明らかに子供を持った婦人や、そういう婦人を締め出していくといつつのやり方であると私は思うのです。なぜ經理の仕事から配転させたかということを、本人にも納得させていいわけです。こういう場合は、労働省としてはどのよう御指導していただけるのでしょうか。

で、労働省として実態をお調べになりまして、そして、それをどうせよと私は言つてゐるわけではありません。実態をお調べになつてください。勞使で解決つかないで、その間本人は非常に精神的な苦痛、肉体的な苦痛を受けているわけですから、それを一日も早く取り除くということが緊急勞使の問題です。一ヶ月や二ヶ月の問題ではありませんので、この調査をしていただきたい、これを受けたいと思います。それでよろしいですか。どういう状態であるが調査して、そういう御指道をしていただきたいと思います。大臣、よろしくでしょうか。これで質問を終わります。

○藤繩政府委員 お申し出がございましたので、現地で一応調査してみたいと思います。

な状態に置かれているというのが、建設労働者であると思います。

そうしたことで、私は、こういう事態に対しても政府として、今後の安全対策あるいは遺族の完全補償も含めまして、万全の措置をとつていただきたいということをお願いしたいと思いますが、「この点について大臣にまず答弁を願いたい」と思いま

○長谷川国務大臣 非常に残念な事件でありまして、私もテレビ、新聞をよく見ておりました。もちろん罹災者の方々、非常にお気の毒でございますし、私の方の所管の問題については万全の対策をとつていきたい。

なお、私の方から、東北労済病院の方からも音

ちつとすることが大事でございます。しかも今度事件の場合は、こういう事件が起る前に、山形の基準局の方から行つて、事故対策のために勧告をしておられる。その後で起こっている。それだけに私はけんりをよけい感じております。あなた以上の、負けない慎りを感じております……（田中（美）委員「以上ということはないでしよう」と呼ぶ）これは企業の社会的責任が大きく追及されてくる、こういうことを思つておるわけであります。

○石母田委員 後ろから発言ありましたけれども、それ以上のことはないと思いますけれども、

原さんというのは、結局、現在は現場に行かないというところで拒否しているわけです。拒否しますと、いつものやり方で、机といいますを一つ別にやるという形で干して何もさせない。意地悪の限りをする。こういうことが非常に激しく追及されましたら、机だけ仕方がないのでもとへ戻した。そして、いま何をやっているかというと、これはまだ一年足らずですけれども、そこに座らせただけで、経理の仕事、今までの仕事は一切させない。そしていまは雑用だけ。毎日、彼女は行きますと、机から上書きのまゝしかと言つておこううです。

いうことであれば、まずそこで円満な解決がなされることが望ましいと思いますし、それから人権問題あるいは労働基準法違反というようなことであれば、裁判所あるいは労働基準監督署に申告をするというようなことがあってしかるべきでありますし、そういうこともまだ行われていないといふふうに聞いておりますが、私どもは、もし所定の申告があれば、それについてまた必要な措置をとりたいと思います。

○田中(美)委員 一年近くかかってこれが処理できないと、いう状態で行き詰んでいるわけですが、

る、また政府の施策に対する厳しい批判である。その実態がどういうものであるかということは——毎回こういうことは繰り返すまいといふことを再三言われながら、こうしたものが依然と続いている。いまお聞きしましたところが、東北農政局の発注であります。工事業者の方は、元請が大林組であります。一次下請、二次下請、そして、こういう犠牲者の方々を直接雇つた人は、いまだに労働省としてもつかみ得ないという状況だそうです。私どもがあつちこつち視察をいたしましたが、このように雇用関係がきわめて不明確

設業者といえども、東北農政局、国と県が共同してやっている事業ですから、特に私は、行政指導あるいは相次いでこうした大事故を起こすような業者については徹底して、許される範囲内での制裁といいますか、発注の問題であるとか、そういうことを含めまして、厳しい指導が必要ではないかというふうに思いますけれども、この点についての大臣の決意をお願いしたいと思います。

○長谷川国務大臣 おっしゃるよう、ことし福島県で起つた事件、あれも罹災者は全部東北の人々であります。山形県です。そして、きのうあなた

な状態に置かれているというのが、建設労働者であると思います。

そうしたことで、私は、こういう事態に対しても政府として、今後の安全対策あるいは遺族の完全補償も含めまして、万全の措置をとっていただきたいということをお願いしたいと思いますが、「この点について大臣にまず答弁を願いたい」と思ってます。

○長谷川国務大臣 非常に残念な事件でありまして、私もテレビ、新聞をよく見ておりました。もちろん罹災者の方々、非常にお気の毒でございまして、私の方の所管の問題については万全の対等をとつていただきたい。

なお、私の方から、東北労済病院の方からも章

したがおつしやった日立製作所の水沢製作所、あれ
いうものもみんな東北であります。そういうこと
からいたしましても、雇用関係というものをき
ちつとすることが大事でございます。しかも今度事
の場合は、こういう事件が起る前に、山形の基
準局の方から行って、事故対策のために勧告を一
している。その後で起こっている。それだけに私は
憤りをよけい感じております。あなた以上の、負
けない憤りを感じております……（田中（美）委
員「以上ということはないでしよう」と呼ぶ）
これは企業の社会的責任が大きく述べられてくる。
こういうことを思つておるわけであります。

○石母田委員 後ろから發言ありましたけれども、
それ以上のことはないと思いますけれども、

この犠牲者の中には横浜の港南区の方も含まれておりまして、単にこうした地域的な身近にいる者というだけではなくて私は、こういうことを毎回繰り返しているということに対しても、いま言つた政府の厳しい処置を望みたいと思います。さて、もう一つの問題は、この建設産業の中でダンプ労働者と言われる人の問題であります。このダンプというのは、大型貨物車ということだそして登録されているものは一万七千九百八十台、一割足らずです。この数から申しますと、九割が白ナンバーのダンプ労働者である、こういうことであります。そのうち青ナンバーで運送業者として登録されているものは八千九百八十台、一割足らずです。この数から申しますと、九割が白ナンバーのダンプ労働者である、こういうことがあります。しかも建設業は、このダンプなしでは実際には作業できない作業であります。したがつて、建設業の中でも、大体九割以上がこの白ナンバーのダンプを使つて、こういうふうに扱いは受けないわけです。ダンプを持つていろいろ情報、請願に来られている実情を聞きますと、一体これが労働者なのかどうか。労働者としての取り扱いは受けないわけです。ダンプを持つて、青ナンバーでない。この実態を見ますと、明らかに明確な雇用関係といつよりも、実際上会社の指揮命令で、作業時間も決まっているし、あるいはまた、その中で運賃と称する賃金みたいなものがあるし、あるいは年末手当が出ているところもあるし、そういう実態のものが非常に多くて、それで会社がデイラーから車を買う、保証人に労働者をつける、そしてその会社が労働者に車を買う金を貸したという形で、毎月何十万と差引くわけですね。こういうことですから、払えない、払えないからまた仕事がなければ借金する、そうするから、借金が、ここにあるこの実態を見ますと、仕事がなければ、どんどん借金がふえるという仕組みになっているわけです。

○藤崎政府委員 ダンプの労働者というのは、いろいろいろいろお話をありましたように、いわゆる零細な事業者であり、それが労働者であるか事業主であるか、非常に限界的な存在であろうかというふうに思います。いまお話しのように、非常に借金を負うというような形になれば、やはりそれほどなりに自分の責任において営業しているという判断もあろうかと思います。労働基準法では御承知のように、労働基準法の適用事業に使用され、賃金を支払われる者が労働者であるということになつてきているわけですが、白ナンバーの場合には、車を自分で所有しておる、そして建設業者あるいは建材業者との間に請負契約あるいは運送委託契約といふものがなされておりまして、使用従属関係に置かれることがなく営業する自営業者ではあるというような場合には、これは、やはり労働者と見るわけにはまらないと思います。しかし実際は、車持ちの運転者でありますても、労働契約に基づき就業する者、すなはち実態的に使用従属関係が認められる者というような場合には、労働基準法上の労働者だ、ということになります。それはダンプ労働者に限らず、一般的にその限界は非常にむずかしいわけでございます。

いまちょっとお話を出ましたが、たとえば業務の諸否の自由とか、時間的、場所的拘束の有無とか、あるいは指揮監督関係の状態とか、労務代替替制の問題だとか、あるいは業務用機具の負担關係であるとか、報酬が労働 자체の対償的性格を持つているかとか、いろんなメルクマールで私どもは個別に判断をしておるわけでございます。ダンプの場合にも、それぞれ実態に即して判断をしなければならないというふうに思つております。

・法律的な判断は、そのようなものでございますが、こういう、いわゆる底辺労働者と言われる者

○石母田委員 いまのお答えもありましたけれども、この建設労働法のと申しますか、雇用改善の今度の法律の精神と立場からいっても、こうした非常に実態が不明確で、未組織であって、労働者かどうかわからぬというような方々が實際には非常に多いわけですね、建設の中で。こういう人たちをできるだけ、就労実態を見て、そして現象面では、いろんな質したとかなんとかという形はとつておりますけれども、よく調べると、やはり労働者であるという側面が非常に強い、こういう人たちが多いのですから、これをこの際、実態をできるだけ労働省の側からも捕捉するというか把握して、ぜひこういう人たちの雇用の改善と、雇用関係を明確にしていくという点での努力を、私はまず大臣にお願いしたいというふうに思いました。

○長谷川国務大臣 白ナンバーのことは、まさにおっしゃる美情、私も多少理解しているわけであります。ちょうど林業関係で一人親方というものがありますが、こういうものに当たるのじやなかろうかという感じさえ持っておりますので、いまから先、私の方でもおっしゃるように実情を調査しながら、何か安全の問題とかいろんな問題で推進し、援助するものがあるならば考えてまいりたい、こう思っております。

○石母田委員 たとえばこういう場合はどうなんでしょう。これは、ある大手建設の実態なんですが、たとえば六時半に作業開始時間で起床しますして、八時から仕事になつているそうです。休憩時間は十二時から一時、また三時から三十分休憩。けれども、午後五時、午後六時というふうに決められております。作業の指示は、そこの会社の監督者がその日の仕事の指示を行う、社長が指示命令を出すわけです。そして運賃という形ですけれども、午後五時、午後六時といふに決めます。今後非常に重要な課題の一つであろうと、いうふうに思います。

も、一時間二千五百円で、八時間ですから二万円と、こういう労働時間に比例して払うのです。毎月二十五日が支払い日、支払いの形態は銀行振り込みというような形をとつておるそうです。仕事が切れた場合には、もちろん社長の指示でよそへ行って仕事をするというような状況で、こういう非常に労働的な指揮命令を受け、運賃といふ名前だけれども、実際から見ると賃金といふようなものが払われている、こういうものはどういうふうになりますか。

○藤綱政府委員 大変むずかしい問題でございまして、先ほど法律的な割り切りの一つのメールマールとしまして、いろいろなことを申し上げましたが、いまのお話の中でも時間的、場所的な拘束性はありそうなお話をございますし、あるいは事業主の指揮監督関係もありそうでございますけれども、しかし業務用の器具といいますか、そのトラック自身の負担関係といふことになりますと、恐らく労働者といいますか、ダンプの運転手さんの負担になるのでございましょうし、それから報酬が時間給と見るべきものか、それとも請負に対する報酬か、その辺は多少まだ問題があるうかと思います。特に仕事が切れたときに、今度はよそへ行くというお話ですが、それが自分の自由意思で移動するというような場合になりますと、やはり非常に個人事業的な色彩を持つてくると思います。いずれにしましても、大変むずかしい問題であろうかと思います。

○石田母田委員 話を聞くと、ますますむずかしくなるけれども、所有関係というものは自分が欲しくてもうのではない。そういうダンプをよこされ、資本家が買った、雇い主が買ったという形で、それの分の金を貸したという形で取つてるのは、これは社長の指示で行くのだから、その条件は、要件は満たしていると思うのだけれども、いろいろそういう、脱法行為なのかどうか知らぬ

けれども、そのために労働者としては、ほとんど労働法の、基準法やその他の適用を受けていないということのために、非常に大きな犠牲をこうむっているという、こういう人たちですね。先ほど労働大臣も言つておりましたように、ぜひ実態を把握して善処をしていただきたい。特に今度のこうした法律ができる機会に、それを強めていたいと思います。

○ 薩摩政府委員 先ほども被用者という言葉の概念が問題になつておりますが、従業員とかあるいは雇用労働者とか、いろいろな呼び方がありますけれども、労働基準法では労働者、そして労働者は労働基準法上の労働者とらえて保護を与えていこうというのが労働基準法の考え方でござりますから、できるだけそいつた精神に即して、先ほど申し上げましたようなマルクマールに照らして判断をしていきたいと思いますが、しかし、そういう判断をいたしましても、なおやはり労働者と判断するのは無理だというようなものがたくさんあるわけでございます。

それにつきましては、先ほど室内労働者の例も申し上げましたが、たとえば労災の特別加入におきましても、労働者ではないが、労働実態が非常に近い、したがつて、労災補償としては、これは対象にすべきだということで特別加入の制度も持つておる、現に個人タクシーとかダンプ規制法の適用のありますダンプ運転手は特別加入の対象になつていることは御承知のとおりであります。まあ、あらゆるそういう施策を総合的に進めまして、その保護を全くするというのが、私どもの務めではないかと思いますので、今後とも努力をさせていただきたいと思います。

○ 石母田委員 最後に大臣に、この問題につきまして、きょうの法案の精神と立場から、特にこの建設産業あるいはこの建設資材を運ぶというような人たちの中における、このよつたな白ナンバーのダンプ労働者と言われる人の実態をよくつかんで、そして、こういう人たちが、労働者保護のいろいろな基準法とかその他の立法もございますので、こうした法的な措置の適用ができるだけ受けられるような状況でぜひ努力をしていただきたいという点での御見解をお伺いしたいと思います。

○ 長谷川国務大臣 先ほども申し上げましたように、われわれも地方でそういう白ナンバーの実態

生のよく見かけることもあります。まず、その先生のおっしゃっている問題の前に、安全の問題、これは私はぜひあの方々にお願いしたいし、また、いま局長が答弁したような姿勢で、先ほど私が一人親方の例を言いましたが、そういう面からも実態をよく調べてみたい、こう思っております。

○石母田委員 ですから、安全の面からも私はぜひいま言ったようなことを実施していただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○竹内(義)委員長代理 この際休憩し、本会議散会後直ちに再開することといたします。

午後零時五十八分休憩

○熊谷委員長 午後四時二十七分開議

午後四時二十七分開議

○熊谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出の建設労働者の雇用の改善等に関する法律案及び川保健二郎君外九名提出の建設労働法案を議題とし、質疑を続けます。大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 建設労働者の雇用の改善等に関する法律案の質疑に入るに当たりまして、問題多い建設業界の重層下請構造の典型的な事例を紹介しておきたいと思います。

大臣、これはよく聞いておっていただきたいのですが、すでに二月十七日から始まつた新幹線建設工事労災訴訟のことですが、訴訟を起こしたのは新潟県の岩井という人でございます。四十七年十二月に上越新幹線大清水トンネルの掘削作業中に落石を受けて、右腕神経切断、頸部挫創の重傷を負つた方であります。この元請は大成建設、下請は成豊建設、孫請は藤田土木、この三つを相手にとつて損害賠償請求を起こしたというところでござります。

この訴訟は、新幹線工事の際に受けた労働災害について、被災労働者が元請及び下請の建設業者に損害賠償を請求したものでありますけれども、この重傷を負つた方であります。この元請は大成建設の問題は、この背後には、建設業界の前近代的重層構造と、それによって生ずるところのタコ部

屋的業務管理の実態を告発して、失火の責任を明らかにするという重要な意味を秘めていると考えるのです。

この訴訟と軌を同じくいたしまして、労働省は建設労働者の雇用改善、賃金支払いの確保に関する二つの法律を今国会に提出し、きょうその審議に入ったわけですが、この事件の問題点は、一つは被災労働者に療養、障害補償が全くなされていなかつたということであります。それから被告三社が労災保険への届け出を怠つて、いたといふこと、それから被災者が労働基準監督署に実情を訴えたところ、業者の方はこれを、刺したといふことで逆に非難したということであります。また被災者の賃金台帳には、同氏の入院中の賃金は、実際に支払われていなかつたということでございますが、その入院中の賃金まで記入されていたということでござります。それから労働基準監督署も、二ヵ月間もこの事故を知らなかつたといふこと、そして休業補償が出たのは五ヵ月もたつてからなど、ということであります。まさに典型的な重層下請構造の持つ弊害の一例であると私は思うのであります。こうした事件が、建設業界には日常茶飯事であるとこどりであります、まことに恐ろしい限りだと思います。この訴訟と機会を同じくいたしまして、きょうこのような審議に入るわけでございますが、私は、この法案の内容を見てまいりまして、果たしてこのような建設業界の不明朗な体質が、この法律によつて改善されていくのだろうかと、という疑問を抱かずにはおれないのであります。いまの事件、そして重層下請構造の持つ弊害の実態、こういうものをごらんになつて、今回の法案が果たしてどの程度までいけるのか、まず最初に大臣の所感をお伺いしておきたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 大橋先生のお話をまずつと聞いていまして、私とにかく一番おかしいと思つたのは、けがしたこと二ヵ月も知らないでおつたということですね。これは、それだけのけがな

その他とにかく建設関係には、最近ぐんぐん仕事が伸びているせいもありますし、人手が足りなかつたせいでいろいろな問題があるということは、これは、どなたでもわかつてることで、いわんや社会労働委員会のお互いは痛感していることで、おっしゃるような、こういうきつかけにやはりれいにしていく必要がある。とにかく一番悪いことは、雇用関係がしつかりしないということ、出かせぎしたものでも一体だれが金を払わないのか、それを捕捉するのに困る。やはりそういう正常なルートと正常な雇用関係を確立させるところに最大の問題がある、それに付随しまして一つ一つまた片づけていく問題がある、私はこう思つております。

○大橋(敏)委員 戦後三十年、わが国の経済発展の基礎づくりの重要な役割りを果たしてきたのがこの建設業界である、こう言つても言い過ぎではない私は思つておるほどです。しかしその裏には、劣悪な労働条件を強いられて、その犠牲となつてきた多くの建設労働者があつたことをわれわれは忘れてはならない。いわゆる前近代的な雇用慣行のもとに、雇用関係あるいは労働条件の不明確などに基本的な問題があるわけでござりますが、労災あるいは賃金不払い等の問題が多発いたしております。こついうことは、まさに労働者の生命と生活を脅かしてきた何物でもございません。

そこで、今回の法案をながめさせてみましたが、まず第一に指摘をしておきたいことは、肝心の労働災害の防止、つまり建設労働者の安全と健康を確保するものに対しての措置がきわめて不明確であるということです。建設業については、常々労災防止のための監督の強化、その特殊性を加味した防災体制の確立が指摘されてきたところでありますけれども、今回の法案は雇用の面に偏った内容である。最大の問題点である労災防止については何ら措置がなされていない、この点、具体的な方針を伺つておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長谷川国務大臣 建設業における労働災害防止につきましては、すでに労働安全衛生法において建設業の特殊性を考慮して必要な規制を行うほかに、労働福祉事業団等の融資、災害防止団体の補助を通じて種々援助を行つていているところであります。さらにこの法律でも、政府が能力開発事業または雇用福祉事業の一環として安全衛生面での必要な援助を行えるような措置を講じております。しかし段々お話をありますように、建設業における労働災害防止対策につきましては、それぞれ地方でいろいろな施策を役所なども中心に取り、協力をもらい、PRなどをしながらやつておられますけれども、検討すべき事項はたくさんありますので、日下労働基準審議会の中に建設専門委員会を設置して御検討をお願いしているところであります。そして、その結果を待つて、さらに所要の改善措置をひとつ講じてまいりたい、こう思つております。

いずれにいたしましても、安全帽をかぶるのまなかつたし、それをして出す方もなじまなかつた。しかし、やつてある間に安全帽をかぶるいろいろなPRやらしていく必要があります。だから最近、労働省としますと、とにかく三千人以下に、主に建設労働者ですけれども、災害で亡くなる人がそこまでダウンをした、さらにこれを一層進めなければいかぬ、こう思つております。

○大橋(敏)委員 建設業界においては、工事の大規模化といいますかあるいは複雑化、それによって重大な事故が多発しているわけです。全産業の労働者の一部余りがこの建設業界で働いていると聞いていますけれども、いま死亡事故はかなりダウ

○平賀説明員 建設業の事業主といいますか、建設業者は建設大臣または都道府県知事に許可を受けている、こういった許可業者だけでも約二十万を超し、四十万にはば近い数になつております。事業所の規模というのは、必ずしもその時期によつて一様ではございませんけれども、事業所統計などによりますと、いわゆる三百人以下といいますか、中小企業の範疇に入る事業所がほぼ九

○大橋(敏)委員 大臣、いまお聞きになつたとおりなんですが、建設業界にはA、B、C、D、Eというランクづけがされるんですね。特に公共事業等の指名業者になるかならぬかというときに、

そういうことのランクからいろいろと仕事の配分がなされているようですが、いざれにい

う思つておきます。中でも出かせぎ労働者、

こういう方が就業先で労災事故で亡くなつて、いわゆる白木の箱で帰るなんということは、本当に

お氣の毒と言いましょか、言いようのないほど悲しみを私は感ずるし、悲惨さを感じるわけですか。それだけに、この労災事故に対する対策といふものは、もつともっと真剣にやつていただきたい。

そこでお尋ねをいたしますが、建設業界に働く労働者は、いま一体どのくらいおると見ておられるのか、また、その数の全産業に占める率といふですか、それはどうなつてゐるのか、まず、そこまで聞いておきましょ。

○平賀説明員 建設業に働いております雇用労働者は、時期によつて多少の違いがありますけれども、年間平均してほぼ三百六十万から三百七十万くらい、これが雇用労働者でござります。その数はおよそ全産業の一割に当つております。

○大橋(敏)委員 建設業といいましても、安定した大企業あるいは不安定な企業、著しく不安定な企業とそれぞれあるわけでございますが、そうした安定した企業あるいは不安定、著しく不安定な企業にどのような属し方をしているかといつことは、大まかにでもつかんでいらっしゃいますか。

○平賀説明員 建設業の事業主といいますか、建設業者は建設大臣または都道府県知事に許可を受けている、こういった許可業者だけでも約二十万を超し、四十万にはば近い数になつております。事業所の規模というのは、必ずしもその時期によつて一様ではございませんけれども、事業所統計などによりますと、いわゆる三百人以下といいますか、中小企業の範疇に入る事業所がほぼ九

○大橋(敏)委員 大臣、いまお聞きになつたとおりなんですが、建設業界にはA、B、C、D、Eといふランクづけがされるんですね。特に公共事業等の指名業者になるかならぬかというときに、

そういうことのランクからいろいろと仕事の配分がなされているようですが、いざれにい

う思つておきます。中でも出かせぎ労働者、

こういう方が就業先で労災事故で亡くなつて、いわゆる白木の箱で帰るなんということは、本当に

定になるわけですね。いまお話をとおり、安定している大企業に所属している労働者というのは、もう「一部なんですね。特にいま言つたA、B、C、D、EのDとかEクラス、これなどは本当に不安定の中の不安定でしよう。また指名にも入れない、入りたくても入れない業者もたくさんおるので、そこに所属している労働者は、そ

れこそ著しい不安定感があると思うのです。だから仮に、このような法律を幾らつくつても、肝心かなめの仕事がないという問題、あるいはそ

のA、B、C、D、E、先ほど言つた建設業界の特有のいろいろな問題点が根本的に洗い直されない限りは、労働省の方で幾らこのよう努力をなさつても、それは水のあわじやないかと実は考

るわけございますが、この点についてどのようにお考えをお持ちでしようか。

○長谷川国務大臣 選挙区を持つていれば、みんな多少建設業界の模様はわかるわけでありまして、終戦後お百姓をしておつて、ちょっと金回りのいい人、才覚のきく人かいつの間にやら建設業者といつたつこです。こういう人たちが、だから一級建築士なんかいるのが二級建築士がいるのかといふこと、やはりいまのよう労働対策あるいは安全対策等々もよく教えていかなければなりませんが、建設業界には、安全対策等々もよく教えていかなければなりませんが、建設業界には、

こういう不景気のときに一番私たちが心配していることは、暫定予算のときでも、いかにして地方に、小さいところに散らしてやるか、業界を助けられることになりますけれども、その周辺にいる何人かを助けるというところに、何か事業を助ければ大企業べつたりといふ意味じゃない、そうした雇用対策、しかし私は、いすれにしましても望みは捨てないです。とにかくいま景気が少しづつ上向きになりつつある、そしてまた、こういう社会的要請がどんどんわかってきて、雇用関係をよしながらくといふところに日本の発展がある。ありますから、ここで御審議いただいたものを一つ一つ具体化し、そしてなお新しいものを

追求していく姿勢というものが、日本全体の発展にもつながるし、また雇用の安定あるいは安全なり身分の安定にもつながる、こういうふうに望みを捨てないで推進してまいりたい、こう思つております。

○大橋(敏)委員 実際問題としまして、今回この法案が出た、これが通つたとしますよ、この法律制定によって実際問題としてこれら不安定な企業に所属している労働者に一体どのような恩典が浴されていくのだろうか。たとえば雇用保険法の一部改正によって今度、建設業者には保険料が千分の一引き上げられるわけですね。その千分の一アップということは大体幾らくらいの金が集まつてくるのかということですね。そして、そのお金が一体だれが掌握して、どのようにそれが再分配されていくのかということですね。そして、その

○遠藤政府委員 この建設業における雇用の改善に関する法律が実施されることになりますと、雇用保険法によります雇用改善事業の一環として建設業における雇用の改善のためのいろいろな施策を実施することになつております。そのほかに、いま御指摘になりました雇用保険料の千分の一を業者の負担として徴収いたしまして、雇用改善事業とあわせて、建設業におきます労働者の技能の開発向上とか、あるいは福祉対策とか、あるいは雇用関係の明確化のためのいろいろの措置、あるいは先ほど大臣からお話をありました災害防止のため、安全衛生のための、教育のための措置、こういったことに充當することにいたしております。千分の一を建設業界から徴収いたしますと、大体年額にして二十五、六億円になるかと思います。この金は雇用保険特別会計で取りまして、これをアールして雇用保険の雇用改善事業とあわせて実施することになるわけでございます。主として業者を対象にしてこういった各種の事業を実施いたしましたが、その効果は労働者に直接帰属することになるわけでございまして、そういうことでこれからこの法律によつてそういった各

種の事業を実施していきたい、かように考えております。

○大橋(敏)委員 建設労働者に対するいろいろな福利的なものが、恩典としてそのお金で行くといふことですけれども、一般論からいふと、雇用保険法というは決して建設業者だけを対象にしてやられたわけではなくて、全産業を対象にしてやられたわけですね。そうして保険料を取つて、先ほど言わされた労働者の福祉行政、福祉事業等も雇用保険法でなされた。今回、建設業者だけ千分の一取つて、そういうことをやるということになると、他業種との間にちょっと不均衡が起るのじやないかと感じがしてならぬですね。建設労働者に対しても、確かにいいこともしませんけれども、これをベターに考えた場合、何かよその産業に働く人は、それでは技能研修はやらないともいいのか、あるいは労働者の福祉問題をやらなくともいいのか、そういうことはないはずですね、だか不公平な感じがしてならぬのです。その点はどうでしょ。

○遠藤政府委員 確かにそういう感じをお持ちになるだろうと思います。御承知のように、雇用保険法によりまして保険料の千分の三を原資にして雇用改善事業、能力開発事業、それから雇用福祉事業、いわゆる三事業を実施いたしております。これは建設業のみならず、各業種についてそれぞ
れの労働者の人たちのいろいろな事業をやっていけるわけですが、先ほども質疑応答の中でその問題が出ていたように思いますが、私も、これは中企業の方にはかなり負担になるのではないかと思う。率は同じであつても、実際に大企業の方は余裕のある、豊かな経済運営をやっておりません。そして必要最小限度の従業員を抱えておるわけです。ところが中小企業あるいは零細企業の方になると、大企業からのお呼びに応じて動き始めるわけですから、いつもある体制を整えておかなければならぬ。そういうことで、日ごろむだと思われるような労働者までを抱えている。抱えておれば当然それは保険料を納めなければならぬと
いうことで、実質的にはやはり中小企業にはかなり負担増を感じさせることではないだろうか。ですから、恐らくこの建設労働者の雇用の改善法案の作業が始まつたときに、特に中小企業関係の建設業者からかなりの反対の意見も出たのではないと思つわけですね。それがどういうことがかりませんが、何とか納得なさつたというのですから、何か特別の配慮がなされたのではないかと思うのですけれども、その点も含めて御答弁をお願いします。

バランスがどれなくなる、みんなが一様に負担した保険料で建設業だけが特に手厚く盛られるという、その効果が享受できることになる、こういうことになりますので、したがつて建設業から千分の一だけを別途徴収して、それと合わせて各種の事業をやつしていく、こういうことにいたしたわけで、各業種間の均衡をとるためにこういう措置をとつたわけでございます。

○大橋(敏)委員 わかるようなわからないような感じですけれども、要するに建設業界というのは、他業界に比べると確かに特殊な技術を持つていて、そのための対策にはそれだけの経費がかかるのだ、そのための保険料アップなんだ、こういうふうに一応理解したわけですが、それでは、建設業界のいわゆる事業主から保険料を取られるわけですかれども、大、中、小、零細、こう分かれているわけですね。同じように、千分の一が徴収されれるわけですが、先ほども質疑応答の中でその問題が出ていたように思いますが、私も、これは中企業の方にはかなり負担になるのではないかと思う。率は同じであつても、実際に大企業の方はういつたいろいろな諸対策はぜひ必要なことではあります。それにつけては中小企業に負担過重になりやしないかという御意見が非常に強うございまして、もし这么いうことであるならば、これでございました。それからもう一つは、こういつた施策をやるにつけまして、それが大企業に偏向になる、中小企業が恩典にあらずからではないか、そういうことになれば、せつかくのこういつた結構な施策が絵にかいたもぢになつてしまいやしないか、そういう御意見もございました。

そこで、私どもは、こういった施策を実施するにつきましては、雇用保険料の千分の一というものを業界負担といつたしますにつきましては、先ほど申し上げましたように、支払われた賃金総額に対して千分の一の負担をしていただくということでおれば、当然それは保険料を納めなければならぬと
いうことで、実質的にはやはり中小企業にはかなり負担増を感じさせることではないだろうか。ですから、恐らくこの建設労働者の雇用の改善法案の作業が始まつたときに、特に中小企業関係の建設業者からかなりの反対の意見も出たのではないと思つわけですね。それがどういうことがかりませんが、何とか納得なさつたというのですから、何か特別の配慮がなされたのではないかと思うのですけれども、その点も含めて御答弁をお願いします。

○遠藤政府委員 ただいまの問題は、中小企業、零細業者の過重負担といったような問題で、確かに御質問のありましたような点が、この法案作成の段階で、関係方面からいろいろと御意見のありましたところでございます。

まず第一点は、こういった特別な事業をやるにつけましては、当然費用が必要でございますから、その費用の負担をどうするか。これは先ほど申し上げましたように、雇用保険特別会計の中で、いわゆる雇用改善事業の一環としてやると同時に、業界の負担分を負担していただく、こういうことでござりますが、それについては中小企業に負担過重になりやしないかという御意見が非常に強うございました。それからもう一つは、こういつた施策をやるにつけまして、それが大企業に偏向になる、中小企業が恩典にあらずからではないか、そういうことになれば、せつかくのこういつた結構な施策が絵にかいたもぢになつてしまいやしないか、そういう御意見もございました。

つきまして、それが大企業に偏向になる、中小企業が恩典にあらずからではないか、そういうことになれば、せつかくのこういつた結構な施策が絵にかいたもぢになつてしまいやしないか、そういう御意見もございました。

そこで、私どもは、こういった施策を実施するにつきましては、雇用保険料の千分の一といつもの業界負担といつたしますにつきましては、先ほど申し上げましたように、支払われた賃金総額に対して千分の一の負担をしていただくということでおれば、当然それは保険料を納めなければならぬと
いうことで、実質的にはやはり中小企業にはかなり負担増を感じさせることではないだろうか。ですから、恐らくこの建設労働者の雇用の改善法案の作業が始まつたときに、特に中小企業関係の建設業者からかなりの反対の意見も出たのではないと思つわけですね。それがどういうことがかりませんが、何とか納得なさつたというのですから、何か特別の配慮がなされたのではないかと思うのですけれども、その点も含めて御答弁をお願いします。

この法律による諸施策の効果は、ほとんど大部分が中小企業に働く労働者を雇つてなされるわけですから、大企業でもし労働者を雇つてなされるわけですね。それで、実際労働者を雇つて仕事をしてもらつているのは中小零細企業だということであれば、この法律による諸施策の効果は、ほとんど大部分が中小企業に働く労働者を雇つてなされるわけですね。それで、実際労働者を雇つて仕事をしてもらつて

いろな援助、助成の業務は、中小企業を重点にして施策を維持していくことも明確にいたしております。いま御指摘になりましたような点は、運営の面でも今後十分配慮しながら、この施策を進めいくようにしたい、こういうふうに考えております。

○大橋(敏)委員 その点、特に強く要望しておきます。

それから、第五条の雇用管理責任者の設置といふものは、今度の法案の重要な提案の一つと考えられるわけですが、私は、これはきわめて不十分な内容ではないか、こう見ておるわけです。すなまち、先ほども申し上げましたように、実務的な管理責任であつて、労災等の責任を負うものではないということですね。この第五条の雇用管理責任者の選任の定めといふものは、あたかも雇用関係あるいは労働災害責任の明確化がうたわれているよな錯覚に陥るわけでござりますが、この雇用責任者はあくまでも実務面のみの責任であります。

○遠藤政府委員 そもそもこういった建設業における雇用についての何らかの法的措置をとらなければならぬ、こういう前々からの御意見で、今回この法律の提案に踏み切った最大の理由の一つは、建設業の労働の実態がいわば前近代的ないろいろ大きなたくさん問題を含んでいます。その根源の一つが、雇用関係が明確でない、日雇い労働者とか季節出稼ぎ労働者を使っている、これが建設労働者の大きな部分をなしている、そういうものについて雇用関係が非常に不明確であるといふところから、災害の多発だとか、あるいは賃金不払いの問題だとか、いろいろな問題が発生してきています。それを是正するためには、まず前提になります就労経路の正常化、雇用関係の明確化、こういったことを法的に適正な措置をとる必要があるということから、いま御指摘のありました第

五条で雇用管理責任者という制度を設けたわけでございます。

これによりまして、雇用関係を明確にするとともに、各種の就労条件の確保だとあるいは御指摘のありました労災その他社会保険の取り扱いの問題だとか、こういった点を十分責任を持って管理をしていただこう、こういう趣旨でございますので、この雇用管理責任者が直接ほかの責任をとるとかいった性質のものでないことは、これは御指摘のとおりでございます。

○大橋(敏)委員 労災の責任はだれが一体どのかということは、先ほどの事件にも見られるように、一番大きな問題であるわけです。雇用管理責任者、こう名前がついているので、そこまでの責任を負うのかと思えば、そうでないというところにちょっと疑問を抱いたわけです。

この雇用管理責任者というのは、事業主本人も兼ねてできるのかどうか。必ずほかに一名置かなければならぬのか、本人でもいいのかということをちょっとお尋ねしたいのです。

○平賀説明員 雇用管理責任者の制度は、建設業の特に下請などの末端における雇用関係がはつきりしないといふことで、規模が小さい事業所であっても選任をしていただかなければ意味がないという制度でございます。しかし御指摘のように、小さな規模の事業所では、新たに人を雇つて、その人に雇用管理責任者としての仕事をしてもらうという事務的な能力、基盤がない場合もあると思いますが、目的は雇用管理を適正に行うということでござりますので、事業主がその仕事をやるとことになつてもよい、こういう取り扱いをいたしました

○大橋(敏)委員 要するに時と場合によつては、事業主本人が管理責任者になつてもよろしいといふことになるわけですね。

事業の中には、失礼な言い方になるかもしれないが、

んけれども、今回雇用管理責任者に与えられるいろいろな条件、事務的な能力といいますか、こういうものに欠けた方がかなりいるのではないか、このように思つてございますが、こういう状況にある事業主の方は絶対に管理責任者にはなれない、兼務はできない、こういうことになるのかどうかといふ問題です。

○平賀説明員 小さい企業の場合であつても、その雇用管理あるいは労働関係の諸法規を遵守していただく義務があるわけでございます。しかし御指摘のように、小さい企業はどうなかながそういう規定を守る基盤のないようなどころもござります。しかし、この制度を通して、小さい規模の事業所であつても、また、そういう事業の事業者であればこそ、雇用管理の問題について認識をしていただきたい、こういう考え方を持っております。しかし法律上、その雇用管理責任者というのを、ある資格を持たなければいけない、まあ大学を出なければいけないとか、そういうような考え方を持つております。その点は、やはり企業が自主的に選んでいただいて、その方に、責任を持つて企業を経営するとともに、雇用管理を適正にやっていくという考え方を持つていただき。またそのために、雇用促進事業団がやります事業の中に、雇用管理についての考え方あるいは規定その他についての研修をやる制度も設けております。また事業主団体その他が研修をやる場合に助成をするという制度も設けておりまして、できるだけそういう雇用管理を適正に行うという考え方があるために、建設業界の末端に至るまで浸透するよう、こういう措置をとつておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 説明はよくわかるわけですが、いま言ったように、小さな事業主の方々は、もう自分の毎日の仕事に追われて大変な忙しさなんですかね。雇用保険法ができたときに説明を聞きにいく暇すらもない。あるいは申請書を出せば、何とかその恩典に浴したにもかかわらず、その説明を聞けなかつたし、要領がわからず、その恩恵に浴

さなかつたという者もかなりいたという話も聞いております。今回のこの雇用管理責任者制度は、一つの大きな前進だらうと私は思います。これが実際にどのよつに運用されていくかということは、大きな仕事ですから、今後十分この点は配慮してもらいたいと思います。

次に、労働条件の明示の問題ですけれども、労働基準法第十五条に、使用者は労働契約の際労働者に賃金、労働時間、その他の労働条件を明示する義務を負うものである、このようにあるわけですが、あくまでも明示するということです。

そこで今回、このところが実は労災責任を不明瞭にする一因があると思います。文書化されたのだろうとは思つて改訂されまして、問題は、この契約時の文書化が実行されるのかどうかという疑問を私、非常に抱くのでございますが、その点についてお尋ねをいたします。

なぜそう思うかというと、もし違反された場合、どのような罰則があるのかということですね。それから文書化しなくとも労働者が訴えない限りは、労働基準監督署ではその違反をほとんと押さえることができない、こういうことがあるから、私は、いかに文書化せよと言つても、実際問題としては、これは実行されぬのではないかという気がしてならないのですが、どうですか。

○平賀説明員 建設業の場合は、昔から雇い入れの条件がはつきりしない、したがつて、単に口約束でなく雇い入れた場合に、雇い入れ通知書といふ文書を出して労働条件を明確化するよう行政指導上の措置をとつてまいつたわけでござります。しかし、それでもなかなか末端にまで浸透しないといふことがございましたので、こういった従来行政措置でやつておられた制度を法文化する、制度化するといつことが関係審議会からも御意見と聞いて出されました。今回この法案の第七条に「雇用に關する文書の交付」という条文を原案に入れさ

せていただいたわけでございますが、なお、この点に関しては、後ほど御審議いただきます賃金の支払の確保等に関する法律案の中で、労働基準法の十五条を改正いたしまして、ここに賃金に関する文書の交付を労働基準法上の義務としていたします。また、その中で建設業につきましては、これにあわせて雇用に関する文書、従来雇い入れ通知書として行政指導でやつておりましたものを制度化する、この二つの措置によって従来の制度を制度化し、しかも、それについて罰則の適用を受けるということになります。また、その場合には、申告がなくても現場で監督官が行きましたときに監督いたしまして、この条件について違反していた場合には所要の措置をとる、こういうことにならうかと思います。

○大橋(敏)委員 罰金はないですか。

○平賀説明員 この十五条によります罰金の適用を受けることになります。その十五条によります文書の交付義務に違反をした場合には、所要の罰則を受けることになります。

○大橋(敏)委員 もし罰金を受ける場合は、これは五千円ですね。労働基準法百二十条ですかね。ですから私は、この程度の内容だつたら文書化する人はほとんど出てこないよな気がしてならないわけです。これも運用上の重要な問題点でありますから、今後運営に当たっては、特にこの点を指導していくつてもらいたいということでございま

す。
それから第六条、労働者を募集した場合「公共職業安定所長に届け出なければならない。」ということになつていてるわけでございますが、自分の会社の従業員が直接募集しなければ届け出をしなくとも済むということになるのですかどうですか、この点ちょっとお尋ねしております。

○平賀説明員 労働者の募集の方法はいろいろございます。たとえば人に頼んで募集するという場合もあります。また新聞紙上に広告をして募集するというやう方にもございます。それから事業主本

人またはその雇用労働者、被用者が募集に從事するという場合があると思います。それぞれの募集の形態について所要の措置が職業安定法の中に定められております。
そこで、たとえば出かせき労働者を東京の業者が募集するという場合には、許可その他の要件が必要でござります。しかし東京の業者の方が通常通勤できる区域内から労働者を直接募集するときには、いまままで自由にできたわけでございます。そこで、たとえば特定の地域で日雇い労働者について募集を行わせる、日雇い労働者についての募集を、いわゆる手配師などに行わせるということも間々見られたところでござりますけれども、その点については、直接募集という規定の中までざらわしい形態のものもある、そういうことで、この場合には、事業主が被用者を使って募集する場合には、それを届け出るという新たな要件を課して、被用者以外の人に募集させるということは、それは手配師を使うということになりますが、第十七条の文書交付義務規定でござりますけれども、これは、あくまでも雇用の場合であつて、たとえば一定の工区、職種、工程を一定の賃金で任せることでございますが、その点の区分を明確にして、いわゆる手配師の取り締まり等についての実効を期するようになります。

○大橋(敏)委員 もう時間もあとわずかになります。したので、私もはしょって質問いたしますが、第七条の文書交付義務規定でござりますけれども、これは、あくまでも雇用の場合であつて、たとえば一定の工区、職種、工程を一定の賃金で任せることでございますが、その点の区分を明確にして、いわゆる手配師の取り締まり等についての実効を期するようになります。

○大橋(敏)委員 御指摘のように、本當の請負契約の場合にはこの規定は当てはまらない、雇用関係を結んだ場合に、その条件、雇用に関する諸事項についての文書を交付する、こういうことでござります。

○大橋(敏)委員 大臣、この辺は大きな問題点になつていると思うんですね。請負工事をこの規定でございます。たとえば人に頼んで募集するという場面もあります。また新聞紙上に広告をして募集するのです。この辺、今後検討を大いにやらねばならぬ

るという場合があると思います。それぞれの募集の形態について所要の措置が職業安定法の中に定められております。

次に、労働者の職業訓練について、建設業を支えている者は、工事の設計をしている管理者だとあるいは大企業の職員でもなければ、労働者を集めて指揮をとつている親方でもなくして、あくまで工事現場の第一線で働いている人々であるわけですね。たとえばクレーンを操作したり、あるいは地上何十メートルの高いところで鉄筋を組んだりする、こういう数多くの技能労働者であるわけでございますが、これは、いよいよその需要が高まってきたわけであります。この施工技術の開発、発展に即応する技能の要求は当然であるわけでござりますが、これらの職業訓練は、労働者もきわめて重要であります。現在の全国の職業訓練校や事業主団体の訓練施設等において技能労働者の養成が進められていると見えますけれども、建設業の現状に即した訓練をいたしまして不十分ではないかと思うのです。技能検定の合格者には、給与面でもそれに対応する待遇を行うようにしていいくべきではないかといふこと、業界はもちろのこと、労働省あるいは建設省とも積極的にこの問題を取り組んでいかねばならぬと私は思うのですが、この点についての大臣の見解を伺いたいということが一つ。

それから最後に、もう一つ言つておきますが、この法律案による新規事業の実施に当たつては、特に中小企業にメリットがあるよう配慮していただきたい、及び建設労働の最大の問題である労働災害の防止のために早急にその対策を講ずること、この二つの点について大臣の見解を聞いて終わりたいと思います。

○長谷川国務大臣 技能を訓練することは、自分を災害から守ることでもありますし、また、それが給与の方に響いていくというふうに持つていくのが一番大事だと思います。この点に関しましては、最近、私の方からしますと、特に文部省の方と話をしたりしてそういう雰囲気をつくること。幸いに建設の関係では、技能検定を受けた人がほかの産業よりはよく見られていく習慣がついています。だから、この技能検定を職業訓練などをしてさらに一層——それが自分の体を災害から守ることになる。幾ら命綱があつたって、その使い方を

それは、次に移ります。

次に、労働者の職業訓練について、建設業を支えている者は、工事の設計をしている管理者だとあるいは大企業の職員でもなければ、労働者を集めて指揮をとつている親方でもなくして、あくまで工事現場の第一線で働いている人々であるわけですね。たとえばクレーンを操作したり、あるいは地上何十メートルの高いところで鉄筋を組んだりする、こういう数多くの技能労働者であるわけでございますが、これは、いよいよその需要が高まってきたわけであります。この施工技術の開発、発展に即応する技能の要求は当然であるわけでござりますが、これらの職業訓練は、労働者もきわめて重要であります。現在の全国の職業訓練校や事業主団体の訓練施設等において技能労働者の養成が進められていると見えますけれども、建設業の現状に即した訓練をいたしまして不十分ではないかと思うのです。技能検定の合格者には、給与面でもそれに対応する待遇を行うようにしていいくべきではないかといふこと、業界はもちろること、労働省あるいは建設省とも積極的にこの問題を取り組んでいかねばならぬと私は思うのですが、この点についての大臣の見解を伺いたいということが一つ。

それから最後に、もう一つ言つておきますが、この法律案による新規事業の実施に当たつては、特に中小企業にメリットがあるよう配慮していただきたい、及び建設労働の最大の問題である労働災害の防止のために早急にその対策を講ずること、この二つの点について大臣の見解を聞いて終わりたいと思います。

○長谷川国務大臣 技能を訓練することは、自分を災害から守ることでもありますし、また、それが給与の方に響いていくというふうに持つていくのが一番大事だと思います。この点に関しましては、最近、私の方からしますと、特に文部省の方と話をしたりしてそういう雰囲気をつくること。幸いに建設の関係では、技能検定を受けた人がほかの産業よりはよく見られていく習慣がついています。だから、この技能検定を職業訓練などをしてさらに一層——それが自分の体を災害から守ることになる。幾ら命綱があつたって、その使い方を

知らないければ何にもなりません。そういうことと、それから技能を持つことによって自分の収入がよくなる、こういうメリットをずっと、やはり対社会的技術者というものが大事にされるような雰囲気をつくらなければならぬ、こういうふうに感じております。

それからもう一つは、何といつてもこの法律がこうして御審議いただけてきておりますのは、先ほど先生のお話のよう、建設関係の中小企業は前近代的で、一番でたらめが多いという話がありましたから、そこを重点にこの法律はやっていますのでありますて、これは、もう大企業にやるのじやなくして、中小企業を重点にこの法律は施行するということは御頼みいただきまして、気のついたことはひとつどんどん御進言のほどをお願い申し上げたい、こう思います。

○大橋(敏)委員 終わります。

○熊谷委員長 次は、和田耕作君。

○和田(耕)委員 この法律は、いろいろ読んでみますけれども、ちょっと意図するところと施行されたときの結果とが、何か意図する目的が達成でききないようなことができるのじやないかという感じがするのですけれども、中小の建設業を経営している人たちにはこの法律にどういう感じを持っておりますか。

○中川説明員 私ども建設省といたしまして、労働省から早くから御相談がございまして、建設労働の問題を正面から受けとめていかないと建設業自身が近代化しないといふ考え方を持っておりまして、業界の意見をくみ上げながら折衝してまいりましたわけでございます。現状に対しても非常に理想的過ぎる案の御提示が最初ございましたが、まあ漸進的な案に落ちついた形になつておりますし、業界自身もそういふふうに評価しているはずだし、特に中小建設業もそういうふうに御理解を願つておるはずだと私ども考えております。

○和田(耕)委員 率直に言つて、歓迎しているのですが、あるいはそうでもないか、あるいは反対

しているか、その三つのうち、どちらですか。

○遠藤政府委員 和田先生から御指摘のございました、主として中小建設業者がこれをどう受けとめているか。この法律がそもそも誕生するまでにつきましてはいろいろな軒余曲折がございました。そもそもは、中小建設業者を中心にしておりますいわゆる全建の労務委員会で、いま建設省当局から御答弁のございましたように、建設業における労働問題、労務問題を何とかしなければいかぬ、こういう業界自身の発案で労務改革案というものが提示されました。それを受けとめて、労働問題とは言いながら、建設業界自体の問題それから労働問題と、建設省と労働省が二人三脚で本当に連携しながら事を進めていくのではなければこの改革は成就できません。私どもは当初から業界の意見を吸い上げながら、建設省とよく相談をして成案を得るべく進めてきたわけをございます。

○遠藤政府委員 これがなかなか実行できな

ものが提示されました。それを受けとめて、労働問題とは言いながら、建設業界の問題それから労働問題と、建設省と労働省が二人三脚で本当に連携しながら事を進めていくのではなければこの改革は成就できません。私どもは当初から業界の意見を吸い上げながら、建設省とよく相談をして成案を得るべく進めてきたわけをございます。

○遠藤政府委員 これがなかなか実行できな

が提起されながら事が運ばれてきたわけでござりますけれども、いまお話をありますとそれによれば、常に理想的な業界が初め提案されておったというよ

うなことから、これは結にかいたものになるの

じやないか。と同時に、それに伴う費用の負担が

中小企業に非常に過大な負担になるのじやないか。それから、こういつた施策の効果が、中小企業がないがしろにされて大企業に偏重というような形になるのじやないか。いろいろとこういった疑念が提示されまして、そういつたことから、この成案を得るまでの段階でもう何度も何度も推敲を重ねてきたわけござります。私ども、建設省と一諸に、北は北海道から南は九州まで、こういつた業界の会合に出席しながら業界の意見も聞き、建設省と意見の調整をしながら今日に至つたわけございまして、いま御懸念になりますような点はほとんど一〇〇%解消した上で、建設業界におけるいわゆる中小企業を中心とした非近代的な、非常に不明確な雇用関係をまず組上に上して、こ

わけでござります。

○和田(耕)委員 中小企業の、特に建設業の現場というのは、昔から非常にわからぬ、迷路のような、労働者の人権が無視されておるというイメージはすつと広くあるわけですね。だから、この問題に対して光を当てて、労働者の労働条件その他を改善するという意図はよくわかるのですけれども、またそれはいいことですけれども、中小零細建築業に対する何か喜んでこれをやるという

ようなことがない、これはなかなか実行できな

いような項目が幾つかあるのじやないかという感じがするのですけれども、そういう配慮はありますか。

○遠藤政府委員 確かに、どんなにいいことで

あつても、一つの制度ができますとそれによれば、いろいろ精神的な負担、物的な負担、そういう

ものがかかることはこれはもう否み得ない事実

でございます。そういうことから、確かに必要

なことではあるけれども、いまこういうことをやられてもとても受けとめ切れないのでじやないかと

いう懸念があつたわけでござります。そういう点を十分そしやくしながら、こうやって成案を得たわけでござります。

これからこの法律が成立いたしますと具体的に

施設を進めていきます場合には、先ほど申します

かくどうかということなんです。

○遠藤政府委員 これは先般成立しました雇用保

険の中の雇用改善事業、能力開発事業、福祉事業

でもそいつた面が若干盛られておりますが、今

回の新しい法律によりまして、建設業の労働者の

中小企業を重点に福祉厚生面での施策を充実していく、こういう措置をとつておりますので、費用の負担はある程度はござりますけれども、他の雇用保険によります雇用改善事業の一環として行わるもののが、中小企業を重点に施策として中小企業の労働者に均てんされるという趣旨を十分生かしていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○和田(耕)委員 たとえば、零細企業が雇う若い労働者に無料で技能の訓練をするとか、あるいは中学校出であれば高等教育を夜学とか何かの形でさせてあげるとか、いろいろなことがあると思うのですね。そういうことをお考えになつておられるかどうかということなんです。

○遠藤政府委員 これは先般成立しました雇用保険の中の雇用改善事業、能力開発事業、福祉事業などといった面につきまして特に重点的に実施するということで、今後、具体的な施策につきましては関係者の意見を聞きながら施策を盛り込んでいきたい、こういうふうに考えております。

○和田(耕)委員 それともう一つ、相当長く高度

経済成長という時代が続いたわけで、零細企業でも働き手を確保することに非常に苦労した時代が続いてきたわけですね。しかし、これからは時代

が変わりまして、安定成長、まあどんなものにならかわからぬが、とにかく人手が余りぎみになつてくる。現にそういう状態になつてきている

が前提で、恐らくこの発想は、人手がたくなりたいから、仕事が多くて非常に困るような状態がある

が前提になつての発案のようにも思うし、しかし逆に、仕事がなくて非常に困るような状態がある場合にもこういう考え方が出る余地もあるわけですから、おられたのか、もしをお答えができる

お答えしていただきたい。

○遠藤政府委員 私どもは、この建設業という事業は、言つてみれば日本経済の基幹産業であります。これは労働力不足の時代にも、あるいは労働力過剰の時代にも、いずれの時代におきましても、どういう事態になりましても、建設業における労働問題は非常に重要な問題である。これを他の産業に比較いたしますと、言つてみれば前近代的な労働関係というのがまだあちこちに見られる。こういう状態を放置しておくわけにはまいりません。ましてや、いま御指摘になりましたように、これから安定成長という経済路線を歩みます場合にも、必ずしも労働力過剰というわけでございません。確かに、現在の完全失業者の状態でごらんいただきますように、過去の高度成長時代に比較いたしますと失業者の数はふえている。これら労働力人口の高齢化に伴いまして、高年齢者の労働問題は非常に重要になつてまいりますけれども、その反面、今後十年間を見ましても、いわゆる中堅の若年労働力というものは依然として不足状態が続くであろう。そういう点をおさらば。

こういった前近代的な労働関係がそのまま持続するということになりますと、日本の基幹産業である建設業の労働力確保という点についても非常に大きな障害を今後来す事態になりかねない。こうしたことから考えますと、何としても建設業における雇用の改善ということ緊急の要務であると私は考えるわけでございます。

そういった観点からまず手始めに、建設業における雇用の改善ということに着手するにはどういうことから手をつけたらいのかというのと、この法律案を提案いたします発想の原点になつたわけでございまして、私どもは、今までいろいろ問題になつておりますが、こういった日雇い、出かせぎ労働者、こういったものを中心にいたしております建設業における雇用関係を明確化する、近代化することによって建設業に必要な労働力の確保を図っていく、こういうことでこの法律案を御審議いただきたいと思っておるわけでございま

す。

○和田(耕)委員 もう一つ、かなり大きな仕事がある場合は、大企業の下で直接に雇われる中企業、あるいはその下で働くものの、段階がいろいろあるわけですから、事業場ごとに管理責任者を選任するとあるのですけれども、これはいろいろな問題が考えられるのです。まず第一に、その親企業の下請の企業の労働関係に対しての監督とか責任とかいうものは、この法律では一つもないのです。

○平賀説明員 この法律案の第八条に、幾つかの段階の下請関係があつて事業が行われる場合の元方、親企業と言つてもいいかも知れませんが、その元方の事業主がその段階ごとの関係下請人の雇用関係、雇用管理の状況を把握して、それに関する記録をとめておくとともに、適正な雇用管理が行われるよう指導援助を行ふ、こういう関係の規定を置いております。

○和田(耕)委員 この場合に実際に、たとえば下請の業者が十企業ある場合に、元請の管理者はどういふようなシステムの指導をなさるのでですか。

○平賀説明員 建設工事、特に大きな工事になりますと、下請人と言つても必ずしも常態的に常時そこに人を入れるというわけのものでもないと思ひますけれども、しかし、それがためになかなかいますけれども、いかにも、それがためになかなか下請の末端の雇用管理の状況を親企業ないしは元方が把握するということがむずかしかった。それが一つは建設現場の雇用管理あるいは現場の下請企業の雇用管理がうまくいかない原因であったと思ひますが、その点について、むずかしいことかもしれませんけれども、親企業がやはりこういう規定によって下請のそれぞれの段階ごとの雇用管理の状況を把握させる、そういうことによつて親企業自身もその下までの雇用管理の状況を見通して指導する、こういう実質的な効果といいますか、

これを期待したわけでございます。しかしながら、小さなといいますか、小さな企業がある一定の期日、たとえば一週間ぐらいしか、一人ぐらいたしかるべき労働者、これを派遣しないよなどときには、この法律案の要綱

課するというのではなくか大変でござります。それで、この場合には、一つの工事期間の中で相当程度以上労働者を派遣しているような企業、その現場で雇用管理が行われるのにふさわしいような

事業についてはそれを把握するということにして、その実態に応じて親企業が、その元方が指導するように、こういう取り扱いにいたしたい、こう思つております。

○和田(耕)委員 雇用管理責任者を「選任」するという言葉が出てゐるのですけれども、これは任命するというのと同じ意味ですか、あるいは選任、選ぶというのはどういうことを考えておられるのですか。

○平賀説明員 その法律的な性格はともかくとして、個々の事業場ごとに任命という行為、あるいは形式的な辞令をやるとか、そういう行為を行われるよう指導援助を行ふ、こういう関係の規定を置いております。

○和田(耕)委員 この場合に実際に、たとえば下請の業者が十企業ある場合に、元請の管理者はどういふようなシステムの指導をなさるのでですか。

○平賀説明員 その法律的な性格はともかくとして、個々の事業場ごとに任命という行為、あるいは形式的な辞令をやるとか、そういう行為を行われるよう指導援助を行ふ、こういう関係の規定を置いております。

○和田(耕)委員 たとえば十人の労働者がおれば、十人の中から一人を選び出すという意味じゃないですか。これはあるいは任命するという意味ですか。

○平賀説明員 十人というのはごく小さい規模の事業場だと思いますけれども、その場合に、その十人の中の一人がたとえば事務を専属に扱つて、いろいろ諸手続を管理したり、あるいは採用とかあるいは社会保険の適用とか、そういう問題について取り扱ふ場合には、その一人の事務の人を選任する場合もあるはあるかと思ひますけれども、その場合に、ときには事業主自身がそういう問題を扱つているという場合がごく小さい規模の事業場の場合は多かろうと思います。その場合にはその事業主自身を選任するということも差し支えないと、こういう考え方であります。

○和田(耕)委員 これは考え方によりますと非常に大事なことでございまして、たとえば十人なり十五人働いている職場の労働者の中からその人たちは信頼できる人を選ばして、その人を雇用管理責任者にするという考え方も十分成り立つ考え方だ。しかし、中小企業の場合、ちょっとと考えてそういうことはできない。やはり任命する、責任者を置くということの方が実際的のようにも思うけれども、そこで法律的に「選任」という言葉を使つてはいるのですから、この「選任」という言葉に何か意味があるのか。私が最初に言つたような意味を持たしたいと思っておるのかどうかということをお聞きしたのです。

○平賀説明員 繰り返すことになるかも知れません。その事業場で雇用管理責任者はだれかということを明らかにしておく、こういう意味でございます。

○和田(耕)委員 そうですか。和田がこの職場の雇用管理責任者だということ、それは何らかの地位あるいはその他の報酬とか命令とか、そういうふうな義務的なものはない、職制上のものじやないのですか。

○平賀説明員 建設業の業態あるいはその規模が必ずしも一様ではありませんし、特に建設業の場合には非常に零細な企業が多いという実情もございまますので、たとえば任免についての手続きとかあるいは責任者の資格要件、そういうもののを定めるということも考えられるわけでござりますけれども、この場合にはやはり建設業、そういう業態の異なる、場合によってはごく零細な規模のものも含めて、建設業の事業場で雇用管理という考え方を普及し、しかもそういう手続をしっかりと、いう体制をとるということが一番重要なと考えます。

○和田(耕)委員 聞かなければならぬことはたくさんあるのですけれども、あと二、三お伺いします。最初に私申し上げたとおり、この法律案の要綱

うかなという不安があるのですよ。つまり、中小企業、特に零細の建設業者になつてみると、あいつと、人柄が頭に浮かんでくるのです。私の支持者にはそういう人がたくさんおるのです。これはそういう事務的なことをとてもいやがるし、そして、そんなことをするならというような人が大部分だと思うのです。こういう人たちに雇用管理責任者だととか、あるいはまたいろいろな報告の義務づけがありますね、こういうことをやらずわけで、当然これをやらないとわけのわからない暗黒面のある状態を近代化することはできないわけです。しかし、やすらとすることは、中小零細建設業者の多い現状ではなかなかめんどくな問題がある。したがって、これをやるためにには、何か奮んでこれをやるような反対給付——反対給付と言つていいかどうか、これはもともと建設業のことを考えた建设省の関係の人もちよつと、喜んでいるような喜んでいないような、わけのわからぬような印象のあれがあつたのですけれども、率直に言つてこれは余り喜ばないと思うのです。したがつて、喜んでやるようなことにしてないと実効が上がつてこない。特に、いわゆる安定成長なる状態が出て労働力が過剰になつてくるといつて状態が出てくると、何か好みになるようなものがないとほんどうれにかいたもののような法律になつてしまつおそれが十分だと思うのですね。そういう意味で、そういうことのできる幾つかの項目があると思いますけれども、なおひとつ具体的に何か好みになるような措置あるいは指導をお考へいただきたいと思うのです。そうしないと、せつかく頭をしづつてつくった法律が有名無実になつたりなんかするところ悪いのですから、その点について大臣からしかと御答弁をいただきたいと思いま

○熊谷委員長 次に、賃金の支払の確保等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○和田(耕)委員 終わります。

○熊谷委員長 これにて内閣提出の建設労働者の雇用の改善等に関する法律案についての質疑は終了いたしました。

○村山(富)市君。
○村山(富)委員 時間もだいぶ下がっておりますから、私もよけいなことはできるだけ言わずに省いてお話しします。

ることはお互いに深憂しております。いまの時代に人間を雇うということ、働いてもらう、これは大変な責任だとということ、必ず月給は払わなければならぬ、その月給は家庭の生活の源泉ですから、そういうことからしますと、やはり明朗にしていく努力というものを事業主はやらなければならぬ。また、使われる者からしますと、使われる関係がはつきりしないと、どういうことになるか、毎日の賃金はもらつていいけれどもどうなるかわからぬということではまずい。いずれにしましても、建設省関係のことでもありましたから非常に入念に連絡もとりつつ、そして、何さまいまのような前近代的な人々もいることでござりますから、労働省といたしましても、余りすばらしい革新的法案でもまずうございましたから、各地を歩いて公聴会みたいなものをすつとやりまして、本当にある意味では頭を下げながら、こんなないことをしてくれるんだからと説明して歩いて、それこそまさに建設省と二人三脚。それと同時に、いまから先も業界が死んではまずうございまます。雇用関係の正常化を言いながらも飯を食うもとがなくなつたのではないかませんから、そういうことで業界の意見を聞きながら、先生の御心配される向きも十分配慮して、これの漸進的な制度の確立に向かってまいりたい、こう思つております。

申しますから答弁もひとつ簡潔に要領よくお願ひ申します。

この法案の内容を検討してみますと、政令にゆだねられている事項が大変多いのです。そこで、そういう内容について若干ただしてみたいと思うのです。

○藤繩政府委員 最近の状況といたしましては、五十年四月から五十年九月までの状況が把握されています。これは労働基準監督機関によつて掌握された不払いの状態でござりますので、必ずしも通常の統計による網羅的のものはございませんが、それを前提にごらんをいただきたいと思ひますけれども、その場合に、五十年四月以前から繰り越したもののが約七十億、それからこの半年の間に貨金不払いとして把握されたものが九十七億、計百六十八億という貨金不払いがこの期間に把握されております。それに対しまして解決されたものが約七十三億でございまして、どうしても解決ができなかつたものが約二十九億、その結果次の期に六十六億の貨金不払いを残しております。以上でございます。

○村山(富)委員 この法案で言う「未払貨金の立替払事業」の対象となる倒産の範囲について、これは政令で決まるわけでありますか、その倒産の範囲については裁判上の倒産と事实上の倒産と二つに分けてあります。裁判上の倒産については、たとえば破産の宣告を受けたとかあるいは特別清算の開始命令を受けた場合とか、それからさらに更生手続開始の決定、和議開始の決定、整理開始の命令を受けた場合、こういう場合があると思うのですが、そういう場合というふうに理解してよろしくおぞぎますか。

○藤繩政府委員 立てかえ払いの対象といたましては、「破産の宣告を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合」となつております。具体的には今後の政省令の問題でござい

て決めるわけでございます。いま一応私どもの考えておりましてことは、倒産といたしまして清算型のものと再建型のものを予定しております。

清算型のものとしては、破産法に基づきます破産の宣告、それから商法に基づきます特別清算開始の命令というのが法律上の手続でございます。しかし、それだけでは実際の中小企業の実態に沿えませんので、中小企業であつて事業の再開の見込みがなく、資金支払い能力がないことについての確認ができるものについてはこれを対象に加えたいというふうに考えております。以上が清算型の倒産でございます。

それから、倒産と言いましても再建できる性質のものにつきましては、たとえば商法によります整理開始の命令あるいは和議法に基づきます和議の方が多いと思うのです。これは最近の統計を見ましても、倒産件数のうち事實上の倒産は約九五%を占めておる、こういう状態であります。雇用保険法が成立をしたときの大蔵の答弁や、あるいはこの雇用保険法に対する附帯決議の内容等からいたしましても、この法案提出のいきさつは明確だと思うのですね。特に、いま申し上げましたように、事実上の倒産になるような中小企業の資金不払いの救済が重要視されなければならないというところに、この法案の一一番大きなねらいがあるというふうに私は思うのです。したがつて、事実上の倒産という確認の仕方について、いま申し上げましたような中小企業の労働者を救済する、こういう趣旨に基づいてできるだけ考慮する、配慮する、こういう考え方がありますか。

○藤嶋政府委員 この立てかえ払いという制度が今までなかなかできなかつた理由の一つといったしまして、やはりいわゆる乱用をどうやって防止

するかという非常にやっかいな問題がございました。最近できました外国の事例を見ましても、やはり法律上の手続をとった倒産に限られていることが多いのもございます。わが国の場合にもやはりそうしないと非常に混乱するのではないかということ議論がついぶんございましたけれども、いま先生がおつしやいましたように、わが国の実情から見て、またこれが制定されなければならぬという背景から見ましても、事実上の倒産を対象にしなければほとんど意味がないじゃないかということ、大変困難があるということはわかつておりますけれども、事実上の倒産をこの対象に加えようというふうに踏み切ったわけござります。

そこで、その内容につきましては今後審議会の意見を聞いて決めていくわけでございますが、私どもは、政令案の中に盛り込むべき、たとえば企業が事実上の倒産の状態にあるというのは、企業の事業活動が停止して、将来当該事業を再開する見込みが全くなく、賃金の支払いが不能であるというふうに踏み切ったわけござります。

わば事実上の破産になるようなケース、いふうに措置をするかということになりますと、これはやはりそれぞれ現場におきまして關係労使からの事情聴取を行う、あるいは事業場への立入調査を行って、事業活動の停止、賃金未払いの状況等の確認を行う、あるいはまた取引金融機関、業界等から事情を聴取する、こうしたことによりまして、金融機関の取引停止処分の状況、事業主の信用状況、債権者集会の開催状況、差し押さえ強制執行の状況、公租公課の延滞納の状況、電気、ガス、水道、電話料金の延滞納の状況というもうもの多方面の事案を十分調べまして、そこで総合的に判断していくというような慎重な手続をとりたいと思っております。

○村山(富)委員 実際問題として、事実上の倒産の範囲を確認するという基準はきわめてむずかしい要因があると思うのですね。賃金というものは

本来、労働基準法二十四条でも絶対に払わなければならない義務規定があるわけですね。したがって、これがおつしやいましたように、わが国の実情から見て、またこれが制定されなければならぬという背景から見ましても、事実上の倒産を対象にしなければならないのに資金を払わない、こういう事態があること自体がおかしいので、資金が不払いになつてあるということは事実上の倒産状態にあるといふうに解釈されるのじゃないかと思うのです。そこらは非常に解釈のむずかしいところがありますし、確認上困難な問題点もあると思うのです。これは恐らく何らかの基準がつくられると思うのです。この基準をつくるということは、一つは、全国各県によつて解釈が違つていうようなことになつても困りますから、できるだけ平等な扱いをするということからも何らかの基準をつくる必要があると思うのですが、そういう考えがあります。

○藤織政府委員 一般的に、経営不振による賃金未払いまで倒産と言つうわけには一概にいかないと私は思います。乱用防止という趣旨から見ましても、その辺は厳格に考えていかなければなりませんけれども、しかしながら、具体的な事案に当たつては、先ほど申し上げましたような詳細な基準に照らしてそれぞれ措置をしていきたいと思います。

特にいま御指摘のように、全国ばらばらに行われるといふうに措置をするかということになりますと、これはやはりそれぞれ現場におきまして關係労使からの事情聴取を行つて、あるいは事業場への立入調査を行つて、事業活動の停止、賃金未払いの状況等の確認を行う、あるいはまた取引金融機関、業界等から事情を聴取する、こうしたことによりまして、金融機関の取引停止処分の状況、事業主の信用状況、債権者集会の開催状況、差し押さえ強制執行の状況、公租公課の延滞納の状況、電気、ガス、水道、電話料金の延滞納の状況というもうもの多方面の事案を十分調べまして、そこで総合的に判断していくというような慎重な手続をとりたいと思っております。

○村山(富)委員 いま答弁ありましたように、この法律の所管は中央労働基準審議会所管になります。そういう意味で、重要な政省令の部分は当然

倒産もしておらないのに資金を払わない、こういう事態があること自体がおかしいので、資金が不払いになつてあるということは事実上の倒産状態にあるといふうに解釈されるのじゃないかと思うのです。そこらは非常に解釈のむずかしいところがありますし、確認上困難な問題点もあると思うのです。これは恐らく何らかの基準がつくられると思うのです。この基準をつくるということは、一つは、全国各県によつて解釈が違つていうようなことになつても困りますから、できるだけ平等な扱いをするということからも何らかの基準をつくる必要があると思うのですが、そういう考えがあります。

○藤織政府委員 この法律の七条にもござりますように、未払い賃金の確認というものは労働者の請求によりまして監督署長によつてなされることがありますから、行政不服審査法の対象になると考えられますので、当面、私どもとしては、もし破産状態あるいは事実上の倒産というものが監督署長の判断になるわけございまして、そういう行政官庁の確認行為は一種の行政上の処分でござりますから、行政不服審査法の対象になると考えられますので、当面、私どもとしては、もし関係者の不満があれば、監督署長の処分に不満という場合には、上級行政庁である都道府県労働基準局長に対し当該確認についての審査請求をするという道が開かれているものと考えております。

○村山(富)委員 賃金というものは言うまでもなく生活にかかる大変重要なものですから、したがつて、この種の問題の扱いについては迅速にやる必要があると思うのです。この法案の運用からしますと、監督署長の責任というものが非常に重くなることは当然ですね。いろいろなところから意見も話も聞くだろうと思いますし、いまお話をありましたように、立入検査もやつたりなるなり意見を聞くなり、何かするような方法を講じた方がより公平が図られるのではないかと思つてます。その点はどうですか。

○藤織政府委員 私ども、當日ごろ、労働基準準則の運営につきましては、中央、地方の労働基準

○村山(富)委員 事実上の破産の確認について、仮に労働者側に一つの不服があつたというようなことが起こり得ると思うのですね。仮に事実上の倒産というふうに確認されなかつたという場合もありましようし、確認された場合もありましようし、労働者側からすればいろいろな不服が起こり得る可能性がありますね。そうした場合に、労働者の不服をどういうふうに扱つていくつもりですか。

○藤織政府委員 この法律の七条にもございますように、未払い賃金の確認というものは労働者の請求によりまして監督署長によつてなされることがありますから、行政不服審査法の対象となることがあります。当然その前提として、監督署長の判断になるわけございまして、そういう行政官庁の確認行為は一種の行政上の処分でござりますから、行政不服審査法の対象になると考えられますので、当面、私どもとしては、もし関係者の不満があれば、監督署長の処分に不満という場合には、上級行政庁である都道府県労働基準局長に対し当該確認についての審査請求をするという道が開かれているものと考えております。

○村山(富)委員 ただ、いま御指摘の点はどういう意味か、たとえば個別の判断につきましてそれぞれ審議会の判断を仰いではどうかというもし御提案であるとすれば、それは結果的にかえつて迅速性を欠くといふことにもなりかねませんので、これは必ずしも適当ではない。一般的の運営については十分御意見を伺いたいと思います。

○村山(富)委員 仮に、さつき申し上げましたよろしくお聞きをするということからも何らかの基準に基づいて、賃金の立てかえ払いがされるという場合も、されない場合も、労働者の立場からすれば、擬装倒産ではないかといたような意見があつたりなんかしてもらることは承つてしまひたいと思います。

○村山(富)委員 ただ、いま御指摘の点はどういう意味か、たとえば個別の判断につきましてそれぞれ審議会の所管でもござりますから、十分審議会の御意見を伺いながらやつてまいりたいと思います。

○藤織政府委員 一般的に行政運営のあり方について、特にこういう新制度のあり方について地方労働基準審議会の皆様方の御意見を承るということは私どもも賛成でありますし、そうやってまいりたいと思います。個別の認定にかかわらしめるところがより公平が図られるのではないかと思つてます。その点はやはり問題があろうかと思ひます。

○村山(富)委員 次に、第七条に「事業主」といふ規定がありますね。その事業主の規定によりますと、「労働者令で定める期間以上」の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る」ということになるわけですね、この条文の解釈からしますと、この期間は一年以上としているわけですけれど

審議会の御意見を承りながら公正に運営をしておるところでございまして、この法案もいわばこの審議会の所管でもござりますから、十分審議会の御意見を伺いながらやつてまいりたいと思います。

ただ、いま御指摘の点はどういう意味か、たとえば個別の判断につきましてそれぞれ審議会の判断を仰いではどうかというもし御提案であるとすれば、それは結果的にかえつて迅速性を欠くといふことにもなりかねませんので、これは必ずしも適当ではない。一般的の運営については十分御意見を伺いたいと思います。

○村山(富)委員 ただ、いま御指摘の点はどういう意味か、たとえば個別の判断につきましてそれぞれ審議会の所管でもござりますから、十分審議会の御意見を伺いながらやつてまいりたいと思います。

○藤織政府委員 一般的に行政運営のあり方について、特にこういう新制度のあり方について地方労働基準審議会の皆様方の御意見を承るということは私どもも賛成でありますし、そうやってまいりたいと思います。個別の認定にかかわらしめるところがより公平が図られるのではないかと思つてます。その点はやはり問題があろうかと思ひます。

○村山(富)委員 次に、第七条に「事業主」といふ規定がありますね。その事業主の規定によりますと、「労働者令で定める期間以上」の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る」ということになるわけですね、この条文の解釈からしますと、この期間は一年以上としているわけですけれど

も、これは一種の乱用を防止するという意味もあつてこういう制限をしているんじやないかと思うのです。しかし、実際に建設業や林業などといふ仕事は、仮に事業としては一年以上継続している、しかしその事業活動については一年継続するのではなくて、毎年毎年反復してやられるというような事業もあると思うのです。特に建設業や林業なんかについてはその点が多いと思うのです。そういう場合にこの法の適用はどういうふうになりますか。

○藤繩政府委員 この一定期間の要件というものを付しましたのはいまお述べになりましたとおりでございまして、何よりもこの制度の乱用を防止するために、やはりある程度の制限を付さなければならぬというのが趣旨でございます。今後、これをどのくらいの期間に定めるかは、審議会にもお諮りして決めたいと思つておりますが、おおむね一年程度といふふうに考えております。

御質問の建設業、林業に多く見られますところの有期性あるいは季節的な性格を持つた事業でございますが、これを反復、継続して企業体としては一年以上存続をしているというものにつきましては、その実態に即しまして立てかえ払いの対象とするように私どもも検討してまいりたいというふうに思ひます。

○村山(富)委員 特にいま建設業関係についても質問しましたので、この際、確認をしておきたいと思うのですが、建設業における賃金不払いについては、建設業法並びに建設労働者の相互通報制度というのがありますね。元請企業の責任が明らかにされており、現実の賃金不払いは元請企業に一〇〇%立てかえ払いをさせている。これは建設業法によつて勧告制度がありますね。そういう制度を背景にして、組合と元請会社と話をし、元請会社が賃金を一〇〇%保証するということになつてゐる事例がたくさんあるわけです。ところが、この制度ができましたと、これは後で触れますけれども、内容的に若干後退するわけですね、平均賃金の八〇%ということになるわけですから。

いまの話からしますと、大体一〇〇%保証させているという事例もあるわけですから、後退するわけです。そこで確認したいことは、この法律が仮にできたといつても、いま申し上げました建設業法の勧告条項あるいは建設労働者の労働条件確保のための相互通報制度等を優先適用して、現状よりも後退させないというような扱いをすべきではないかと思いますが、その点は労働省も建設省も、双方御確認を願いたいと思つてます。

○藤繩政府委員 いまおっしゃいましたような意見を私ども耳にするのでござりますが、私どもとしてはまことに、どうしてそういう御意見が出るのかなというふうに思うわけでございまして、この法律を制定いたしましたのは、未払い賃金の立替払事業という待望のものをこれからやろうとにやられてきました措置、いま御指摘のような建設業法四十一條に基づきます立てかえ払いの勧告制度、こういふものは私ども、建設省と協力しまして、出先の監督署あたりでもかなり活用してやつてまいりました。こういうものを後退させるというふうな考え方には全然ございません。むろん、この機会にさらにあらゆる手段を活用しながら、御承知のようにこの法律では民事、刑事の規制も強化しております、そういうものを十分活用しながら強い監督指導をやりたい、こういうつもりでござります。

○中川説明員 御指摘の制度は、特定建設業者という制度が建設業法の一つの柱としてございます。これは簡単に申し上げれば、事業を下請に付することでのきる資格を与えた業者というふうになるわけでござります。特定建設業者に関する規定はいろいろございますが、その中で、労働基準法等の労働法規を守るように下請を指導しなければいけないという義務が特定建設業者に課せられておるわけでございます。労働基準法二十四条の賃金の支払い義務につきましても規定に明記

されておるわけでございます。そのような文脈の中に建設業法四十一條が位置しておるというふうに考えておるわけでございまして、先ほど米労働省から御説明のように、本制度に基づく制度はかなり限定された場合でございますので、御指摘のような点は從来と変わりなく運営していく考えでございます。

○村山(富)委員 現実に働いている出かせぎ労働者なんかにしますと、せつかくこういう制度ができるわけですから、したがつて、悪く言えば、自分たちも金を納めているわけですから、これに寄つかかって、これを活用しなければならないという気持ちになつてこれを利用するというふうになるやもしれませんから、したがつてそういう意味でお尋ねしたわけです。この点はひとつ間違いのないように、今後の行政指導も強化して、少なくとも現状から後退させない、こういう点はひとつ堅持をしてもらいたいと思うのです。

それから次、立てかえ払いの対象となる労働者は退職した者、法律ではこうしてあるわけですね。ところが、先ほどから申し上げておりますように、倒産の確認や解雇の有効性等について争いが起るという場合もあり得るわけですね。当然起こると思います。そういう場合の係争中の労働者の賃金不払い等の扱いについてはどういうふうにお考えですか。

○藤繩政府委員 立替払事業の対象となる労働者を退職労働者に限りましたのは、事業主が破産等清算型の倒産に陥った場合には、当該企業の労働者はいざれも、清算型ですから全員退職をするわけでございます。それからまた、更生型の倒産に陥った場合には、これは再建の見込みがあるわけですからあえて対象にする必要がないという考え方もあるのでございますが、その中で退職をしていく方はそこから離れていくてしましますから、これはやはり対象にすべきだということで、退職労働者を対象にしたものでござります。

そこで、いまお尋ねの解雇の有効性について争っているという労働者につきましては、使用者の解雇の意思表示がなされているというのが事実でございますから、事実上退職労働者に準じて扱うことが適切であろうと思います。まあ雇用保険の例などもございますから、そういうような措置を工夫してみたい。解雇が撤回されてもとへ戻ればそれは返していただかなければなりませんけれども、そういう実情に合った措置を他の制度の例なども見ながら工夫をしてみたいというふうに思います。

○村山(富)委員 これは先ほど來質問していることと関連があるわけですが、実際問題としてはやはりこの立てかえ払いができるだけ活用されない方がいいわけですからね。そこで前提としては、労働債権、賃金債権等に対する支払い責任は一義的には使用者にあることは当然な話です。下請企業ないし子会社が事実上親企業と一緒に化している場合、これは使用者概念の拡大をしていくと、親企業と下請企業、子会社等の関係について親企業の責任で問題の解決が図られていることが多いという事例もたくさんあるわけです。したがつて、親企業と下請企業、子会社等の関係について親企業は、やはりできるだけ親企業に責任を持たせるというこの方が有効性はあると思いますし、この基準を使わずに解決する問題もたくさんあるわけですから、したがつて、そういう意味の行政指導はやはりこれからも強化していくべきではないかといふふうに思ひます。たとえば、例が適當かどうかわからんけれども、中小企業や下請企業が親企業に五〇%以上依存しているといったようなものについては、親企業に対して、その下請企業や子会社等が持つてゐる労働者の賃金の支払いについてはある程度責任を持つ、保証する、こういう行政指導はやはり今後も強化していくことが必要ではないかといふふうに思ひますが、その点はどうですか。

○藤繩政府委員 そういう御議論は、これを審議していただきました中央労働基準審議会の中でもすいぶん出て、私ども真剣に検討をいたしましたわざでございます。また、さつき御質問になりまし

た建設業法なんかにも具体的にそつとう事例があるわけでございます。しかしながら、親企業あるいは子会社、あるいは元請、下請と言いましても、実際問題としてどういうものを正確にいうのかと、いうよつな法律論になりますと非常にむずかしい。たとえば他の企業の資本を保有しているとか、あるいは自己の役員または労働者を他の企業の役員として派遣するとか、あるいは他の企業と下請契約を締結するとか、いろいろな形での一般的な優越的な地位というぐらいのことになってしまいまして、確実に把握することが大変むずかしいと、いうようなことがござります。

そこで、実は私ども、この法律にそういう制度を設けたらどうかということで取り組みましたけれども、結局それはできなかつたわけでござります。それは、親会社・子会社の間の財産権の憲法上の問題でございますとか、あるいは子会社に対する経営の介入というような問題が果たして妥当であるとか、あるいは下請代金等支払遅延防止法というようなものが一つあるではないかとか、いろいろな御議論がありまして、結局見送られたわけですけれども、しかし、趣旨は私どもそのとおりだと思うわけであります。また、從来も実際そういうことをやってまいりました。建設業法の例もありますが、他にも、監督署としては実際問題として親企業の地位にあるところに頼み込みまして、説得をしまして解決をしたという事例はたくさんございます。ですから、そういうことは今後もますますやってまいりたいと思います。また制度化についても勉強を続けたいというふうに思っています。

○村山(高)委員 これはもう詳しく申し上げなくとも、大体いろいろな事例を通じておわかりになつたと思いますが、やはり下請や子会社で働く労働者からしますと、自分たちの生活が将来どうなっていくかというのはもう親会社がどうかということで左右されるわけです。そういうつながりがあるわけですから、したがつて親企業が全体的な保証責任をとるというぐらいの心構えで思

やることが当然ではないかといふふうに思いますが、そういう意味で、これは法律的に言えばいろいろ関係する法律があつてむずかしい点があると思いますから、今後の行政指導の上で、従来より一層強化してもらいたいということを要望しておきたいと思うのです。

それから、立てかえ払いをする限度は、「未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のもの」こういうふうになっていますね。大体、聞くところによるとその範囲は三ヶ月分、八〇%、しかも五人以上の規模の毎勤統計による平均の賃金を設定するということですね。本年の場合は上限を三十一万二千円で抑えている、こういうようなお話を聞いているわけです。毎勤統計は一年前のものを恐らく基準にすると思いますね。その前年度から翌年度はどれぐらいペアがあるだろうかということも大体含んで恐らく出すんだろうと思うのです。しかし、それにしてもやはり安く抑えられる可能性が十分あるんではないかというように思います。そういう点については、いま私が申し上げましたようなことも含めて、どういう扱いをするつもりか、御答弁願いたいと思います。

○藤繩政府委員 この立てかえ払いの事業は、企業倒産によつて賃金の支払いを受けられない労働者のいわば差し迫つた生活を救済するというような必要性にかんがみまして、大変むずかしいものでありましたものを、いろいろな諸条件を克服いたしまして今回措置を講ずるといふものでござります。したがいまして、未払い賃金の全額を立てかえ払いするということはなかなかむずかしい。やはり合理的な範囲で制限を設けることはやむを得ないと私は思います。本来の賃金不払いにつきましては、先ほど申し上げましたよつた民事、刑事の規制の強化とか保全措置とか、いろいろな手をやっていく。しかし、ぎりぎり立てかえをするといふものについては一つの制限の範囲内で実現をしていきたい、こういう考え方でございます。

そこで、その限度につきましては、これから関係審議会の御意見も伺いながら決めていきますけ

れども、いまお述べになりましたようなことが一応予算措置として決まっておりますので、本年度につきましてはそういう考え方でいくと思いますが、今後、来年度以降につきまして、統計結果というようなものを見まして、できるだけ実態に即したあり方というものを選んでまいりたいというふうに思います。今後の研究にまちたいと思います。

○村山(富)委員 やはり給与というのはそのときそのときの生活を裏づけている保障になつていて、ものですから、したがつて、ダウンするということになりますと相当生活に影響があるわけです。本当にますと相当生活に影響があるわけです。しかも、その八〇%ですから、相当ダウンをした保障しか得られないということになるわけですね。しかし、その八〇%がいいことになるわけですね。本来、毎月毎月の賃金なり給与というものは個人の枠で決まつて、したがつて、一番いいのは個人がもらつて、いる給与の八〇%が、仮に八〇%がいいとすれば、まあまあ何とか納得ができるのじやないかと思うのですね。したがつて、個人の給与に対して保障する、こういう考え方も将来の問題として検討してもらいたいと思うのですが、その点どうですか。

○藤嶺政府委員 何せ最初の制度でござりますから、いろいろ今後検討をしなければならぬ問題がたくさんあると思います。ただ、いま本人の給与の八〇%を保障すべきだというお話をございますのが、これはこの制度でもそういう考え方方に立つているわけでございます。ただ上限を平均のこところで抑えざるを得ないという制限が一つあるということ、それから、八〇%ではないかという先ほど来てのお話でございますが、これは私どもあえて上を切らるというような考え方ではございませんで、やはり本人の手取り賃金を保障する必要がある。そこで、税でございますとかあるいは各種社会保険料でございますとか、そういうものを考慮しますれば、非常に大きづばでございますけれども、一応八〇%というようなところで線を引けばおおむね手取り賃金は保障できるんじやないかという考え方で引いたことでございます。

○村山(宮)委員 これは一応立てかえ払して貯金をもらえば退職金とみなされて、そして課税対象にしないということになつてゐるわけですね。その点はいいと思いますが、ただ、仮に賃金を払わなかつた場合には、各種の社会保険料は一応未納になるという可能性もあるわけですね。会社から賃金をもらうわけですから。わかりますか。

○藤巻政府委員 未納になります。

○村山(宮)委員 その期間も被保険者としての資格やら権利というのは当然保障され、存続すべきものだと思いますが、その扱いはどうですか。

○藤巻政府委員 これは社会保険の制度の問題でございますので、それぞれ所管のところで正確に御答申し上げることだと思いますけれども、労働省所管の社会保険について申し上げれば、社会保険料を取り立てるということと給付を行ふということはそれぞれ別になつておりますから、強制適用の対象である限りは、たゞ未納であつても労働者は権利を失つことはさらさらないわけですが、特別加入の場合は別でござりますが、一般的にはそういうふうになつておるわけでござります。

○村山(宮)委員 これは厚生省の所管に関する問題を労働省が答弁するというのもおかしな話だけれども、こういう制度をつくる場合に当然起ける問題ですから、したがつて、私は、厚生省とともに十分連携をとつて相談してやつておると思うのですが、そちらのあれはどういうふうに理解していらっしゃるか。

○藤巻政府委員 厚生省所管の社会保険の一旦について私も必ずしも詳しくございませんが、原則としては同じ考え方だに立脚しているというふうに承知いたしております。

○村山(宮)委員 そういうことになれば、厚生省も呼べばよかつたのです。しかし、私は少なくともそういう理解に立つて、当然資格は存続する、権利は存続するというふうになるんじやないかと思ふのです。その点はひとつ労働省の方もそういうふうに立つて、もし問題があればお話し合いを願確認に立つて、もし問題があればお話し合いを願

す。そして今度の中央労働基準審議会の答申の中にもその点が指摘をされております。そういうことでも、私どもは今後もますます、法務省その他各関係省とも連携をとりながら、さらに一層の検討を進めてまいりたいというふうに思います。

村山(富)委員 最後に、この賃金不払い事業とうのは労災保険の中の一福祉事業としてやられ、この問題については先ほど労災保険の審議でも各党から意見も出ました。やはりこの性格からすると、労災保険という事業とそぐわないのではないか、こういうような意見が出されました。私は、これは最後に労働大臣にお尋ねしたいと思うのですが、そういう意味も含めて、将来はの資金不払い事業というものはやはり独立させような形で一時金や退職金やそういうすべての効率債権を保全をしていく、こういう内容のものも拡大、発展をさせていくべきではないかというふうに思うのです。したがって、今まで私も各党から実績を踏まえていく、その実績に立って、やはりもと改善をする必要があるとか、あるいは新たな問題点があることは、これからやる仕事です。は当然これは労災保険から独立させて一つの事業としてやるべきだ、これが労災保険の問題も含めて、大臣の抱負と決意を最後にお尋ねをして終わりたいと思うのです。

ただいで可決されても、これが活用されないのが一番いいわけです。しかしながら、やはりこうしたときですから、生活の源泉である賃金の問題にこれをやつて、こういう具体的なものをつくったことをやつて、何がいいのか、金立でかえ払いの事業のあり方につきましては、今後ともその実績にかんがみましてやっていかなければいかぬ。しかし、いまの時代に別に何か会をつくる、機構をつくる、何か組織をつくるというようなことになれば大変ですし、一番いいのは、金立でかえ払いの事業のあり方につきましては、今後ともその実績にかんがみましてやっていかなければいかぬ。しかし、いまの時代に別に何か会をつくる、機構をつくる、何か組織をつくるといふことは、本当に簡単にすぐにもできる。賃金の支払いを受けないということは、本当は一つの災害だと思うのですよ。そういう意味での御理解の中にこれを進めていきますので、いまから先もいろいろな問題について検討を加えることにまいさきかもちゅうちょいたさないでやっていくつもりであります。

企業体等関係閣僚協議会の設置を閣議決定いたしまして、同日の関係閣僚協議会において、今後の検討方針として、専門的事項について意見を求めるために学識経験のある者の参集を求め、経営問題、当事者能力の問題及び関係法令の改正等について検討を進めることにしております。

○多賀谷委員 昭和二十三年に政令二百一号により公務員の争議権が禁止をされまして以来、実に二十八年も、関係労働者はもちろん、全労働者がその回復のためにいろいろ努力をし、そのことがまた全労働者の願望であったわけです。昭和三十年、総評並びに機関車労働組合からILLOに提訴をいたしましてからも、実に糾余曲折を経ました。その間、ドライヤー委員会の来日とかあるいはドライヤー報告とか、さらにILLO八十七号批准、それに関連をする諸法令の改正、それに伴う公務員制度審議会の設置、そしてその審議が八年かかってようやく答申を得た。そういう中で今日まで推移し、四十九年の春闇において組合と政府との間で了解事項ができて、五十年秋までに応三公社五現業等についての労働基本権について結論を出すということになつたことは御案内のとおりであります。

そうして三月に、成田・三木党首会談においても、スト、処分、ストという悪循環は釐々切りたい、こういう總理の言明があり、また労働大臣自身も本委員会におきまして、スト処分は今回限りにしたいというようにお話があつたわけであります。ですから、率直に言いますと、労働者はかななり政府の前向きの姿勢を期待しておつたと思うのです。しかも、その後において、三公社統裁の本院予算委員会における、条件つきではあるけれどもスト権を認めた方が望ましいという発言があつた。

こういう中で、実は全く意外、青天のへきれきのような結論が出た。ことに閣僚協議会における専門懇の意見書というのは、私はどう考えても素直な議論でないという感じがするわけです。まことに閣僚協議会における

結論的に言ふと、経営形態 経営形態と言つてお
るけれども「民営ないし民営に準じた経営形態に
はしないこととする場合には、従来どおり、その
職員には争議権が認められないであろう。」こうい
うことも言つておるわけですよ。ですから、企業
形態の変更が大前提であるということを言つてい
る。そういう考え方をしておる人はきわめて少な
いですよ。第一、ILOがしてないでしよう。I
LOは、国有産業であるとか公共企業体であると
か地方公営企業ということで一律に争議権を禁止
することはとらない、こう言つておる。ですから、
そこには国民の福祉であるとかあるいは公共性で
あるとかというのが入るのであって、企業形態
からの発想から争議権を禁止するという考え方は
入っていない。これははずうつとドライヤー以来の
一貫した思想の流れです。それからまた、各国の
国有産業にいたしましても、企業形態であるから
争議権を制限するとか禁止するというものはない
のですよ。そうして、今度の専門懇の少数意見を
見ても、企業形態が変えられない限りストライキ
権を認められないということは、これは現実性が
ないということを言つておるわけですよ。ところ
が常におなの方は、まず企業形態だということを
を政府は言つわけでしょう。どうも私はその発想
の魂胆が別のところにあるのぢやないかと思うの
です。国有産業の企業形態を論ずるというのは、
別の意味からはあるいはあるかもしれません。別
の意味からは果たしてこれが合理的であるかどうか
かというのはあるけれども、労働基本権に関連を
して企業形態論を論ずるということは、私は、本
來間違っているのぢやないか、こういうふうに思
うのですが、まず大臣はどういうふうにお考へで
あるか。

新幹線でしょう。ですから、鉄道は鉄道であり、郵便は郵便なんですよ。それから電信電話は依然として、企業形態を変えてみても電信電話なんですよ。それから紙幣の印刷だってそうでしょう。貨幣をつくる造幣局だってそうでしょう。幾ら企業形態を変えても、仕事内容が同じなんですよ。ですから企業形態から労働基本権を論ずるということはあり得ない、かのように思うのですよ。それに関連をして予算をどうするか、あるいは当事者能力をどうするかという問題もあるのですよ。それはあるのですよ。当然しなければならぬ問題だ。ところが、仕事の内容が変わらないのに、それを、公益の、福祉の問題に関連をしてやるというのは、どうもそれは企業形態論をりかえておるんじゃないか、こういうふうに思うのですが、これはどういうふうにお考えですか。

○長谷川国務大臣　おっしゃることは私たちもうよく理解できますが、そういうことを含めながら、先ほど申し上げたように鋭意検討をしていく、こういうことなんです。

○多賀谷委員　そういたしますと、専門懇の意見書には必ずしもこだわらないというように理解してよろしいですね。

○長谷川国務大臣　関係閣僚協いたしましても、この専門懇の意見書について、十二月一日に閣議決定いたしまして、その基本方針の中におきましては、「公共企業体等関係閣僚協議会専門委員懇談会の意見書の趣旨を尊重し、その内容の具現化につき検討を行う。」こういうことでありまして、の中に先生の所見も入ってくるというふうに私は理解します。

○多賀谷委員　ただ、一部の意見にそういうのがありますけれども、私は、世界の国際的な基本権の付与の、あるいは制限の潮流にはそういう考え方がないと思うのですよ。どうも初めから企業形態論がばあっと出て、そうして混乱をきておるという感じが非常にするのですが、これはいま答弁がありましたから、次に進みたいと思います。

統いて、専門懇の意見書に、從来の I-L-O のわが国に対する勧告とは趣旨の違うようなことが書いてあるんですね。これはドライバーの勧告あるいは百三十三次の報告あるいは百三十九次の報告でもそうですねけれども、あるいはジェンクス事務総長の労使協議による解決方法の示唆というのも一貫して流れてくれるのですが、要は、終始一貫して、労使関係の調和のとれた発展ということを I-L-O では言っているのです。それがためには処分についても弾力的な運用をしなさい、こう言っておるんです。ところが、この専門懇の意見書というのは、大体、そのことはけしからぬ、その場限りの妥協によるスト收拾をみずから役割りと考へて、断固たる处置をとらなかつた使用者及び政府当局の責任に今日の争議の頻発、その原因がある、こう決めつけておるわけですね。そして、かねがね労働省も政府も、わが国の労使関係のいわば非常にいい美風として、あなた方は一家意識といふことを言つてゐるのですね。ところが、この一家意識がよくない。実損回復措置の再検討など、一家意識から安易に流れたことがこういうことになつたんだと言つていいでしよう。どうもいままでのすつと基調、流れと、今度の専門懇の意見書というものはまるつきり反対のようなわれわれは感じを受けるわけですがね。これで一体今后の労使関係はうまくいくんでしょうかね。どうも今まで長い間積み重ねてきた労使の慣行を何とか成育さうそういうことと、その意見書はまるつきり反対のことを言つておるんじゃないかと思ひますが、どうでしようか。

だという考え方方といふのはいただけないと思うのですよ。ですからこの点はやはり政府としてはつきりした態度をとつて——そんなことをして実際問題として片づくかと言ふんですよ。こういううように思いますか、労働大臣、どうでしようか。

○長谷川国務大臣 先ほどもお答えいたしましたように、一月二十日の閣閣協議会で決定された方針に従つて今後鋭意いろんな意見を聞きながら検討していく、こういうことでござります。

○多賀谷委員 大臣は、三月二日の本委員会における枝村委員の質問に対し、こういう問題の處理を感情的に扱つてはいけない。自分は長い目で見る必要があると思うといつ、きわめて労働大臣らしい答弁をされておるのを速記録で見ることができたわけです。

そこで、国鉄当局に対し、昨年の十二月の二十八日に、五十一年度予算編成に当たつて国鉄総裁に、政府並びに自民党は誓約書を書かしておるんですね。それは一つは、五十一年の一月中にスト権ストの処分を厳正に行え。その次には、五十一年の一月中にスト権ストに伴う損害の賠償を関係組合に請求せよ。それから、総裁は責任を持つて労働組合に対し再建に協力するよう説得をする。そういうことを言って、そして国鉄総裁がその誓約書を持っていつているわけです。ちょっと政府も干渉しが過ぎると私は思つんでよ。これは政府・自民党ということになつておるのです。それから一月の二十七日には中曾根幹事長は、運輸、郵政大臣を呼んで、スト参加者全員に戒告以上の処分をしろということを指示しておる。処分内容まで政党が、与党といえども関与するというのではなく、政府といえども関与すべきではないんだと言つておるわけですよ。それを与党の幹事長が本来間違っているのではないか。かねがねあなた方は言つておるでしょ。処分権は国鉄総裁にあるんだ、政府といえども関与すべきではないんだと言つておるわけですね。それを与党の幹事長が处分内容まで指示するというのは越権行為じやないかと私は思うんですね。これでは残念ながら労使関係の正常化は期し得られないのではないか。

（著席） いまの状態は、むしろ政府や与党の方が圧力をかけて混乱をさしておるという感じですよ。これは労働者がそう思つておるんですよ。全通の場合の処分でもそつですけれども、解雇、免職が九名でしよう。停職が百六十四、減給が千七百二十一、戒告が二万四千五百九十一、そつして訓告を含めて十六万九千四百六人の処分を出しておる。そして国鉄では損害賠償二百一億円を請求している。どう考えましても、これは今まで築いてきた労使関係がここで全く逆転をして崩れになつたという感じです。

きょうも国鉄再建についていろいろ御議論がありました。私は、国鉄の今日の赤字あるいは窮屈した経営というものは、長い間の累積がこういうことになつたと思うのです。それは、何をいつても満州事変以来、戦中戦後、昭和三十年くらいまでほとんど投資をしなかつた。それは明治、大正の遺産を食いつぶしたわけですよ。そしてほとんど投資をしていない。要するに自動車時代に対して対応ができない。貨物はがた落ちですから、よその国がもうすでに第一次世界大戦中にやつておるコンテナなんかでも全部やつてないわけですよ。

そういう問題もあるのですが、この間テレビで高木国鉄総裁が労使関係の問題に触れて、とにかく戦後満州やあるいは朝鮮やその他からずいぶんかつての鉄道の職員が帰ってきた、それを全部引き受けた、そして六十万以上の職員を抱えるようになつた、それがいま四十三万だ、毎たび合理化というとすぐ首切りの話をしなければならぬ、やはりこれでは暗い職場になりますよということを新総裁みずから言つておるわけです。何か話し合いをしてやろうと思えばすぐ首切りの話が出るということを言つてますが、私はやはりいまの国鉄というのは異常な状態であると思います。それは何もいまの労働者だけでなく、あらゆる政界が今日全部集中している。

そういう中でも、国鉄の諸君はいま何とか再建

しようという意欲を持つているわけですよ。そして、いろいろ非難もあつたけれども、再建案といふものを一応下部討議に落としておる。ですから、そういう状態のときに、労働大臣としては労働者に協力を求める方法としてどういうことを具体的に考えておられるか、お聞かせ願いたい。

○長谷川国務大臣

お話の中についた問題の中には、法律によって禁止された違法争議行為というものが行われた場合に関係当局が懲戒処分等を行つたこと、これを御非難されているようですが、当然なことであり、やむを得ないことにやなからうかと思います。いずれにいたしましても、三公社五現業の労働基本権問題を解決するための前提は、昨年十二月一日の政府基本方針で述べられております。関係組合も法を守ることを確認することだと考えております。

なお、国鉄の具体的な問題につきましては私も深憂している一人でありまして、再建の問題についても多少苦労しながら、いろいろな面において苦心をしているところです。

○多賀谷委員 ドライバー勧告以来、公共の事業で全然ストライキを禁止してはいかないとは言わぬけれども、本来ならば、職場の労働条件を改善するため、みずから生活条件を改善するために、そういう団体行動はあり得るんだ、だから処分についても十分慎重にやりなさいと書いてあるのです。これは一貫しているのです。あなたのように、あるいは政府のよう、形式的に、法律違反をしておるから、それはけしからぬ、そういうように書いてないのですよ。本来ならば争議権といふものは許されないんだけれど、いろいろな公共事業の関係で制約をしておる、だからひとつ処分については十分配慮しなさいよと書いてあるのです。本来ならば、生活を守るときには争議権といふものは許されないんだけれど、そもそも、公共事業の場合には制約はあるが、しかし処分は十分考慮してやりなさいよ、報酬上永続的に不利益になるようなことはしてはいけませんよと言っているんですよ。それをあなた方は

形式論の一一番水際で、法律違反しているから処分するのはあたりまえだ。そんなことを聞いているにじやないです。それは彈力的に運用をしなさいと言つてはいるわけだ。

○長谷川国務大臣

まあ、処分については、各当局は從来から事案の内容に応じまして公正に行なうように努めており、違反の程度の軽微なものについてははえて懲戒処分を行わず、訓告等にとどめることも行なわれてゐるところであります。

○多賀谷委員

後から少し言ひましたが、私は、現実の処分としては非常に過酷だと思っているのです。ただ形式的に、法違反しておるから処分をしますよということだけでは、政府として労働問題の扱い方としては非常に不親切であり、適正でないと思うのです。ほんらが質問するといつでも、きょうも総理が本会議で言つていましたか、法律があるのだからそれに違反した者は処分するのがあたりまだ、こう言つております。そういうよ

うな状態でありませんよと何回だって勧告しておる。勧告のたびにそのことは書いてある。ひとつそれは十分配慮してもらいたいと思いますね。

そこで、だんだん時間もなくなつてまいりましたけれども、先ほど最初の答弁に、今後公共企業体関係閣僚協議会を設けて、学識経験のある者の参考を求めてその意見を徴することにしておる、

こういうお話でありますたが、私は、一体いつまでこの繰り返しをされるのかと思うのです。とにかく、佐藤喜一郎さんを会長とした、法律に基づく最も権威ある臨時行政調査会でも意見書が出てゐるのです。これが労働基本権にも触れているのですよ。これが労働基本権にも触れているのですよ。だから公制審も

八年間かかったでしょう。それから専門懇も一年半かかった。結局結論がはつきりしないのは政府の態度がはつきりしないからです、率直に言うと、ですから、政府がこの方針で行きたい、あるいは

方向性を示す、それによつて各界の意見を聞いておるのではありません。ところが、これが労働基本権にも触れておるのですよ。だから公制審も

ます。大臣、どういうようにお考えですか。

○長谷川国務大臣

三公社五現業のストップ問題についてはすでにお答えしたとおりでありますけれども、政府が決定すべき問題であり、労使両当事者の間で、交渉で決定すべき性質のものではないと思います。三公社五現業の労使が、労使関係の正常化の問題について真剣に話し合うことは結構なことであると考えています。この問題は関連する事項も多い問題であるので、その際、財政再建問題、労働基本権問題等についても触れられることがありますよ。

○多賀谷委員

出しても、これはどうですかなんていうことになる。私は政府の責任で、もう大体わかっているのですから、ある方向性を出すということが一番早期に結論を出すゆえんじゃないかと思うのです。りっぱな学者先生を集めましても、大体政府は何を考えるのだろうか、どうしてくれと言つてはいるのだろうか、これがわからなければだれも答えは書けませんよ。それは本当に書けないです。だから、政府はある程度の方向性を示して、基本権についてはこういう方向で行きたいといふことを示せば、それは学者ですから答案を書きますよ。その方向を全然示さないで白紙で行なっているところに、今日まで、昭和三十三年から数えましても十八年もかかっておるでしょ。そしてまた屋上屋を重ねて、結局労働組合は何と言つておるかと云ふ。これは引き延ばしだと言つてはいる。それについてはどういうようにお考えですか。

○長谷川国務大臣

まあ、いろいろ御議論もあるでしようけれども、私たちといつしますと、昨年の十二月一日に閣議決定した方針、とにかくできるだけ早急に結論をまとめて行政上の改革及び法案の国会提出を行つ、こういうふうな方針でやります。

○多賀谷委員

もちろんこれは法律事項でありますし、それは最終的には政府並びに国会が決めることです。しかし、やはり第一の前提是、労使がとにかく一番苦労しておるわけですから、その労使がどう考へてきたか、その労使の意見の近づきは何かということをやはり一番重要な考へてもらいたい。そこで結局、この苦労の中から出された労使の意見というものを政府としてはひとつ十分尊重してもらいたいと思いますが、政府としてどういうようにお考えですか。

○長谷川国務大臣

政府が今後ストップ問題の検討を進めるに当たっては、何回も申し上げますけれども、昨年十一月五日の本委員会において、総理も労働組合側の意見を十分に聞きたいと思つてはいる。そこで労使の意見と、労使当事者との意見も十分聽取することは当然であると考えております。

○多賀谷委員

そこで、何をいましても一番苦勞をしておるのは労働組合とそれから当局です。労働組合は公労法十七条という制約のもとで闘争をするわけですから、非常に苦労をしてきた。それから当局の方も、予算の制約はあるし、それから労働組合を抱えて、そして経営は悪いし、本当に私は苦労を続けたと思いますよ、当局も。これは労使とも苦労をしておるわけですよ。ですから私は、

劳使が本当に自分の企業の再建をどうするかといふことと一諸に、労働基本権についてははどうしたら一番いいだろう。それは野放しに基本権が与えられるとは思わないですよ。ある程度の制約はあるだろう。しかし基本的にどういうようにするかと云ふことの点を十分やはり話し合う必要があるんじゃないかな。これが私は大前提じゃないかと思

ますが、大臣、どういうようにお考えですか。

○長谷川国務大臣

三公社五現業のストップ問題について触れてみたいと思います。

○多賀谷委員

私は、主として社内預金、退職金について触れてみたいと思います。

○竹内(黎)委員長代理

賃金の支払の確保等に関する法律案を議題とし、質疑を続けます。多賀谷

まず最初の社内預金ですけれども、社内預金に

ついて、山陽特殊鋼の事件がありましてから、労働省はいわば管理貯金に対するある程度の規制の通達を出した。そして今度それを第三条の本文の中に入ってきたわけです。そこで、時間の関係もありますが、そのいわば保証、保全処置ですね、保全処置は具体的にどういうものとどういうものとどういうものがあるって、従来は、現状はこれらのおのの処置はどのくらいの率を示しておるのか、それをひとつお聞かせ願いたい。

○藤崎政府委員 杜内預金の保全措置につきましては、いま述べになりましたように、四十年の山陽特殊鋼の倒産を契機といたしまして、当時の労働基準法施行規則を改正をいたしまして、労使協定において預金の保全の方法を定めるということを義務づけたわけであります。その預金の保全の方法の中身につきましては、これは通達で指導をしてまいりました。

その内容は、金融機関による保証あるいは質権の設定あるいは預金者を受益者とする信託契約のいずれかによる方法か、あるいはその三つの方法か、あるいは労働者の代表の参加する預金保全機関の設置ということでやつてまいりました。それは大体五〇%についてそういう措置を講ずべきであるというのが行政指導の内容でございました。

今度の法律ではそれを全額にいたしまして、そしてその中身につきましても、金融機関による保証その他労働省令で定める内容による保全措置を講じなければならないということと、そのものを義務づけたわけでございます。したがいまして、省令の中身は、今度審議会の意見を聞いて決めるわけですが、現行のような保全措置を、それも全部額について今度は法律上の義務として義務づけるということをいたしたいと思つておるわけでございます。

なお、各種保全措置の実施状況でございますが、金融機関による保証が大体昭和五十年の統計で一三・二%、質権の設定が九・四%、預金者を受益者とする信託契約が二・七%でございます。したがいまして、残り六四%は保全機関でございま

す。保全機関は労働者が参加しているわけでございますが、支払い準備金制度をつくっているものが三一・六%、特別会計制度をつくっているものが三〇・六%、それを併用しているものがごく一部でございます。大体そんな分布になつております。

○多賀谷委員 金融機関による保証方式ですね、質権設定方式あるいは信託契約の方式、これは大体債権が確保されると私は思います。問題はやはり労働者の参加する保全機関ですよ。日本の組合は全く企業に忠実な組合で、驚くべく忠実な組合ですよ。ですから、米びつといいますと、いわば担保もないのですね。そういう状態でも、結構米びつが空になつておつても空になつておると言わないですね。やはりこういうときは企業を存続するということが第一ですからね。ですからこの保全機関による方式というのは非常に危ないんじゃないですか。これは実際問題として破産したとき取れるのですか。現実問題としてこれは本当の担保になるのですか。

○藤崎政府委員 確かに前三者の方式は完璧なものでございまして、労働者の代表参加の方式はいわば次善の策だと思ひますけれども、しかしながら、労働組合の代表が参加しておる制度でございまして、労働組合の代表が参加しておる制度でございまますから、私どもはやはりそこに信頼を置くべきものだと思っております。過去の大きな事件につきましても、たとえば山陽特殊鋼の例でも、時間はかかりましたが結局支払われておりますし、今までのところは石炭ではないのですよ。通い通帳だけ。ことに私の場合は石炭に関係しましたから、財閥会社ですからみんな信用しておるわけです。そして退職金を全然もらつていないのでです。通い通帳をもらつておるわけです。ですから膨大な杜内預金が問題になつた。それは三井鉱山を初めとして問題になつた。そこで結局払えないという状態が起つて、いま杜内預金は政府機関から肩がわりしてもらつたのですよ。債務を。まあこれは石炭という特殊事情があつた。ですから私は、この保全機関というの時間がありませんからついでに言つておきますが、大正炭鉱という炭鉱があります。いまだに退職金が払われていないのです。一八%しかもらつてないのです。出がつぶれたのは昭和三十九年。こういう例があります。それからまた、私が実際扱つた例で、千九百万円退職金があつたけれども、もらつた金が七十五万円というのがありました。

二百人の従業員で、だから、杜内預金並びに退職金の確保というものははどうするか。ことにいま、先ほどお話をあつた貨金の未払いというのはほとんど少ないのでよ、現実問題としては、いま貨金を払わないで労働者が来ますか。貨金だけ、定期給与だけは払うのですよ。それはもう倒産する寸前まで。問題はほんとが退職金なんですよ。ですからこの退職金の確保をどうしてするのか。というのは、三条

よそから。これは政府機関から借りておる。借りるために、退職金を支払つたという個人の署名がなければ貸さないのです。それを全部署名をとつちやつた。そして借りてきたその金は再建資金に使つちやつたのです。いいですか、自分の退職金をもらつていもせぬで、もううたという判をつぐらいの組合もあるのですよ。それを組合で決定して、みんなに判をつかせたわけです。金融機関に行きますと——合理化事業団ですよ、整備資金を貸したのは石炭合理化事業団に行きますと、ちゃんともらいましたという判がいつておるのですよ。書類が。ところが全然もらつていないのですよ。やはりこれほど問題があるのです。ですから、退職者の預金は強制はしませんけれども、ほとんど管理貯金になると会社としては社債を発行するよりも、九分の利子でも安いのですよ。ですから、退職者の預金は強制はしませんけれども、ほとんど管理貯金になつてゐる。杜内預金というものが、現在の従業員の杜内預金ではないのです、ほとんど一番大きい額は、調べてごらんなさい。そういうところにやはり問題があるのです。幸いにして余りますますかがなかつた。あつたのは石炭です。しかし、石炭は何か補てんをする方法をいたしましたので、十分ではありませんでしたけれども、いま問題がないとしても、非常な大きな問題だということが一つ。

時間がありませんからついでに言つておきますが、大正炭鉱という炭鉱があります。まだに退職金が払われていないのです。一八%しかもらつてないのです。出がつぶれたのは昭和三十九年。こういう例があります。それからまた、私が実際扱つた例で、千九百万円退職金があつたけれども、もらつた金が七十五万円というのがありました。

ですから、杜内預金並びに退職金の確保というものはどうするか。ことにいま、先ほどお話をあつた貨金の未払いというのはほとんど少ないのでよ、現実問題としては、いま貨金を払わないで労働者が来ますか。貨金だけ、定期給与だけは払うのですよ。それはもう倒産する寸前まで。問題はほんとが退職金なんですよ。ですからこの退職金の確保をどうしてするのか。というのは、三条

から五条に来ますと、五条はなお義務じやないで
しょう。「これは措置の努力義務ですね。」講ずるよ
うに努めなければならない。」と書いてある。です
から、一番やはり問題が起ころのは、ぼくは現実
問題としては退職金じやないか、こうじようすに
思います。

それから、ついでですから言つておきますが、賃金未払いは現実に起らなければども、労働組合が労金から借りりて、会社のかわりに賃金を払つておるのですよ。現実はそうなんです。それだけ労働組合は協力するわけですよ。会社は、ひとつ勞金から金を借りてくれと言うのです、組合に。

そこで組合は労金から金を借りて、そして資金を払っている。要するに労金から労働組合が借りて、その金を会社に貸して、会社が払つておるわけです。ですから、労働者と会社との間には賃金未払の問題は起つていいのですよ。問題は、会社が倒産しても、これは一般債権ですよ、担保も何もない。借りておるのは組合が借りておるのでありますから。こういうのは枚挙にいとまがないですよ。いま労金を調べてごらんなさい。こういうものを一体どういうふうに救済するのか。

まあ、悩みは尽きぬわけですけれども、現実がこういう状態であるということをひとつ御理解を願つて、時間がありませんからこれで終わりたいと思いますが、後から法務省にちよつと一言だけ聞いておきたいと思います。

○藤繩政府委員　社内預金につきまして、こういう案では担保にならぬという御指摘でございましょう。いろいろ実例もお挙げになりましたが、特に石炭産業のああいう状態の中で起きましたが、社内預金、退職金の問題、御指摘ありましたが、元来、先生御承知のように、社内預金というものは労働基準法ではちつとも奨励されていないわけである強制預金といふものは禁止をされており、かし一定の条件の中で、いわば消極的にこれは許される、こういう形をとつておるわけでございまして、そういう中で行われているということです。

ざ
い
ま
す

そこで、さつきお話しの退職手当を社内預金にというお話、私どもも非常に首をかしげたくなるのでございまして、退職時はあるいは社内預金であつたかもしませんが、退職された後においては果たして適法な存在を主張し得るものかどうか。いわゆる出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律というものから照らしても、私は問題があるのでないかというふうに感じましたけれども、しかし、そういう法律問題はさておいて、実情はそういうことだということでお話であるというふうに思うわけでございます。

それから退職金の保全につきましても、私どもはもとよりこれは強制的な保全措置が講ぜられれば最もいいというふうに思いますけれども、またしかし一方においては、中小企業の現状等から見まして、これを今日の段階で強制的な規制といふことになれば一種の過剰防衛にもなるというよう御意見も審議会等でございまして、一応行政指導の枠内で社内預金に準じた保全措置というものを進めるべきではないかということで、今日このようにいたしたわけでござります。いずれにしましても、社内預金、退職金にはいろいろ問題がございますが、今度私どもとしてはこういったもので從来に増してその保護を進めたい、こういう気持ちで提案をいたしております点を御了解いただきたいと思います。

○多賀谷委員 ですから私は、管理貯金は届け出制でなくて許可制にした方がいいと思うのですよ。届け出制でしよう。ですから、あれだけ問題があるのは一定の基準を設けて許可制にすべきだ。現実にこんなところでも管理貯金をやつておるのかななど、なというところがありますよ。とにかく金庫は空っぽになつているのですからね。ですから、少なくとも社内預金の問題はむしろ厳格に扱う方が妥当ではなうところがありますよ。とにかく金庫は空っぽになつてゐるのですからね。ですから、少なくともそれが、私はこういうふうに思います。

して払うというよにして、根抵当か何かをやつて確保してやる必要があるんじやないか、こういうふうに思うのです。ただこういうことでは、実際問題としてとても確保できないんじやないか、私はかようすに思います。ですからそういう方法もひとつ考えてもらいたい。

それから法務省、きょうは実は会社更生法との関係でいろいろお聞きしたかったのですけれども、時間がありませんから、先ほどからちよつとありました貨金債権の先取特権の順位の問題を統合的に検討してもらいたいと思いますが、そういう問題についていま研究を進めておられるで

第一番目、第七条で、せつかくの未払い賃金の立てかえ払いの制度が、倒産した事業であること、そこでの退職した労働者が、倒産したこととさされている。ところが現実は、擬装倒産であるとか、解雇、退職をめぐって紛争中であるという問題が幾多出でてきます。また現実によく問題になつてゐるのはこの分野における問題がかなり意味を持つています。そういうことを考えた場合に、この第七条で果たしていいのかどうか、私は率直に疑問に思いますので、その点についての解明をいたただきたいと存ります。

○千種説明員 いま研究しておるかという点でございますが、この点はいろいろ議論がござりますて、その問題に限つた検討はいたしてません。と申しますのは、先取特権の順位という問題はいろいろ意味がございまして、先取特権の中での順位という問題と他の担保物件との優先順位という問題がござります。前者の場合はわざわざ議論しやすいのでございますが、後者の場合は抵当権、これは登記によりまして金額、内容がわかつております。こういう関係がございまして登記のない先取特権を優先させるべきか否かといふにつきましては、いろいろな反対議論がござります。そういう観点から申しますと、これを議論すると言いましてもかなりいろいろな問題があると考えております。

○多賀谷委員 問題はあるでしようけれども、全体的な問題としても少し、資金の確保についてあるいは労働者債権の確保について検討を進めてもらいたい。このことをお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○竹内(繫)委員長代理 次に、寺前巖君。

○寺前委員 繰り返しになるかと思いますが、要

非常にむずかしいと言わざりまじきなものですが、その指摘されております困難の中には乱用する、その困難を克服して創設いたしたものでございまじきます。ということは非常に言われるわけでござります。そこで私どもとしては、とりあえず緊急性の高い退職労働者に限りまして、いわゆる経営不振その他、他の事由による不払いというような場合には、これは立てかえ払いというよなことでなくして、規制を強化することによって措置をしたい、こういうことで退職者に限つておるわけでございます。しかしながら、いま先生が御指摘になりましめたが如く、解雇の有効性について争つてゐる労働者の方々、このような場合でございますが、これは先ほどお答えをいたしましたように、使用者の解雇の意思表示がなされているということははつきりしております場合には、これは一応退職労働者といふものに準じて、私どもとしては雇用保険その他の一例に見習つた実効ある措置を工夫してみたいと思います。ふうに思つておるわけでござります。ただ、解雇が無効だということで復職されるということになれば、これは立てかえ払い金は返していただくということになることは当然でござります。

はも
領よく聞きたいと思ひますので、要領よくお答へ
をいただきたいといふに思ひます。
〔竹内（黎）委員長代理退席、山下（徳）委員
長代理着席〕

それから、生産管理のような状態の場合でございますけれども、これも、生産は事業主の責任行わるべきものでござりますから、仮に労働が生産管理をしておるという形がありましても

問題としてできない。やはり一応の限度を設けるべきではないかというような考え方でこういう線を出したわけでございますけれども、何せ初めての制度でございます。今後これをいかに実際に適用したものにするかということは、これは検討を加えなければならないというふうに思います。また来年度以降予算編成もございます。これから審議会の検討もございます。今回はとにかく発足の当初でございますから、これらについては全般的にいろんな角度から検討を加えてまいりたい、こういうふうに思うわけでございます。

発足をした苦衷もお察しいいただき、五十一年度に全部やるというものを五十一年度で手をつけたということ、そしてこういう機会であるからこの制度でやつたのですが、この模様を見ながら、現下の雇用情勢を見ながら、しかもなおかつ未払い賃金立替払事業のあり方についても今後その実績を見つつ、かつ労災保険制度のたてまえとも関連して検討してまいりたいつもりであります。

○寺前委員 先ほど総評の人がお見えになりました。聞きますと、労働省の関係者との間にいろいろお話をなさったようであります。幾つかの問題

うような意味から、労災保険ということで割り切ったようなことでございます。そこで、私どももできるだけ早くこれは実施するという点については思いを同じくするものであります。ただ問題は、新しい、しかも保険システムによる制度でございますので、施行の日から以前にさかのばつてこの制度を運用するということは、これは私どもとしてはできない。できるだけ施行期日を考えるというようなことはやってみなければならぬと思思いますけれども、遡及をするということはいかがかというふうに思うわけでございます。

職金共済制度あるいは税制上の適格年金制度、そういうようなものに進むことが本命ではないかと、いうような気がいたしておるわけでございまして、私どもとしては、現段階ではこの程度の措置にとどまらざるを得ないのではないかというふうに思つておるわけでございます。

不服審査の点につきましては、これも先ほど御議論がありました。特にこの大部分を占めると予定されます中小企業の事実上の倒産の認定につきまして、労働者から確認の申請があればこれは労働基準監督署長が諸般の事情を考慮して行うわけ

それから、労働債権の確保の問題でございますが、これはやはり從来からたびたび議論をされまして、立てかえ払いと並びまして非常に重要な法案でございます。しかし、ただいまも法務省からお答えがございましたように、なかなか法理論的にも問題がある、学者の中にもいろいろいふ意見もあるということです。しかし、労働省といつたしましてはこの問題は決して捨てることができない。やはり私どもとしては十分な研究を今後進めさせていただきたいというふうな考え方を持つておりますので、今後の勉強にひとつ精を出していきたいというふうに思うわけでございます。

題が出されておりましたので、私はきょう聞いてみたいと思います。
その一つは、経過措置として五十年四月にさかのばつてこの法律の執行を考えられないかといふ問題を起しておられます。
二番目は、元請、親企業の連帯責任については、支払い勧告の明確化を入れるようにはいかないか、これが二番目の御指摘です。
第三番目の御指摘は、退職金の保全措置として最低限社内預金並み、そういう方向で保全措置を考えることはできないのか。
第四番目に、不服審査の申し立ての制度化につ

それから、元請、下請、あるいは新会社の関係の場合の支払い勧告の問題でござりますが、これも先ほど来御議論がありました。現に建設業法四十一条にはそういう制度もあることでございます。また私どももそれを活用してかねてからやつてまいっているわけでございます。したがいまして、私どももこの制度をつくります場合に關係審議会等においても非常に議論をしたところであります。が、諸般の法律論、先ほどもお答えしましたようないろいろな問題点というものがありまして、今回は実現を見るに至らなかつた。今後なお研究をしてみなければならぬ点であろうとは思ひますが、建設業以外の領域にまでそれ

でございますが、これは一種の行政処分とおえられますので、それに不服があります場合には、行政不服審査法の体系による不服申し立ての制度が開かれておりますので、現段階ではその制度によるのが妥当かといふふうに思つわけでござります。

労災保険に依存をしております。これは審議会でも問題になつた点です。これは制度論の基本にかかわる問題ですから大臣にお答えをいただきたいと思うのですが、確かに、お金を出すのは資本家であるという点では、労災保険と同じところから同じ人から金は出るかもしれません。だけれども制度の基本においてはやはり違つものではないけれどもうか。これは各方面的意見の中では、きわめて制度論としては異例のことだといふに言わねばならない内容です。この問題について、制度発足はとりあえずこうしたとしても、将来検討するつもりなのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○長谷川国務大臣　先ほどからほかの先生方からも御意見がありましたが、こういう緊急避難的

その他幾つかございましたけれども、私が気を
きました四点について提起しておられる問題に
いてどのような見解をお持ちになるのか、お話を
聞かせていただきたいと思います。

○農業政府委員 この制度ができるだけ早く、
在の不況の実態にもかんがみまして施行すべき、
という御議論、これは私ども当然だと思うわけ
ござります。そこで、ただいまも、昨日来も制
の本質論が出ておりまして、労災保険やるの
いかにもおかしいという御議論もあります。私
もよくわかりますけれども、しかしながら、筋
を通してやるということになればなかなかまだい
いろな制度論があつて、また先に行くといふこ
もございますから、やはり、きのうもお答えい
しましたように、むしろこの際は拙速を選ぶと

つを及ぼすということは、現段階では適当ではない
というふうに思つておるわけでござります。
それから、退職金保全の措置の義務化の問題で
ござりますけれども、これも先ほどお話がござい
ました。退職金を保全するという点にのみ着目を
して論すれば、それが望ましいということになる
わけでござりますけれども、しかしながら一方に
おいて、そういう制度を強制するということは、
結局退職手当に充てるべき資金の保全を一的に
義務づけるということによつて高額の資金を永続
的に固定させることになりまして、企業における
資金の流動性を損なうというような結果になり、
経済活動にも支障を来すというようなことにもな
りかねない。また、あるべき姿といたしましても、
退職金につきましては、今後はむしろ中小企業退

に問題が出てきます場合に、これを適正に処理する必要があるわけですが、処理の体系といたしましては、私どもは、賃金不払いの確認につきましては労働基準監督署長が行う、しかしながら今度は立てかえ払いの額の決定、それから支給、そういうものにつきましては労働福祉事業団が金融機関等を使いましてこの処理をする、こういう体系を考えておりまして、労働福祉事業団には所要の増員も今回いたしましたのでございます。なお、労働基準監督署も、よくこの委員会でも御議論がありまますように大変多忙をきわめております。今回地方で約百人ばかりの増員をしておりますけれども、しかし大変忙しい役所でございます。職員にも苦労をかけますけれども、しかし、事は非常に大切な不払いの問題でございますので、中央、地方を通じて

まして大いに努力をして、この新しい制度の円滑な施行に向かって進みたいというふうに思つておるわけでござります。

○寺前委員 者 セっかくの労働者の期待が、從来こういう法律がないときに、労働者の努力も、また労働者自身の努力もあって、一〇〇%がち取るということもかなりかち取れておったわけであります。ですから、この法律ができると立派に見えます。

いだということを私は念のためにひとつ提起をしておきたいと思うのです。また、そのためには同時に職員の皆さん方が、監督署というところではいまでも人手がなくて、やらなければならぬことがいっぱいあるのだ、そういう意味では、定数の問題について格段に検討するということが、こういう分野の仕事をされるところについては重要な二点を強く感じますので、大臣の所見を聞いて質問を終わりたいと思います。

○長谷川國務大臣 まあ、賃金は何といいましても勤労者の家庭の生活の原資でありますから、これは事業主が絶対責任を負うことがあります。そしてまた、不幸な方々にこういう新しい制度を皆さんの御協賛を得て実行できた暁には、手の足りないところでありますけれども、労働者の生活を守るために私たち労働省の者は一生懸命やらなければならぬ時代だと思っておりますから、それは周知徹底させます。なおかつ、増員の問題等についても御同情ある御意見がありました。が、微力ではありますが懸命にそういうことについても努めてまいりたいと思っております。

○寺前委員 終わりります。

○岡本委員 最代理 次に、岡本富夫君。

○岡本委員 私は、ただいま議題となつておりますところの法案について若干の質疑を行います。

最近の労働者の賃金不払い事件報告によると、七五年上半期中に監督機関の取り扱いの、約百六十八億円の賃金不払いのうち六三%が退職金で、

定期給与はその半分である。この解決状況を総体的に見ますと、退職金の方が劣り、解決不能の額が八割は退職金である、こういうように出でおりますけれども、この退職金についても今度の不払の中に確保はきちんとできるものかどうか、これをひとつもう一度念を押しておきたいと思ひます。

○長谷川國務大臣 賃金未払いのうち、退職手当の未払いにつきましては、その性格からして金額では大きな割合を占めていますけれども、件数やら労働者数の割合はさほど大きなものではないと思つております。退職手当の保全措置について努力義務としましたのは、マクロ的に見れば少數の企業にしか生じない倒産に備えるために資金の確保を義務づけることは、資金の流動性に相当の影響力をもたらす結果、経済活動に支障を来すこと、また、中小企業退職金共済制度の支払いが確実に保障されている制度を利用することが本筋でありまして、保全措置はいわば第二義的なものであるという理由であります。

〔山下(徳)委員長代理退席、竹内(黎)委員長代理着席〕

退職手当については、当面の生活に必要と思われる定期給与の三ヶ月分については、定期給与とあわせて立てかえ払いの対象とするという考えであります。

○岡本委員 いまの御答弁を見ておりますと、そういうように定期給与と退職金、こういうものを別に考えるということは、労働基準法の賃金の不払いも退職金も同じ賃金だと、こういうようになつてゐるわけですね。ところが、労働者が今度はこの立てるべきですが、これをやるときには、といった差別をつける。どうも官尊民卑というより私は考えるわけですね。何かあなたの答弁を聞いてみると、定期給与はもう絶対必要で、退職金は必要だけれどもまあ一次だと。

御承知のように、いま就職しようとしますとなつかなか就職できないです。最近少し景気が上回ったというのは、これはほんの一端、実際に中小企業を見ますと、まだ少し整理しなければいけない、こういうときですかから、これからどれくらい遊ばせねばならないかわからない。しかも、定期給与がありますればこれは何とかしても、不況で物

賃金というふうに観念をいたします。たとえばその不払いあります労働基準法二十四条違反、二十三条違反というような場合には、これを同じようになりますが、しかし今度はそこで退職金、要するに考えて、同じようにとらえているわけでございますけれども、この退職金についても今度の不払の中に確保はきちんとできるものかどうか、この

法律のとらえ方の問題でございまして、一般的に申しまして、定期給与と、それから臨時のなボーナスと、それから退職金と、それぞれ相当性格が違うということは、これは否めないところであろうと思うのでござります。何といいましても月々の給与というのが労働者にとっては一番緊急でありますから、これを中心に対策を立てなければなりません。しかしながら、いま御指摘のとおり、それがでは退職金は急場の必要という観点から見て何ら要らないものかと、そんなことはございません。やはり最小限のものは非常に役に立つものでござりますので、立てかえ払いの対象といつましましては、三ヶ月程度のものはこれを加えていく、こういうような割り切りをいたしたわけでございまして、この辺も関係審議会等いろいろ御議論もありましたが、一応の結論としてかような線を出したわけでござります。

○岡本委員 そうしますと労働省としては、労働基準法のこの賃金の不払いということについて企業あるいはまた使用者側に示すときには、定期給与も退職金も同じ賃金だと、こういうようになつてゐるわけですね。ところが、労働者が今度はこの立てるべきですが、これをやるときには、といった差別をつける。どうも官尊民卑というより私は考えるわけですね。何かあなたの答弁を聞いてみると、定期給与はもう絶対必要で、退職金は必要だけれどもまあ一次だと。

御承知のように、いま就職しようとしますとなつかなか就職できないです。最近少し景気が上回ったというのは、これはほんの一端、実際に中小企業を見ますと、まだ少し整理しなければいけない、こういうときですかから、これからどれくらい遊ばせねばならないかわからない。しかも、定期給与がありますればこれは何とかしても、不況で物

価高というところで大変な生活ですけれども、その中で切り詰めながら一応の安心した生活ができるのですが、しかし今度はそこで退職金、要するに会社がつぶれたり何かしらやつて退職金が出ない、そうなるとこれは前途が不安ですね。私はこういう人にこそ本当の温かい、何と申しますか、安心した生活ができるような手を労働者としては打たなければならぬのではないか。したがって、退職金の保全措置についてもこれを義務化にする、こういうふうに、この法案をせっかくお出しいただいたのですからひとつこの際改正をしていただきたい。こういう用意、決意をひとつ。まことにはこの状態を何とか改善していくことを図る、前向きの答弁をひとついただきたい。

○藤繩政府委員 退職金も労働基準法の扱いとしては賃金でございます。で、これがやはり非常に大切なものであることはもう申しあげるまでもございません。したがいまして、今度賃金不払いの罰則を五千円から十万元に引き上げまして、大変な規制強化を図つたわけでございますが、その場合に当然退職金もその対象になるわけでございません。しかしながら、立てかえ払いという新しい制度をいろいろ御批判が出来ましたような急場の保険システムの中で新しく実行に移そうというような場合に、やはり緊急やむを得ないところから次第に重点的にこれを取り上げるということもある程度やむを得ないことではなかろうかというふうに思うわけでございまして、そういう意味で定期給与をまず優先し、それから退職金といえども三ヶ月分相当のものはこれを立てかえ払いの対象にする、こういうふうにしたわけでござりますし、それからまた保全措置につきましても、いろいろ関係審議会で御議論もありました。いま先生がおっしゃいましたような議論ももちろんあります。しかし、先ほど大臣からもお答えをいたしましたよなまたそれぞれの関係者からの意見もあ

るわけでございます。そこで今回はこういうことにならました。もとより今後私どもいろいろ研究を重ねまして、制度全体の改善については今後も努力を惜しまないということで進みたいと思ひます。

○岡本委員 緊急の措置だということでこれは了承しているのです。了承というよりも、できないけれども……。労働基準法には、定期給与もそれから退職金も同じ賃金ということぢゃんと法律で決められておるわけですからね。これを差別することはいけない。しかし、いま緊急のことありますからまあ一応あれですが、では次の機会に、初めてやつたわけですからこれをやつてみて、そしてその退職金の保全措置も義務化していくといふことは思ひます。

○長谷川国務大臣 新制度はこうした経済不況のときに備えて発足させたわけでありますから、いろいろな問題について、この委員会で出た議論などを含めて研究してまいりたい、こう思つております。

○岡本委員 この制度をつくられるについては相当審議会でも意見が出たらしいし、労働省としても相当これは研究なさったと思うのです。したがつて、この制度を実施して、そしてさらに退職金の保全措置についても義務化するという、こういうことを前向きに検討するということをひとつ大臣にはつきりお約束をしていただきたい。研究してみますが、とにかく非常に御熱心に御議論されますが、先ほどからもこういう問題が全部出でておりますので、何さま新制度をつくりまして将来の問題にどういふものが出てくるか、いろいろな問題を含めて熱心に研究していきたい、こう思つております。

○岡本委員 何かこう変な話でこまかされたみたいためになつてしまつてね。大臣、慎重ですね。これは慎重審議ということになると、あしたもあさつてもやらなければならぬようになりますよ。これは私は一つだけ、たくさん言わないのでしかね。先ほどから何遍も言つておりますように、賃金の方は「保全措置を講じなければならない」片一方の退職金の方は「努めなければならない」この「努めなければならない」というのも、「講ずるよう努めなければならない」という努力目標を、要するに保全措置を講ずるというように、次の機会には必ず前向きに検討して行うようにしますと、それぐらいあなたお答えしておいてもいいじゃないですか。時間がなくなつりますよ。

○長谷川国務大臣 それはバナナのたたき売りじやあるまいし、すつとそつ言うわけにもいきませんので、とにかく本当に研究いたします。前向きに検討するのはいかぬの。

○藤原政府委員 大臣の述べられました御趣旨に沿つて私も努力をしたいと思います。ただ、大変慎重な答弁を繰り返しているじゃないかといふおしゃりでござりますが、先ほどもお答えしましたように、審議会の中でもさんざんこれは議論がございまして、もとより先生御主張のような御議論もござります。しかしながら、対象が何せ非常に中小零細な企業に限られることでござりますから、そういうところが多いため事案でござりますから、そういう方々からの慎重論もございました。いろいろな問題点がござります。そういうもの踏まえて今後なお研究を続けなければならぬ、こういう意味でござります。

○岡本委員 中小零細企業ですから特にそういうところにお勤めの皆さんは非常に不安ですよ。でもそこ勤めている人たちのことをちゃんと考えておかなければならぬというように、それにはとてもやらなければならぬようになりますよ。これで私もやはりこれは次の機会に十分検討してそして悪い隘路が出てきておるのか。逆に言いますとどちらも、これは慎重に検討した結果出されておるとこにあいが悪い点があるのか、これをひとつ。○藤原政府委員 立てかえ払いの対象にするといふことで三ヶ月分を対象にするわけでござります。先生がいま御主張のところは、退職金の保全措置について義務化をする、調示規定ではないといふ、第五条の問題を論じておられるというふうに思つておられます。これにつきましては、先ほど来お答えしておりますように、いろんな議論がござましたが、努力義務として規定をしました理由は、一つは、退職手当の支払いに充てるべき資金の確保を目的的に義務づけるということになりますと、企業全体から見れば、倒産という非常に多く一部に起る危険のためにかなり高額の資金をすべての企業に永続的に固定させるということになります。こういう事案の起る企業は非常に中小零細な事業主も非常にひ弱などころでございます、そういうところにいわば過剰防衛を強いるというようなことになります。それでだけの資金の流動性を損なう、経済活動に支障を來す、かえつて不都合ではないか、こういう意見が一つござります。それから、本来の行き方といたしまして、中小企業退職金共済制度あるいは税制上認められております適格年金制度、そういうものによるところの退職金制度が設けられることが望ましい。企業を金縛りにしまして、そこでやつていくというやり方は第二義的なものではないか、こういういきさつでござります。

○岡本委員 勞働省の方でもこうして、中小企業退職金共済制度とか、こういうのはやはり推進しておるわけでしょう。なかなか進んでいませんわ

た方がこれは間違いない。どうもいろいろ慎重に

検討して、慎重に検討して、こうおっしゃるけれども、これは慎重に検討した結果出されておると

思つのですよ。

○藤原政府委員 立てかえ払いの対象にするといふことで三ヶ月分を対象にするわけでござります。先生がいま御主張のところは、退職金の保全措置について義務化をする、調示規定ではないといふ、第五条の問題を論じておられるといふことです。これはその法律が制定された後に倒れたものののみを救済していくことになるのか、それとも現在インフレあるいは不況、物価高のために倒れていた企業のそつた方々までの救済に及ぶのか、この点についてお尋ねしたい。それに対しても長谷川さんという労働大臣ですね、いまいらつしやるかどうか知りませんが、この方があお答えになつておるのは、「ただ民法の関係とかいろんな法律との調整あるいは整理などもいたさなければなりませんので、五十一年度から一部実施をする。その際に、先生のおっしゃつたように、当然ならばそのときから法律は施行されるわけになります。しかし、先生のおっしゃつたのは、前のものも全部というふうなお話などもございまして、その辺が一体どういうふうになるかといふこともあわせ考えながら検討してまいりたい」こういうお答えが出ておりますが、第七条の未払い賃金の立てかえ払い制度ができるわけですけれども、本年の十月一日以降に倒産した企業についても、しかも深刻な不況で倒産する数多くの企業労働者を救済する必要があるが、五十一年の十月一日、その前の倒産した企業の退職者

はどういうふうになるのか、これをひとつ明確にしておいていただきたい。

○藤繩政府委員

この制度はできるだけ早く施行したいと私ども思つておりますけれども、何せ新しい制度でございますので、これを実行に移すためにはたくさんのがあるいろいろな手続等を決めていかなければなりません。職員の教育もしていかなければなりません。ある程度の時間が必要でござります。そこで、成立をいたしますればできるだけ早くやつてまいりますけれども、ある程度の期日の後に施行になる。こう思つておりますが、その施行前に倒産した企業に遡及して適用を及ぼすということにつきましては、これは事の性質上、新しい制度の誕生でござりますから、これをさかのばらせるということはできないといふふうに私どもは思ひます。

ただ、たとえば十月一日から十一月一日に施行いたしますと、それ以後に倒産した企業でございましても、その企業から解雇された、あるいはその企業を離職した労働者というのは倒産前六ヶ月の者を予定をいたしますから、場合によつては施行期日前の離職者に及ぶ。しかも、その離職者の立てかえ払いを受ける賃金は、さらに離職前六ヶ月の間の賃金について三ヶ月分を限度として立てかえ払いを受ける。こういうことでござりますから、それぞの労働者あるいはその未払い賃金というところに着目をいたしますれば、かなり施行日から逆にさかのばつてそういう適用が行われるということでござります。

○岡本委員 いま、この法律が今国会で成立するということを労働省も頼つていらっしゃるし、われわれも努力しているわけですが、本年の十月一日ぐらいには大体施行されるのかどうか。努力をいたしておりますけれども、大体の目標をつけたる法を出してくるわけですから。どうですか、その点について。

○藤繩政府委員 先ほど申し上げましたようないろいろな準備がありますので、私どもとしては、

事務的に考えますとその程度の余裕が欲しいといふふうに考えておるところでございます。

○岡本委員

そうしますと、五十一年の十月一日に仮に施行された場合、それ以前に倒産した人たち、退職した人たちは全然遡及されない。五十年十月一日に施行されて、その後に倒れた人たち、失業者ですか、それは三ヶ月かかるのはつて救済する、こういうことなんですか。そこのところをはつきりしてください。

○藤繩政府委員

倒産の場合、たとえば破産の宣告のようないく裁判手続きによります場合は、裁判所が破産の宣告をいたしますから期日はきわめて明確になるわけであります。それは破産の時点をさかのばらせるということは事の性格上できないと思います。ただ、大部分を占めると予想されますところの中企業の事実上の破産、つまり基準監督署長が認定をするというこの破産、事実上の倒産、これにつきましてはその倒産の判断をいつの状況でやるかという問題がござります。それで、一応施行日以降の倒産ということで認定をされましても、先ほどお答えしましたように、今度は倒産の企業の労働者が問題になるわけです。その企業から離職しました労働者について未払い賃金があれば立てかえ払いをしてようとするわけですね。たとえば人が死んだときの死亡診断みたいなものであります。これは厳正にやらなければならない。しかし、現在の監督署の体制で果たして十分なのだろうか。労災認定を受けるにしましても相当長い間かかるんであります。長いのは一年も二年もかかる。ああでもない、こうでもない、行ってみたら机の引き出しにほうり込んであった、こういうような状態なんですね。果たしてその処理能力があるのかどうか。その処理能力がなければ、これはもうなかなか確認の処理ができない。こういうような体制をどういうふうになさるのか、これをひとつお聞きしたいと思います。

○岡本委員

そういう事務手続が非常に大変だという問題もござりますし、それから何よりも、実はこういう制度については乱用が伴いがちでござりますから、乱用防止の見地からいつても法律上の手続による倒産に限るべきではないかという議論が非常にございました。現にフランスなどはそういうたてまえをとつて、できるだけ実情に合つたのですから、一番極端な例をとれば、未払い賃金そのものに着目すれば六ヶ月六カ月で一年近くかかるのを、こういうことが考えられるわけでござります。そういうことで、できるだけ実情に合つた

況、これを調査してみると、これは東京商工リサーチですか、そこを見ますと、七四年において倒産企業中、負債一千万以上を抱えて倒産した企業だけでも十一万一千六百八十一件を超える。それ以外に不渡り一發で倒産する。零細企業はそうであります、非常に数が多くなっていると思うのです。裁判所の手続を経た破産宣告あるはまた更生手続、あなたが先ほどおっしゃいましたそういうような裁判上の手続によってできたものは、これを見ますと、この十一万一千六百八十一件のうち五百七十九件にすぎない。しかもその数は負債総額一千万以上で倒産した企業の四・九%にすぎない。残りはすべて監督署長の確認によるわけですね。その監督署長の確認の数というのは膨大な数になつていくだろうと思うのですよ。そのときに、この倒産実の確認が一番決め手になるわけですね。たとえば人が死んだときの死亡診断みたいなものであります。これは厳正にやらなければならない。しかし、現在の監督署の体制で果たして十分なのだろうか。労災認定を受けるにしましても相当長い間かかるんであります。長いのは一年も二年もかかる。ああでもない、こうでもない、行ってみたら机の引き出しにほうり込んであった、こういうような状態なんですね。果たしてその処理能力があるのかどうか。その処理能力がなければ、これはもうなかなか確認の処理ができない。こういうような体制をどういうふうになさるのか、これをひとつお聞きしたいと思います。

○岡本委員

そういう事務手続が非常に大変だという問題もござりますし、それから何よりも、実はこういう制度については乱用が伴いがちでござりますから、乱用防止の見地からいつても法律のためにはこうなつているわけですが、そこで、破産手続の場合は申し立ててからこの破産宣告を受けるまで二ヶ月から三ヶ月、中には一年以上もかかるているのがありますね。七四年の例をとりまして平均六ヶ月です。こういうのは大体はつきりするわけですねけれども、先ほどお話ししましたように、監督署長の確認、これは申請は大体労働者、労働者からするわけですね。退職者が、要するに労働者が申請をして、そして確認をして、それで

給付されるという期間ですね、これは大体どのくらいの程度に、皆さん方はこれだけのたくさんものを探しておるのか。実際にどの程度の期間を頭に描き、またはこうしたいというようになっておるのか、これをひとつお聞きしておきたい。

底すべきことは当然でございますけれども、こういう新制度が発足しましたときは特にそのPRが大切でございますから、私どもとしてはあらゆる手段を通じまして、新聞報道等あるいは役所の機関紙あるいは監督署等における掲示板というようつ

というものは、毎月一回以上一定の期日を定めて支払わなければならないことが規定をされております。また、賞与は、その支払いの都度支払い期日が定められているというのが通例であるのに對して、退職手当は、その支払いが企業にお

が、これに対し答弁があつたらひとつ言つてください。
○藤原政府委員 親会社、子会社というよつた関係で代位弁済あるいは連帯責任というよつなことも、この法律をつくるときに非常に議論がございました。

ハナ

〔竹内（黎）委員長代理退席、委員長着席〕にはそういうことがよく論せられますし、建設業の不払ひ等については勧告制度も

○藤織政府委員 何せ新しい制度でござりますの
で、実施してみないとわからないという面も多々あ
るわけでござりますけれども、いま先生が御考
査になりました破産手続のような場合に、かなり
時間がかかるることは事実でございます。ただ、こ
の立てかえ払いの請求につきましては、破産宣告手
続がありまして、破産手続が済んでおるところでは学
問者から請求が出てきて、そしてその破産の事実を

なこと、あるいは民間関係団体を通じてのP.R.いろいろなことをやつてしまりたいと思います。ただ、いま先生がおっしゃったのは、そういう一般的なP.R.と同時に、具体的に倒産が起つて退職をするというような場合には、散つてしまつ。その散つた労働者に、こういうものがあるということが果たしてよくわかるだろうかという御懸念だらうと思ひますけれども、私ども監督署が接触をしておる限りにおきましては、賃金の支払いに

ら、むしろそういう法律上の手続が進んでおり、す場合には、こちらの立てかえ払いの手続としこは一週間ぐらいあれば、敏速にやればできる」とうふうに思ひます。

ついては事業主と継続して交渉を持つという例も多々ござりますし、また、監督署に多数の申告が参つております。私どもはそういう機会に、今度はこういう制度ができるということを徹底いたしまして、また関係者にもよく伝えてもらうようよりにというような努力もいたしましたで、できるだけ

てそれからやるという、これはやっぱりなかなか時間がかかると思いますけれども、私どもとししゃくによ、五音譜で「アマツヨシ」を行つゞ一ヶ月

この新しい制度がたくさんの方々に及ぶように努力をしてみたいというふうに思います。

○岡本委員 では最後に、この退職労働者の賃金等に係る是正措置について。この賃金は、労働者の賃金等につれて、この賃金は、労働者の賃金等につれて、

まの法律上の手続の場合は二週間でございます。

毎日の生活がかかるつており、本来なら絶対に遅延があつてはならない性質のものであります。そ

半ぐらいでやれる。また、できるだけ早くこう

の遅延に對して高率の利息をつける、一四・六%です、こういうような労働省からのお話があつて、うまいとすげしと、二三は星延しないとい

○ 聞き手は、その場で何を思ふか、何を感ずるか、何を察するか、何を心配するか、何を懸念するか、何を喜ぶか、何を悲しむか、何を怒りや憤りで心を燃やすか、など、その人の心の動きを察する。

たそりでありますけれども、これは過剰じゃないかと、うに労働基準法にのつとつて監督強化をしていくのがあたりまえであります。この遅延利息は債

中小企業が倒産した場合に、労働者がそれぞれ

にこの制度があるんだね。いよいよ本題を立てかえ払いをすることができるんだという

か、お聞きしておきたい
○藤繩政府委員 遅延利息は、今度この法律で新たに設けられました非常に画期的な制度だと私は

か、これはどういうよつにしてなさるつもりに

の幕題政府委員 行政のPRをあらわす機会

○和田(耕)委員 この法律案は、昨年来労働四團体が相当強く要望した重要な項目を法律化したという意味で、非常にいい法律案だと思います。したがって、いろいろと細かく質問することも必要でないと思うのですけれども、一体このような事例は今年に入つてあちこちの事業所で起つておるでしょうか、その事実を一遍お聞かせいただきたいと思います。

○藤繩政府委員 おっしゃるとおり、不況の深刻化に伴いまして非常に不払い額がふえております。最近の統計といたしましては、これはいわゆる網羅的な統計ではないのでござりますけれども、労働基準監督署にいろいろ訴えられたり、あるいは監督の機会につかまつましたいわば業務上の数字でございますが、これで見ましても、昭和五十年四月から五十年九月までの半年間に起つりました不払い、これは、その前の期間から解決ができないで残つてきておるもののが七十億、それからその期間に新規に把握したものが九十七億、合わせまして百六十八億という不払いを監督署は抱えました。その間に監督署は努力をいたしまして、七十三億をとにかく払わせております。しかし、どうしても払えないというものが二十九億残りました。それからなお次の期に問題を残しましたのが六十六億となつております。問題は、どうしても解決不能ということで処理せざるを得なかつたこの二十九億に相当するようなもの、これを今回こういう措置で救つていきたいと考えております。

○和田(耕)委員 いまのよう約二十億近い賃金の不払いという事実があるわけですね。そしてこの法律が通ればそういうふうな悲惨な状態はカバーされるというわけですけれども、わずか一年足らずのうちに三十億もの賃金が払われないままで残されておる、こういう問題は何とかカバーする方法はないのですか。

○藤繩政府委員 申し落としましたが、先ほどの数字は、今度のこの法案で予定しておりますようないな倒産に伴うというようなものだけではございません。

中には労使のトラブルで、そんなはずじゃなかつたというようなことで解雇しまして賃金はもらえないというような事案も含まれておる、それから経営不振等の事案も含まれておる、いろいろなものでござりますから、倒産によるものはもう少ししばられると思います。しかし、いま御指摘のように、賃金というものは本来事業主が払わなければならぬものであります。また、労働者にとっては唯一の生活の糧でございますから、不払いということは起こつてはならぬわけでござります。基準法でも、これは刑罰として処罰をされる事案になつておるわけでござります。そこで今度の法案でも、立てかえ払いをやつておりますけれども、立てかえ払いだけじゃないのでございまして、この罰則も、従来わずかに五千円というような罰則でございましたものを、労働基準法を改正しまして十万円に引き上げておるわけです。あるいは還利利息というような民事的な制裁も今度設けた。それから社内預金や退職金についてはいろいろな保全措置も講ずる。それから立てかえ払いもする。いろいろな方法で不払いというものを何とかなくしていこう、こういう構えでございます。

それは個人の金だといつよつなことが起りがちでございます。ですから、私どもいたしましては、単に基準法の面だけで事業を追及するのではなくて、やはりそういう実際の中身にも入りまして、また実例も多々ござりますが、監督官は非常に苦労いたしまして何とかそれをつかまえて払わしてきてる、あるいは元請に立てかえ払いをさせてきているというのが実例でございます。今までそういう制度ができましたら、そういうものもあわせまして、なお一層不払いの撲滅に完璧を期したいというふうに思うわけでございます。

○和田(耕)委員 労災保険の資金で未払い賃金の立てかえをカバーしていくとどうお考えですかれども、きのうの質問でも私はそれは一応いいといることを申し上げたのです。しかし、これはいろいろなあれで、やはり一緒にしない方がいい、別に法律をつくって資金を考えた方がいいという状態も考えられると思うのですが、どういうふうな状態をお考えになっておられるでしょう。

○藤繩政府委員 昨日衆もこの御議論が出ておりまして、お答え申し上げておりますように、筋論といいますか、理屈論を言えば、独立の保険料を取つて、そして独立の機構でこれを運営するというのが一番いいかと思います。しかし問題は、保険料が非常にわざかでございまして、それだけの必要があるかということ、あるいは独立の機構をつくるというようなことがいまの時代にふさわしいのか、あるいは不況の際にそういう負担を新たに経営者に強いるということはないかがかかるような問題、さらには、賃金不払いとか倒産の事案は失業や労災と連いまして、いろいろな議論の過程で、一体、他人が経営が下手でこういう不始末を起こしてしまったものをほかの経営者がどうしてしりぬぐいをしなければならないのかというような御議論もございました。いろいろなことがありますし、そういうことを根本的に検討しておるのはこの急場に間に合わないわけでございまます。先ほど来、遡及適用とかいろいろなお話を出しておりますけれども、そういう基本的な理想論を

追求して制度をつくろうとしますれば、この急場に間に合わない。そこで実際にフランス、ドイツ、オランダ等で始められましたのも既存の労災保険や失業保険の機構を使ってやっております。そういう例を参考にしまして、いろいろな問題がござりますけれども、次善の措置としてとりあえずこれで発足し、転がしてみまして、将来あるべき姿というものはまた改めて検討してみなければならぬ問題ではなかろうかというふうに思います。

○和田(耕)委員 最初に申し上げたとおり、これは、私どもの支持者である労働組合の四団体が、昨年來の不景氣あるいは雇用不安の状態を見て非常に強く要望した問題でございまして、非常にいわゆる労使の問題だと思ひます。ただ、こういうふうなものを行なう場合にもいろいろ条件があると思うのです。だから、これを逃れようと思えばいろいろなことも考えられるわけで、そういう問題について厳しく監視をしながらこの法の精神をしっかりと運営をしていただきたいと思います。大臣の御所感を拝聴いたしまして、終わりたいと思います。

○長谷川国務大臣 一昨年の雇用保険法を御審議いただきました間にこの議論が出来まして、また私の方でもその際に、こうした経済不況のときでありますから、かつてやらないことであつたけれども、未払いの問題については五十一年度くらいに一部実施をし、五十二年度くらいに全部実施したいというふうな意見も申し上げたことがあります。参議院の社会労働委員会でも、中小企業を中心とやれといふような熱烈な御意見などもありました。そうした問題の中に、昨年の予算の概算要求が八月でございますが、このときにまた四団体の諸君が見えられまして、また書記長諸君にも、私はこういう構想でどうだらうかということです。内々相談をしたり意見を聞きながらやつた。そして今日に至ったわけでございます。

問題は、経済を好況にさせて、こうした事態の生まれないことが一番願わしいことです。が、今日、先ほど御質問ありますように、不況で、倒産もあるりますし未払いもあります。こうしたときに、緊

急遽難的なことで、機構その他においてはすぐには御満足いけないものがあるかもしれません、とにかくこれで発足してみよう、こういうことであります。一方また、これを逃げ口実にして経営者者が賃金を払わないところには何と言つたって勤労者は来ないわけです。それをまた裏切るようなどに対しましては、一度倒産すれば大体社会的に復活できない、責任があるのですから、そういうことで罰則も厳重にしながら企業家の責任を追及しつつ、万全の策を勤労者のためにとっていきたい、こう思っております。

の方は大体十月一日から実施のつもりでございま
したが、各委員が非常に御熱心に、こういう不況
のとき、何とか早くやれというふうな御意見が多く
うございますので、何さま先ほど申し上げたよう
に相当の準備期間が必要だという構えであります
たけれども、せつかく御協力、御推進いただきま
す皆さん方のお気持ちに私も感激いたしまして、
役所の方を少し督励いたしまして、七月一日から

うのですが、事務的に可能な限度として、ことし
に入ってからの実情は特に調査して、制度の趣旨
を全うするよう適切な処理を考えてまいりたい、
こう思つております。

○枝村委員 次に、退職手当の保全措置について
お伺いをしたいのであります。この問題につい
ては村山委員や先ほどの岡本委員らから質問があ
りまして、それに一応の答弁を見ておるのであり
ますが、もう一度確認の意味で伺つてみたいと申
います。

○ 谷委員長 建設労働者の雇用の改善等に関する法律案を議題といたします。
本案についての質疑は終了しております。
これより本案を討論に付するのであります。が、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○熊谷委員長 次に、枝村要作君。
○枝村委員 今までの各委員の質問の中で最も重要な部分の一つであります、未払い賃金の立替払事業の施行日と遅延適用について明確な答弁がなされておりませんので、最後に労働大臣にその点についてお伺いしていただきたいと思います。

未払い賃金の立替払事業については、倒産した企業の労働者の未払い賃金を救済するという制度の趣旨からいたしましても、法律案の成立後でき

資金不払いも急増しておりますが、このような状況にかんがみて、事实上の倒産については、不況の実態に即応し、昨年来の倒産事案についてもその実情に応じた取り扱いをすべきではないかと思ふのであります。いかがですか。

○長谷川国務大臣 こうした制度の趣旨及び事案認定という非常に大事な実務的な面がござりますので、昨年の事案につきまして見るということはちょっと私は困難であるというふうに考えておりますので、この辺はひとつ御理解いただきたい、こう思います。

○長谷川国務大臣 退職手当は、御指摘のとおり引きわめて重要なものです。これまでの支払いの確保に努めしてきたところでありますけれども、今後は退職手当の保全措置の実施についても積極的な行政指導を行つてまいります。

○枝村委員 以上で私の質問を終わります。

○熊谷委員長 これにて賃金の支払の確保等に関する法律案についての質疑は終了いたしました。

○熊谷委員長 この際、住栄作君、枝村要作君、大橋敏雄君及び和田耕作君から、本案に対し附帯申議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。住栄作君、

○住委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律
に対する附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講じるよう配慮すべきである。

るだけ速やかに実施すべきであると考えるので本
りますが、いかがでござりますか。

○枝村委員 労働大臣や労働省当局の主張や意図は十分理解できないこともないのですが、不払い賃金の救済についての関係労働者の期待はあります。この点できわめて大きく持つておるのであります。今日の状況下でこの制度を発足させるに当たり、昨年の事業についてはまあ無理かもしれませんけれども、まさにこの制度の運営につれては詳りお話をうかがいたい、こう思います。

○枝村委員 以上で私の質問を終わります。

○熊谷委員長 これにて賃金の支払の確保等に関する法律案についての質疑は終了いたしました。

○熊谷委員長 この際、お諮りいたします。

○谷川委員長 本件は、(略)

建設労働者の雇用の改善等に関する法律
に対する附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講
るよう配慮すべきである。

一 日雇労働者、季節、出稼労働者等の雇用
明確化と安定を図るための施策を充実強化
るために、手帳制度の改善を含め、引き続
検討を行い、その具体化を図ること。

二 元方事業主の下請に付する雇用管理制度の改

準備事務等の必要がありますので、ある程度の時間が必要である、こう思っております。

今日の状況下でこの制度を充実させるに至りました。昨年の事業についてもまあ無理かもしれないけれども、事実上の倒産の確認について弹性的な取り扱いをすることが強く望まれるのであります。たゞ、どの程度の単力的な取り扱いができるのかが問題です。

○熊谷委員長　この際お詫びいたします
　・川俣健二郎君外九名提出の建設労働法案について、提出者全員から撤回の請求がありました。
　本案は、すでに本委員会の議題となつておりますが、これを撤回するには委員会の許可を要す

の実情未払い賃金の実情から見て、莫大な額を支払って実施時期の繰り上げを図るべきだと思うのですが、りますが、重ねてお伺いいたしました」と思ひます。

○長谷川國務大臣　制度整足後において、特に審議會の運営がどの程度の強力的取扱いが一應のものか、その点についてお伺いいたします。

すので、これを摘要するには委員会の認可を要することになります。

○長谷川国務大臣 先ほどお答えしましたよ。

実上の倒産を労働基準監督署長が判定する場合に、できる限り既往の状態を念頭に置いて判断する。

本家の播磨を語りて、ついで兵庫を語る。この二つは、
〔異議なし」と呼ぶ者あり】

に相当の期間が必要ることは御理解いただいてお

ことが望ましいことは枝村さんおっしゃるとおり

（以下略）

ると思います。しかしながら、本委員会における各委員の御質問の中において、何とか早く——私

りだと思います。昨年の状態までの把握は、過去世のことです。さうからなかなかむずかしいと申

11

と。

五 不必要な重層下請制度の是正、労務供給のあり方等建設業の体質改善を積極的に進めるること。

六 費用の負担について、建設業の特質から中小企業のみにかた寄ることのないよう元請負事業主を含めてその負担の公正を図ること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○熊谷委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立総員。よって、本案については住栄作君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川労働大臣。

○長谷川国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に努力する所存であります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 次に、賃金の支払の確保等に関する法律案を議題といたします。

本案についての質疑は終了しております。

これより本案を討論に付するのですが、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

その趣旨の説明を聽取いたします。村山富市君。

○村山(富)委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共产党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま

す。

賃金の支払の確保等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項に關し所要の措置を講すべきである。

一 賃金債権を確保するため、監督に遺憾なきよう特段の努力をすること。

二 未払賃金の立替払事業の運用に当たつては、倒産企業労働者の救済制度の趣旨をそこ

なうことのないよう措置するとともに、今後、その実績に照らし、かつ、労災保険制度の建

前とも関連して、立替払の対象とする未払債権の範囲、不服の救済、退職金の保全の強化等を含め制度及び事業のあり方にについて、更に検討すること。

三 賃金債権の弁済順位の引上げについて引き続き検討すること。

四 下請負人、子会社等の賃金の支払に係る元請負人、親会社等の責任のあり方について、更に十分検討すること。

五 建設事業における賃金支払の確保については、労働基準法、建設業法等を積極的に活用し、その実効を期すること。

六 立替払の適用に当たつては、今次不況による倒産企業労働者の救済のため特段の配慮をすること。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○熊谷委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立総員。よって、本案について可決すべきものと決しました。

○熊谷委員長 この際、住栄作君、村山富市君、石母田達君、大橋敏雄君及び和田耕作君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

は住栄作君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川労働大臣。

○長谷川国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に努力する所存であります。

○熊谷委員長 なお、ただいま議決いたしました兩案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○熊谷委員長 次回は、明十二日水曜日午前九時四十五分理事会十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時三分散会

四四

昭和五十一年五月二十日印刷

昭和五十一年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P